

平成30年 第4回

南会津町議会定例会 会議録

南会津町議会

平成30年第4回南会津町議会定例会会議録目次

第1日 12月7日(金)

◎議事日程	1
◎本日の会議に付した事件	1
◎出席議員	1
◎欠席議員	1
◎説明のための出席者	2
◎事務局職員出席者	2
◎開会の宣告	3
◎開議の宣告	3
◎議事日程の報告	3
◎会議録署名議員の指名	3
◎会期の決定	3
◎諸報告	4
◎委員会調査(行政視察)報告	5
◎報告第10号から議案第98号まで一括上程、説明	16
◎委員会提出議案第3号の上程、説明	23
◎散会の宣告	23

第2日 12月12日(水)

◎議事日程	25
◎本日の会議に付した事件	25
◎出席議員	25
◎欠席議員	25
◎説明のための出席者	25
◎事務局職員出席者	26
◎開議の宣告	27
◎議事日程の報告	27
◎一般質問	27

丸山陽子議員	27
楠正次議員	34
森秀一議員	50
湯田哲議員	58
◎散会の宣告	70

第3日 12月13日(木)

◎議事日程	73
◎本日の会議に付した事件	73
◎出席議員	73
◎欠席議員	73
◎説明のための出席者	73
◎事務局職員出席者	74
◎開議の宣告	75
◎議事日程の報告	75
◎一般質問	75
渡部訓正議員	75
山内政議員	90
湯田賢太郎議員	106
◎散会の宣告	114

第4日 12月14日(金)

◎議事日程	115
◎本日の会議に付した事件	116
◎出席議員	116
◎欠席議員	116
◎説明のための出席者	116
◎事務局職員出席者	117
◎開議の宣告	118
◎議事日程の報告	118

◎発言の申し入れ	1 1 8
◎委員会提出議案第 3 号 南会津町議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の質疑、討論、採決	1 2 0
◎報告第 1 0 号 専決処分の報告についての質疑	1 2 1
◎議案第 8 4 号 南会津町中小企業及び小規模企業の振興に関する条例の質疑、討論、採決	1 2 1
◎議案第 8 5 号 南会津町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例の質疑、討論、採決	1 2 2
◎議案第 8 6 号 南会津町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の質疑、討論、採決	1 2 2
◎議案第 8 7 号 南会津町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の質疑、討論、採決	1 2 3
◎議案第 8 8 号 南会津町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の質疑、討論、採決	1 2 4
◎議案第 8 9 号 工事請負契約の一部変更について（社会資本整備総合交付金事業町道向山 1 号線小白沢橋上部工工事）の質疑、討論、採決	1 2 4
◎議案第 9 0 号 第 2 次南会津町環境基本計画についての質疑、討論、採決	1 2 5
◎議案第 9 1 号 南会津地方広域市町村圏組合規約の変更についての質疑、討論、採決	1 3 4
◎諮問第 2 号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについての質疑、採決	1 3 5
◎議案第 9 2 号 平成 3 0 年度南会津町一般会計補正予算（第 3 号）の質疑、討論、採決	1 3 5
◎議案第 9 3 号 平成 3 0 年度南会津町国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）の質疑、討論、採決	1 6 5
◎議案第 9 4 号 平成 3 0 年度南会津町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）の質疑、討論、採決	1 6 6
◎議案第 9 5 号 平成 3 0 年度南会津町介護保険特別会計補正予算（第 2 号）	

の質疑、討論、採決	167
◎議案第96号 平成30年度南会津町農林業集落排水事業特別会計補正予算 (第1号)の質疑、討論、採決	167
◎議案第97号 平成30年度南会津町公共下水道事業特別会計補正予算(第 2号)の質疑、討論、採決	168
◎議案第98号 平成30年度南会津町水道事業会計補正予算(第1号)の質 疑、討論、採決	169
◎日程の追加	170
◎議員派遣の件について	170
◎閉会中の継続調査について	171
◎閉会の宣告	171
◎署名議員	173

平成30年第4回南会津町議会定例会 第1日

議事日程 (第1号)

平成30年12月7日(金曜日) 午前10時開会

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期決定の件
- 日程第 3 諸報告
- 日程第 4 委員会調査(行政視察)報告
- 日程第 5 報告第10号から議案第98号まで一括上程
(提案理由の説明)
- 日程第 6 委員会提出議案第3号の上程
(趣旨説明)

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席議員(17名)

1番	貝田美郎	議員	2番	森秀一	議員
3番	丸山陽子	議員	4番	渡部訓正	議員
5番	室井英雄	議員	6番	湯田良一	議員
7番	大桃英樹	議員	8番	湯田賢太郎	議員
9番	湯田哲	議員	10番	楠正次	議員
11番	山内政	議員	12番	高野精一	議員
13番	星光久	議員	14番	菅家幸弘	議員
16番	星登志一	議員	17番	室井嘉吉	議員
18番	五十嵐司	議員			

欠席議員(1名)

15番 阿久津梅夫 議員

説明のための出席者

大宅宗吉	町長	渡部正義	副町長
星英雄	教育長	渡部浩治	総務課長
小寺俊和	総合政策課長	馬場純也	税務課長
居倉雅彦	住民生活課長	阿久津勝英	健康福祉課長
室井利和	農林課長補佐	羽染正巳	商工観光課長
月田啓	建設課長	野中英昭	環境水道課長
室井竜典	会計室長	五十嵐小一郎	農業委員会 事務局長
芳賀美恵子	学校教育課長	酒井浩哉	生涯学習課長
阿久津弘典	舘岩総合支所長	星正信	伊南総合支所長
馬場宗一	南郷総合支所長		

事務局職員出席者

馬場秀成	事務局長	星貴夫	事務局長補佐
------	------	-----	--------

開会 午前10時00分

◎開会の宣告

○五十嵐 司議長 おはようございます。

都合により、欠席届のあった議員は、15番、阿久津梅夫君です。

ただいまから平成30年第4回南会津町議会定例会を開会します。



◎開議の宣告

○五十嵐 司議長 これから本日の会議を開きます。



◎議事日程の報告

○五十嵐 司議長 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。



◎会議録署名議員の指名

○五十嵐 司議長 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第125条の規定によって、7番、大桃英樹君及び16番、星登志一君を指名します。



◎会期の決定

○五十嵐 司議長 日程第2、会期決定の件を議題にします。

お諮りします。

本定例会の会期は、お手元に配付の会議予定表のとおり、本日から12月14日までの8日間

とし、明8日から11日まで休会にしたいと思います。

ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○五十嵐 司議長 異議なしと認めます。

よって、会期は本日から12月14日までの8日間とし、明8日から11日まで休会とすることに決定しました。



◎諸報告

○五十嵐 司議長 日程第3、諸報告を行います。

初めに、諸般の報告を行います。

平成30年第3回南会津町議会定例会以後の議会活動状況、議員派遣の結果報告、総務委員会、文教厚生委員会、所管事務調査報告、議会報告会報告、議会運営委員が出席した市町村議会議員特別セミナー報告及び全国森林環境税創設促進議員連盟正副会長会議報告は、お手元に配付のとおりであります。

次に監査委員から、平成30年度10月分までの例月出納検査の結果及び平成30年度定期監査の報告が提出されています。事務局に保管されていますので、ご了承願います。

また、平成30年要望第3号は、お手元に配付しました要望文書表のとおりです。

これで諸般の報告を終わります。

次に、行政報告を行います。

平成30年第3回南会津町議会定例会以後の行政報告については、お手元に配付の、一般行政報告書のとおりであります。

次に、10月1日付の人事異動について、副町長から発言を求められておりますので、これを許可します。

副町長。

○渡部正義副町長 10月1日付の人事異動で、議場に入る課長職に異動がありましたのでご紹介申し上げます。

まず、総務課長であります。総合政策課長からの異動で、渡部浩治が着任いたしました。

次に、総合政策課長であります。健康福祉課長からの昇格で、小寺俊和が着任いたしまし

た。そして、健康福祉課長であります。農林課長補佐からの昇格で、阿久津勝英が就任いたしました。3名とも着任したばかりで慣れない業務に苦勞していると思います。何とぞよろしくお願い申し上げます。

○五十嵐 司議長 これで、諸報告を終わります。



◎委員会調査（行政視察）報告

○五十嵐 司議長 日程第4、委員会調査（行政視察）報告を行います。

初めに、総務委員会の行政報告を行います。

総務委員長、貝田美郎君。

○1番 貝田美郎議員 皆さんおはようございます。

総務委員会の行政視察に関する報告をさせていただきます。

まず、裏面からお開き願いたいと思います。

総務委員会では、10月29日から10月31日までの3日間でございますが、総務委員6名、議会議務局長1名ということで、7名で奈良県明日香村、奈良県の宇陀市のほうに行っていました。

明日香村におきましては、教育旅行であります「大和・飛鳥民家ステイ」で地域再生の取り組みというようなこと、また宇陀市におきましては、定住対策についてということで視察してまいりました。

行政視察でございますが、まず、明日香村からでございますが、10月30日ということで午前9時半から行いまして、説明者でございますが、明日香村商工会経営指導員（飛鳥ニューツーリズム協議会事務局統括）下田正寿氏でございますが、ここには記載しておりませんが、この方は、昨年本町で行いました「全国ほんもの体験フォーラムin南会津」の際に、第1分科会、御蔵入交流館でのパネリストとして本町を訪れている方でございます。明日香村の概要につきましては、省略をさせていただきます、調査内容に入らせていただきます。

「大和・飛鳥民家ステイ」で地域再生の取り組みということで、本事業の取り組みのきっかけでございますが、少子高齢化による人口減少、地域を潤す産業の不在などにより地域経済が疲弊する中、観光関連産業の再生により、地域内雇用の増加を図るとともに、地域経済活性化を目指す。

平成22年、「なら観光ビジネスカレッジ」の開催による、観光振興を担う人材の育成講義、ワークショップ、フィールドワークなどを実施し、翌年、これらの人材による体験交流型観光事業（民家ステイ、各種体験プログラム）をスタートさせ、サービスのワンストップ窓口として、明日香村商工会、明日香村地域振興公社、飛鳥京観光協会、奈良県商工会連合会、飛鳥広域行政事務組合の5団体で、飛鳥ニューツーリズム協議会が発足いたしました。

この発足に至りましては、本町でも、みなみやま観光株式会社のほうで教育旅行のほうを力を入れているわけですが、こういった教育旅行の全国組織というものがございまして、たまたまワークショップを開いた際に、東京の藤沢先生がパネラーとしておいでいただいて、そのきっかけでこの飛鳥ニューツーリズムが発足したというような経緯でなっております。本年9月14日には、一般社団法人「大和飛鳥ニューツーリズム」と名称を変えております。

事業内容でございますが、「大和・飛鳥民家ステイ」による国内での教育旅行として、まず歴史文化の学習、教科書にも掲載されている歴史的文化遺産に直接触れるとともに、日本の始まりの地である大和・飛鳥地域について深く学ぶ。食育については、古代米、大和伝統野菜などの多種多様な飛鳥の食と農の現場からの日本食の価値の高さと一次産業、農林業の大切さを学ぶ。3つ目に、交流による人間力を養うということで、ホストファミリーの方々との協働作業等の交流により、社会で必要とされるコミュニケーション能力を身につける。

インバウンド推進については、現在、アメリカ、カナダ、オーストラリア、中国、台湾、韓国、シンガポール、マレーシア、その他40カ国以上の国、地域からの学生が訪れているということでございます。

各種体験プログラムの造成と販売ということで、農作業体験、史跡めぐり、地元学校との交流、料理づくり、飛鳥特産「あすかるビー」を使ったジャムづくり、草木染め体験、竹林伐採体験などを行っております。

ホストファミリーの広域化ということで、当初受け入れ団体が2団体105泊、うちインバウンドゼロ泊でしたが、昨年は125団体6,458泊、うちインバウンドが3,257泊となっております。受け入れ態勢は明日香村を初め、高取町、橿原市、桜井市、宇陀市、下市町の、1村2町3市の広域連携を図っております。

所見といたしまして、こうした事業の成果として、地域への経済波及効果（産業関連表の活用）を商工会が100万円をかけまして、村内20軒、2016年1月から12月までを検証したところ、1次波及効果、2次波及効果を含み、経済効果7,465万円があったとのこと。さらに、宿泊、飲食等の事業者が増加し、地域住民の生きがいの創出を生み、活発な草の根交流の実現が

できたとのことでございます。

今後は教育旅行だけではなく、個人旅行者、企業研修の受け入れを新たに実施していく、住宅宿泊事業法への対応強化や、地域ブランディングの確立と、その運営方法を目標としていました。

明日香村は、大阪、京都から電車で約60分、関西空港、伊丹空港から車で約70分と便利のよいアクセスと地域名のブランドが重なり、インバウンド事業において、今後も大いに期待できうらやましさも感じました。

本町においての受け入れ態勢は188軒、実質61軒となっており、高齢化の影響を増していることから、現在、只見町、下郷町の個人の方へのお願いをしている現状です。受け入れ先の方々は、一生懸命に取り組んでいることは間違いないことで、こうした取り組みを町民の方へお知らせをし、今後本町での受け入れ態勢をどうしたらいいのか、郡内の広域圏を視野に置き、早急に対応をしていかななくてはならないと考えております。

続きまして、宇陀市でございますが、宇陀市は概要を省略させていただきまして、調査内容に入らせていただきます。

定住対策についてでございます。少子高齢化による人口減少と空き家がふえることを懸念し、市民協働、地域振興、産業振興、定住促進により、人口減少対策に重点を置くため、平成22年10月1日に、「まちづくり支援課」を設置しております。

空き家情報バンク制度、目的でございますが、人口減少と地域活力の低下が問題となる中、市内で増加する空き家の有効活用と宇陀市に移住したい方に対して情報発信を行うことを目的に、平成23年5月から実施しております。

概要といたしまして、対象とする物件、空き家（住める物件であること）については、売却希望（一戸建て、分譲マンションの1専用部分）と賃貸希望（一戸建て）。空き地につきましては、地目が宅地であり住宅の建築が可能であることについては売却希望に限る。協定事業者ということで、宇陀市空き家情報バンクによる仲介に関する協定は、市内3業者、市外1業者で、うち1事業者が登録窓口となります。

バンク設立の手法でございますが、空き家バンク登録の相談があれば即座に同行し、対応してもらうためにも、市内及び市外近隣の宅建許可のある業者に、当市の空き家情報バンク設立の趣旨を踏まえた文章を一斉に送付します。

実績でございますが、今までの総合計で空き家131件、うち成約されたものは81件、空き地37件、うち成約されたものが19件でした。平成30年8月31日、現在公開中の空き家が32件、

空き地が10件だそうでございます。空き家・空き地情報バンクはホームページ内で物件を公開し、全国空き家バンクとも連携しております。

空き家活用推進事業、空き家を購入や賃借し、新規に農家民泊、カフェ、店舗等の事業を起業する場合、改修等の一部を補助しております。施設改修の上限額は400万円（施設改修と設備投資合計額）でございます。記載されておきませんが、補助率は3分の2でございます。家財道具等の処分の上限額は20万円、これも記載されておきませんが補助率2分の1、家賃補助の上限額は36万円ということで補助率3分の1でございます。

実績といたしまして、平成29年度はゲストハウスロシアン雑貨店、陶器販売、カフェ等の6件で、1,246万円を出資しているそうです。平成30年度現在は、DIY講座開設所、農家民泊、カフェ等で8件で、9月に1,000万円の増額補正を行っております。

定住促進奨励金事業でございますが、定住者の増加と自治会活性化による活力あるまちづくりを推進するため、宇陀市に住宅を取得（新築・購入）した市民にウッピー賞品券を交付しております。住宅を取得した転入者に10万円、住宅を取得した市民に5万円、ただし地域の自治会に加入することが条件となっております。さらに、18歳以下の子供が同居する世帯に1人5万円加算、2人で10万円加算、3人以上で20万円加算となっております。

実績といたしまして、平成23年度から平成29年度までの合計が344件、定住者1,100人となっております。

結婚支援事業、新たな出会いや結婚の機会の創出を支援することにより、未婚化、晩婚化の対策を図るとともに、地域全体で結婚を支援する機運の調整を図ります。

概要といたしまして、カップルの成立、さらに市内に住む夫婦の成立を目指し、このイベントを通じて成婚し、市に定住した場合の結婚祝い金として5万円を支給しております。

実績といたしまして、平成23年度から平成29年度まで63組のカップルが成立し、うち4組が結婚、うち3組が市内に定住しているそうです。

「アタック25」20歳代の同窓会開催補助事業でございますが、出会いを創出することにより、結婚、定住促進につなげます。さらに、故郷の良さを再認識し、Uターンへの機会を設けています。また、同窓会の開催を市内で行うことにより、地域活性化につなげております。

概要といたしまして、20歳代を対象とした学年単位で25名以上の参加、市内において開催される同窓会に対し、1人当たり2,500円を支給しております。

実績といたしまして、平成28年度で3同窓会の開催、平成29年度も3同窓会の開催がございました。

所見といたしまして、宇陀市のこれらの事業は、本町においても実施されておりました、目的、内容等は同じであっても、手法、仕方の違いで考えさせることもありました。移住、定住対策と空き家対策との連携バランスがとれていることが、よい実績につながっているものと思われました。また、これらの事業に対して、メリット、デメリット、課題点を検証していることが、これから重要な役割であることを考えさせられました。

ここには記載されておりませんが、向こうの担当の方が、うちのホームページを見まして、定住ガイドブックというのがホームページにあるんですが、大変よくできていると、お褒めの言葉をいただきましたので、あわせて報告をさせていただきます。

以上となりまして、総務委員会、行政視察の報告とさせていただきます。

○五十嵐 司議長 これから、委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○五十嵐 司議長 質疑なしと認めます。

次に、産業建設委員会の行政視察報告を行います。

産業建設委員長、湯田賢太郎君。

○8番 湯田賢太郎議員 私は、産業建設委員会の行政視察の報告をいたします。

今年、9月25日から27日にわたりまして、九州の宮崎県に行つてまいりました。昨年は北海道の北見市にある木材をチップして、圧力釜で牛の飼料にするというような視察をしてきましたが、ことしは、その本家本元であるこの圧力釜を開発した会社に、宮崎みどり製薬株式会社というところに行つてきました。この宮崎製薬というのは、主にウットンファイバーという圧力釜で堆肥をつくるという事業を行っている会社でございます。

まず、圧力釜にかけて牛の飼料にする木材は何でもいいんですが、ここで作っている作物用の堆肥、これに対しては杉材が一番いいと、杉の成分が何か作物の生育に一番成分としていいものがあると。ですから、その堆肥をつくるには杉材で圧力釜にかけて90分ほど、蒸してとつか、そのあと裁断機にかけて堆肥状のようなものをつくと、そういうことでございます。詳しくは、この報告書の中に書いてありますが、要点だけ絞つて説明をいたします。

それで、その有機質の堆肥を使って栽培をしている農家2軒を視察してきました。1軒はミニトマト栽培農家、これが河野さんという35アールほどのミニトマトハウスなんですが、そこに行つてまず視察をしました。ミニトマトをハウスで35アールと、これはこのウットンファイバーという名の堆肥ですが、これを鶏糞等で混ぜて、そしてミニトマトをつくと、そのこと

によって、有機堆肥でありますから、すごくその通気性とか保水性とか、そういうものがよくて、ミニトマトが23段ぐらいまでとるんだということは、ものすごく収量を上げているということなんです。

それから、この堆肥を入れてつくったミニトマトは糖度がすごく甘くなって、7度から8度ぐらいの甘いミニトマトになるということで、この河野さんのつくったミニトマトは飛ぶように売れているということで、反収が10アール当たり大体300万円以上、そのぐらいの収益を上げるという専業農家でした。

次に、ピーマン農家、橋口さんという方の圃場を見せていただきました。大体宮崎県はピーマンの産地で、全国2位の生産を誇っているところでございます。この橋口さんは若手グループ12名ほどでピーマン専業です。ピーマン専業の農家として、大体半年ぐらいこのピーマン栽培をすると、あと残りは遊んでいるというか、余裕です。

それで、この方にもウットンファイバーを入れて、そのために収量がやはりすごくとれるということで、反収やっぱり400万円以上とれますと確信を持っていました。その方は、お父さんと2人でピーマンつくっているために、半分ずつ分けて45アールぐらいずつピーマンをつくっていますと。ウットンファイバーという堆肥を使ったこれからの農業というものを、物すごく進めて推奨しておりました。

それから、あと1カ所、西米良村というやはり山間地だったんですが、そこでは、野生の鳥獣肉ですね、鹿とかイノシシとかそういうのを、フランス語でジビエというのは、そのジビエ館という処理加工場なんですけど、これは要するに、フランス語で言うと野生鳥獣の肉と、これを加工するところを視察してまいりました。そこでその鹿肉とかイノシシの肉などを加工、販売、そして村の物産店あたりで販売しているという状況を見てまいりました。

それでこの事業を、この南会津町にも反映させたいなというようなことで、今ある民間の人に検討中ございまして、この圧力釜をこの田島にも持ってきたいというような段取りで今やっております。

以上が今回の産業建設委員会における行政視察でございました。

以上です。

○五十嵐 司議長 これから、委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○五十嵐 司議長 質疑なしと認めます。

次に、文教厚生委員会の行政視察報告を行います。

文教厚生委員長、楠正次君。

○10番 楠 正次議員 それでは、これより文教厚生委員会の今年度の行政視察の報告をいたします。

報告書の要点のみをまとめて報告させていただきます。

私たち文教厚生委員会は、6名全員出席のもと議会事務局渡部浩一主査随行で、このほど去る10月17日に岡山県西粟倉村と、同じく奈義町の子育て支援、人口減少対策を視察いたしました。両町村とも同じテーマで視察をさせていただきました。午前10時から西粟倉村で教育委員会主幹の榎原様に子育て支援各施策の説明を受けました。

内容については、平成17年から9年で約10%人口が減少したことから、以前はコンサルタントに依頼してつくった子供計画でありましたが、この見直しを行い、乳幼児や生徒の保護者、学校長、役場職員など、地域事情に精通している人を計画策定委員に選任して、5回の意見交換、聴取を役場若手職員が意見を出しやすいように場をつくる工夫をしながらファシリテーターを努めて行き、「西粟倉村次世代育成支援対策地域行動計画」、まさに手づくりの子供計画をリニューアルさせています。

数ある支援策から1点紹介させていただきますが、高校等に進学している生徒を養育する家庭、村民に、生徒1人当たり年間24万円支給して経済支援を行っているということでもあります。ここもこの村には高校がないため、南会津の西部地域とかとは似たような環境なのかなというふうに感じました。

人口減少対策については、産業課長補佐の萩原様からご説明をいただき、11年前の平成19年に合併協議会を離脱して自立の道を選び、10年前に若者が定住するUIターン者の起業するシステム、「100年の森構想」に着手をしております。地域資源を活用して自分のやりたいことをビジネスとするローカルベンチャーを生み出すために、フラッグシップ、総花的ではなく一点突破という意味だそうではありますが、新たな戦略を掲げました。

村の総面積が約58平方キロメートルで、そのうち95%が森林、うち85%はヒノキと杉の人工林というコンパクトな村のため、森とともに生きるを楽しもうとの考えをPRした結果、共鳴する若者の移住が徐々に始まりました。

さらに地域に必要な4つのテーマを報告書に記載してございますが、西粟倉で新しい仕事をつくる挑戦者、村にとって必要な人材を求めるということでテーマを決めて地域おこし協力隊を求めました。西粟倉村は、育ててよかった、育ってよかったと、養育する人もされる人もと

もに喜び合えるように、村民が定住と子育て支援策を一体のものとして捉えて計画実行しています。

特別な定住支援策は設けずに、企業支援も地域おこし協力隊だけで、平成21年度から平成25年度まで2名から6名でした。平成26年度からは2桁の数字になり、本年度は21名と驚異的に増加しております。できるかできないかではなく、地域の未来に必要なことはとりあえずやる、またそのためには、クリエイティブな人材を求めることが地域づくりには欠かせないことと思いました。

続きまして、奈義町の取り組みについて報告いたします。

同日午後1時30分に奈義町役場に伺い、情報財政課副参事の佐々木様にご説明いただきました。

初めに、役場敷地内にある子育て支援施設、なぎチャイルドホームを案内していただきました。つどいの広場や一時預かりの子育てサポート「スマイル」など、ほかにもございますが、部屋ごとの複数の支援施設があり、ゼロ歳児から高齢者までが無料で利用でき、嘱託職員が運営を担っていました。小中学校も1校ずつということで、東西9キロ南北10キロという総面積が69平方キロメートルというコンパクトな条件のため、この子育て支援が功を奏しているのかなというふうに感じました。

特質の支援策は、町単独で高校生就学支援交付金制度があり、高校生1人当たり年間9万円を3年間支給して経済支援を行っています。また、本町でもやっておりますが、不妊治療費の助成事業では、体外受精、顕微授精、これの個人負担分の2分の1以内で上限20万円を5年間と、ここはちょっと違うなというふうに思いました。これらの支援事業は全23事業で、うち、町単独事業は14事業で1億3,850万円を充てています。この金額は、平成30年度当初予算の約3%を充てています。冊子に詳細が記載されております。その冊子は、事務局に保管されておりますのでごらんいただきたいというふうに思います。

人口減少対策は、平成元年に7,879人だった人口が、約20年で23%減少したことから、6,000人の人口維持を目標に、分譲地整備や町内新築補助制度をつくり、さらに若者住宅を整備しています。平成23年に集合形態の住宅2LDK4万5,000円2戸、3LDK5万円2戸つくりました。平成25年度に一戸建ての3LDKを5戸、平成26年度にも3LDKを12戸及び定住促進住宅3DKを60戸、これは集合型でありまして、5階建ての建物で3段階の家賃設定をしております。4、5階が1室2万2,000円、3階が2万5,000円、1、2階が3万円と、この料金設定をしております。平成23年から平成26年末までに合計81戸整備して、現在80戸

入居して190人が暮らしています。若者が住みやすい家賃設定をするために、公営住宅事業債を使わずに、過疎対策事業債を活用して整備をしたということでもあります。

特に出生率の目標値は設定せずに、移住定住が進捗する中で自然に出生率が上昇し、平成26年は2.81という驚異的な特殊出生率となりました。以降も2以上で推移しているということではありますが、これは若者の経済的な安心感と精神的な安心感、これが3子以上の多子世帯が、子供を持つ家庭の50%以上が3子以上ということにつながっているというふうに思いました。

市町村アカデミーの報告書の中にも、大南信也氏NPO法人グリーンバレー理事の講演内容も載せておきましたけれども、そこでもやはり、クリエイティブな人材、これこそが地域おこしには欠かすことができないというふうにおっしゃっておられ、私も同感だなというふうに思いました。

以上で、文教厚生委員会の行政視察の報告を終わります。

○五十嵐 司議長 これから、委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○五十嵐 司議長 質疑なしと認めます。

次に、議会広報委員会の行政視察報告を行います。

議会広報委員長、森秀一君。

○2番 森 秀一議員 議会広報委員会行政視察の結果についてご報告を申し上げます。

視察の目的は、議会広報紙の作成に関する調査であります。議会広報紙の優良事例を研修し、広報紙の作成の参考とするためであります。

視察先は、平成29年度第32回全国町村議会広報コンクールで、最優秀賞を受賞した埼玉県寄居町であります。研修の日時は、平成30年11月16日金曜日、午後1時30分から午後3時30分です。本町からの視察の参加者は、私のほか、副委員長の丸山陽子議員、委員の貝田美郎議員、同じく渡部訓正議員、室井英雄議員、それから議会事務局の渡部浩一主査であります。

なお、寄居町の出席者は、岡本安明寄居町議会議長、峰岸克明議会公報広聴特別委員長ほか4名、朝香敏康議会事務局長ほか1名、合計8名でございました。議会広報広聴特別委員ということでは8名ということになっておりますので、委員としての出席は5名の委員ということで対応していただきました。岡本安明寄居町議会議長から、歓迎の挨拶をいただきましたので、私からは視察受け入れに対するお礼の挨拶をさせていただきました。

寄居町は、平成20年からコンクールに出展されたということでしたが、記載のとおり、連続

して入選されております。なお、平成27年が抜けておりますけれども、委員の改選で出展されなかったということでありました。

寄居町の概況は、埼玉県の北西部、荒川が秩父山地から関東平野から流れ出すところに位置しており、西部の山地と東部に開けた平野部から成り立っています。昭和30年に1町4カ村が合併したまちで、まちの総面積は64.25平方キロメートル、人口は3万3,843人、平成30年度の一般会計当初予算は、116億7,860万円となっております。人口の多い割には南会津より少ない予算ということになっておりました。

なお、寄居町議会議員の定数は16人です。広報発行の状況は記載のとおりでありますけれども、特に名称を「お元気ですか寄居議会です」としたことです。理由としましては、固くなりがちな表紙のイメージを親しみをもちていただくために呼びかけるような名称にしたということです。あとは記載のとおりであります。

次に、主な掲載事項としましては、ごらんとおり本町の議会だよりと同じ内容になっております。

次に、議会広報広聴特別委員会の構成でありますけれども、総務経済、文教厚生2つの常任委員会から4名ずつ選出し8名で構成されておりました。第1回の研修会議には、方針決定のため議長も出席ということでありました。

議会だよりの特徴としましては、統一テーマを定めた表紙シリーズなど、多くの住民に登場していただきます。次に、読みやすく新たな切り口で議会や審議内容を伝える特集企画を掲載します。次ページの記事紹介や用語解説など親しまれる工夫をします。議員個人の議案に対する賛否結果を公表します、と言ったようなことでありました。

編集の方針としましては、1つ、町広報は結果を知らせるもの、議会だよりは討論や質疑掲載し、審議の経過をお知らせするものと捉えています。2、読んでいただける議会だよりは、表紙が重要と考え表紙のテーマを決め、シリーズ化しています。3、読者を呼び込むためには、特集と住民登場が重要と考え、より議会を知っていただき住民が登場する企画に取り組んでいます。といった考えのもとに編集されております。

編集及び原稿分担であります、ただいま報告しましたように、最新号の第90号では、「評価」というテーマに対して、徹底した検証がなされておりましたので詳しく報告をしてみたいと思います。ページ数は特集ということから標準の16ページから22ページと多い数となっております。

1、表紙は、議員全員の集合写真でしたが、議会広報紙の名称よりも大きな文字でテーマで

ある「評価」という文字が記載されておりました。

2から3ページは、その評価という特集の見出し的な内容で、町政評価、事業を追跡、次年度予算提言、町民の議会評価などが紹介されていました。

4から5ページは、健康長寿の題で特集の町政評価でした。

6から7ページも、女性の活躍推進という題で特集の町政評価、8から9ページは、教育の充実強化という題で特集の町政評価、6ページについて、町の特集、町政の評価を記載されていたということでもあります。

それから、10から13ページについては、特集大追跡ということで、「あの事業はどうなった」と題して、14の議員がそれぞれに注目した事業を追跡して評価した内容が掲載されています。

14ページには、決算に対する評価として、8人の議員が行った反対、賛成の討論が掲載されていました。

次に15ページは、平成31年度予算と題して3項目について全会一致で決議した提言書、これが掲載されていました。

16から20ページは、9人の議員による一般質問でしたが、1ページに2人分を掲載するという内容で、452字に要約した質問文が掲載されていました。なお、写真は、本人が準備した質問関連の写真と本人の顔写真の2枚の掲載でした。

21ページは、各議案に対する全議員の評価についてマル、バツで掲載されています。最後に裏表紙は、町民の議会評価として、広報委員が22人の町民から議会に対する評価を聴取し、採点の結果をA B Cの5段階評価、それから20字程度の意見、顔写真、氏名、地区名にまとめて掲載されていました。このように、テーマである評価にこだわった編集がありました。

所見としましては、編集に当たって統一テーマを定め、議員、町民の意見など最小限の文章で掲載し、顔写真を多く使用して吹き出しで表現するなど、町民に読んでもらえる紙面づくりを意識している印象がありました。

結論としまして、1、議会と行政に関心を持たせるための町民参加紙面。町民に議員それぞれの考えと行動を知らせようとする意識。読ませる広報から見せる広報で町民を誘引する編集など、委員それぞれの熱意と本気さを感じてきました。本町の議会広報づくりに生かしていきたいと考えております。

以上で議会広報委員会の行政視察についての報告を終わります。

○五十嵐 司議長 これから、委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○五十嵐 司議長 質疑なしと認めます。

以上で委員会調査（行政視察）報告を終わります。



◎報告第10号から議案第98号まで一括上程、説明

○五十嵐 司議長 日程第5、報告第10号から議案第98号まで一括上程します。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○大宅宗吉町長 おはようございます。

平成30年第4回南会津町議会定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様には、師走を迎え何かとご多忙中にもかかわらずご参集を賜りまして、まことにありがとうございます。

それでは、今期定例会に提出いたしました各議案等について提案理由をご説明申し上げます。

初めに、報告第10号 専決処分の報告についてであります。本件は、地方自治法第180条第1項の規定により、議会において指定されている事項について、専決処分したため同条第2項の規定により報告するものであります。

最初の、専決第21号の工事請負契約の一部変更についてであります。本件は、平成29年5月12日付で、南総建株式会社との間に契約した、平成27年災町道東106号線道路災害復旧工事において、工事内容の変更により、請負金額を183万9,240円減額し、変更後の請負金額を5,788万4,760円とするもので、変更金額が100分の5以内、かつ、300万円を超えないことから、指定事項に基づき、専決処分をしたものであります。

次に、専決第22号の福島県市町村総合事務組合規約の変更についてであります。本件は、地方自治法第286条第1項の規定に基づき、構成団体である市町村議会の議決を経る必要があることから、議会の議決を受けるものであります。今回の変更内容が、監査委員の選任方法や会計管理者及び事務局体制などに係る組合規約の変更であり、専決事項の指定事項に該当することから、専決処分をしたものであります。

次に、議案第84号 南会津町中小企業及び小規模企業の振興に関する条例について、ご説明申し上げます。

本案は、小規模企業振興基本法において地方公共団体の責務として、施策の策定や実施等が規定されており、この法令の趣旨にのっとり、南会津町中小企業及び小規模企業の振興に関する条例を制定するものであります。

条例の目的は、本町における中小企業や小規模企業の振興に関する基本理念を定め、町の責務を明らかにするとともに、商工関係団体及び町民が一体となって、振興施策を推進することにより、中小企業や小規模企業の経営基盤強化と、地域経済の活性化を目指すものであります。

次に、議案第85号 南会津町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例について、ご説明申し上げます。

本案は、地方公務員法で定める人事行政の運営等の状況の公表で報告が義務づけられている事項との整合性を図るため、南会津町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部について、所要の改正を行うものであります。

次に、議案第86号 南会津町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について、ご説明申し上げます。

本案は、行政連絡員の果たす役割や責務が大きくなっているため年額報酬額の基本額を増額するほか、子育て支援専門員についても、支援を必要とする児童・保護者等の増加に伴う事務量の増加、さらには、心理職がこれまでの認定資格から国家資格である公認心理士となるなど、より高度な専門知識と実績が求められる資格とされたことから、別表第1に関し、所要の改正を行うものであります。

次に、議案第87号 南会津町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について、ご説明申し上げます。

本案は、福島県人事委員会による、職員の給与等に関する報告・勧告に基づき、職員の給与改定を実施するために、給料表及び勤勉手当について、所要の改正を行うものであります。

次に、議案第88号 南会津町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について、ご説明申し上げます。

本案は、南会津町職員の給与改定に準じ、町長、副町長及び教育長に支給する、期末手当の算定基礎額に乗ずる割合を改定するため、所要の改正を行うものであります。

次に、議案第89号 工事請負契約の一部変更についてを、ご説明申し上げます。

本案は、平成29年12月15日付で、オリエンタル白石株式会社との間に契約した、社会資本整備総合交付金事業町道向山1号線小白沢橋上部工工事において、工事内容の変更に伴い、請負金額を478万1,160円減額し、変更後の請負金額を1億7,331万840円とするものであります。

次に、議案第90号 第2次南会津町環境基本計画についてを、ご説明申し上げます。

本案は、平成21年3月に策定した南会津町環境基本計画が策定から10年が経過し、本町を取り巻く社会情勢や環境行政も大きく変わってきていることから、より効果的な環境施策を推進するため、第2次南会津町環境基本計画の策定作業を進めてきました。

まずは、職員で構成する検討委員会で検討し、さらに南会津町環境審議会で審議をいただき、成案がまとまりましたので、南会津町議会基本条例第13条第1項の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第91号 南会津地方広域市町村圏組合規約の変更についてを、ご説明申し上げます。

本案は、南会津地方広域市町村圏組合の共同処理事務として実施してきました、地域医療支援センター事業が、福島県からの医師派遣見送りにより、事業継続が困難となりました。

このため、地域医療支援センター事業は、県立南会津病院へ事業を引き継ぎ、引き続き実施されることから、同組合規約の共同処理事務から削除する規約の改正について、地方自治法第286条第1項の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

次に、諮問第2号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを、ご説明申し上げます。

今回、新たな人権擁護委員として推薦いたします川島敬章氏の主な経歴は、別途配付しております附属資料に記載のとおりであります。

川島氏は、人物、識見ともに優れ、教育関係を初め広く社会に精通されていることから、人権擁護委員として適任であるため、人権擁護委員法に基づき、議会の意見を求めるものであります。

なお、任期は、平成31年4月1日からの3年間となる予定であります。

次に、議案第92号 平成30年度南会津町一般会計補正予算（第3号）について、ご説明を申し上げます。

本補正予算は、歳入歳出それぞれ3億3,831万1,000円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ142億601万8,000円とするものであります。

主な内容であります。歳入予算においては本年度の事業実施に伴い、追加や新たに交付決定となる国・県支出金等の計上のほか、基金繰入金、町債等の計上であり、歳出予算においては、職員の人事異動等による人件費の補正を初め、各種事務事業費の変更、さらには国の補正予算に伴う学校空調設備設置事業に係る事業費を新たに計上し、補正するものであります。

それでは、歳入からご説明を申し上げます。

第12款分担金及び負担金は、南会津地方環境衛生組合に係る地方交付税清掃費の確定に伴い再配分負担金を減額するものであります。

第13款使用料及び手数料は、高清水自然公園施設利用料及びひめさゆり群生地入場料を実績に基づき、33万4,000円を追加するものであります。

第14款国庫支出金は、障害福祉サービス等給付事業負担金の追加のほか、学校空調設備設置事業の実施に伴い、新たにブロック塀、冷房設備対応臨時特例交付金を計上するものであり、総体で6,786万6,000円を追加するものであります。

第15款県支出金は、子ども・子育て支援事業費補助金や産地パワーアップ事業補助金を追加するほか、新たに機構集積協力金交付金等を計上するものであり、総体では2,807万9,000円を追加するものであります。

第16款財産収入は、立木売払収入及び町有地売払収入等を計上し、1,225万2,000円を追加するものであります。

第17款寄付金は、ふるさと納税寄付金について本年度の実績見込みにより、332万7,000円を追加するものであります。

第18款繰入金は、事業費の確定見込みによるふるさとづくり基金と地域づくり振興基金の繰入金の減額、さらには会津高原リゾート株式会社の不動産購入費が確定したことに伴い、財政調整基金繰入金を減額する一方、学校空調設備設置事業の実施に伴い、公共施設等整備基金繰入金等を追加計上するものであり、総体では4,040万7,000円の追加となりました。

第20款諸収入は、後期高齢者医療連合構成市町村負担金過年度返還金を追加計上する一方、県道路工事のおくれに伴う、光ファイバーケーブル支障移転工事補償金等を減額するものであり、総体では135万1,000円を追加するものであります。

第21款町債は、森のエネルギー創出事業、観光施設等整備事業に関する地方債を減額する一方、公共交通対策事業や学校空調設備設置事業に地方債を充てることから、総体では1億8,470万円の追加となりました。

続きまして、歳出について主なものをご説明申し上げます。

まず、各款にわたる職員の人件費の補正について、その概要をご説明いたします。

今回の補正は、職員の人事異動及び人員配置の確定に伴う補正並びに福島県人事委員会勧告に基づく補正でありまして、これからの款別の歳出補正予算の説明は、この人件費補正分を省略して説明させていただきますので、あらかじめご了承願います。

第1款議会費は、人件費のみの補正で、57万4,000円を追加するものであります。

第2款総務費は、庁舎管理費、ふるさと納税謝礼用ふるさと産品送付委託料等の追加、さらには、造林地公売に係る縁故集落交付金を計上する一方、OA機器管理経費、光ケーブル支障移転工事請負費、元気のでる地域づくり支援事業補助金、集落応援交付金等を事業の確定見込みにより、総体で2,541万6,000円を減額するものであります。

第3款民生費は、総体で4,120万3,000円を追加するもので、主な内容としましては、障害福祉サービス費扶助費、田島保育園・びわのかげ保育所運営委託料等を事業実績見込みにより追加するものであります。

第4款衛生費は、妊産婦医療費給付費を追加する一方、町債償還額確定に伴う、水道事業会計繰出金を減額するもので、総体では855万3,000円を減額するものです。

第6款農林水産業費は、林産業人材育成支援事業補助金、森のエネルギー創出事業補助金を減額する一方、産地パワーアップ事業補助金を追加するほか、新たに機構集積協力金交付金事業を計上した結果、総体では2,204万4,000円の追加となりました。

第7款商工費は、会津高原リゾート株式会社から、たかつえスキー場等の不動産取得が完了したことに伴い減額する一方、合宿誘致促進事業委託料及び南会津魅力発信創出事業補助金を追加するとともに、山口温泉源泉地排水管敷設替工事請負費等を計上した結果、総体で1,070万8,000円を追加するものであります。

第8款土木費は、社会資本整備総合交付金事業費の確定見込みにより、木造住宅に係る耐震診断促進事業委託料及び耐震改修促進事業補助金を減額するなど、総体では400万4,000円の減額をするものであります。

第9款消防費は、南会津地方広域消防署に配備される水槽付消防ポンプ自動車購入事業の確定に伴い負担金を減額する一方、新たに館岩地域の火の見櫓撤去委託料を計上した結果、総体では90万8,000円の追加補正となりました。

第10款教育費は、事業確定見込みにより学校管理用備品購入費、ICT活用推進事業における機器等リース料を減額する一方、小中学校・幼稚園における空調設備設置に係る実施設計委託料及び工事請負費を計上したことから、総体では2億9,571万円の大幅な追加補正となりました。

第11款災害復旧費は、過年災害修繕料を事業確定見込みに伴い減額する一方、過年災害復旧工事の廃工に伴う国庫負担金返還金の追加により、総体では1,421万3,000円の追加補正となりました。

第12款公債費は、町債の償還元金の追加及び繰上償還元金を追加計上する一方、利率見直しによる償還利子等の減額により、総体では1,524万4,000円の減額補正となりました。

第14款予備費は、歳入との関連で616万8,000円を追加補正するものであります。

なお、既定の地方債の変更は、第2表地方債補正のとおりであります。

以上、一般会計補正予算のご説明を申し上げます。

次に、議案第93号 平成30年度南会津町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について、ご説明を申し上げます。

本補正予算は、歳入歳出それぞれ6万5,000円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ18億2,382万8,000円とするものであります。

主な内容は、歳入では、人件費繰入金の追加であり、歳出では人件費の追加のほか国民健康保険事業システム改修委託料、国県支出金返還金を新たに計上するものであります。

次に、議案第94号 平成30年度南会津町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について、ご説明を申し上げます。

本補正予算は、歳入歳出それぞれ350万1,000円を減額し、予算の総額を歳入歳出それぞれ2億2,619万9,000円とするものであります。

主な内容は、歳入歳出とも、人件費に係る減額補正を行うものであります。

次に、議案第95号 平成30年度南会津町介護保険特別会計補正予算（第2号）について、ご説明を申し上げます。

本補正予算は、歳入歳出それぞれ165万3,000円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ22億6,852万円とするものであります。

その主な内容は、歳入では、国県支出金及び支払基金交付金等に関し、今年度の交付見込みにより追加補正を行うものであります。

繰入金は、介護給付費、地域支援事業費、人件費等の見込みにより、補正を行うとともに、介護給付費準備基金繰入金を追加補正するものであります。

一方、歳出では、人件費を補正するほか、保険給付費及び地域支援事業費について、今年度の給付見込みにより、それぞれサービス費目別に関し、補正を行うものであります。

次に、議案第96号 平成30年度南会津町農林業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）について、ご説明を申し上げます。

本補正予算は、歳入歳出それぞれ591万6,000円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ1億5,251万6,000円とするものであります。

その主な内容は、歳入において、平成29年度決算に伴う繰越金を追加するものであり、歳出は、館岩農集排施設等の維持管理経費を追加するほか、歳入との関連で予備費を追加するものであります。

次に、議案第97号 平成30年度南会津町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）について、ご説明を申し上げます。

本補正予算は、歳入歳出それぞれ24万7,000円を減額し、予算の総額を歳入歳出それぞれ4億1,800万6,000円とするものであります。

その主な内容は、歳入では、町債元利償還金繰入金を減額するものであります。一方、歳出で人件費を補正するほか、起債償還利子を減額するとともに、歳入との関連で予備費を減額するものであります。

次に、議案第98号 平成30年度南会津町水道事業会計補正予算（第1号）について、ご説明を申し上げます。

本補正予算は、収益的収入を8,590万1,000円追加し、収入の予定額を6億1,142万円とし、収益的支出を269万4,000円追加し、支出の予定額を5億8,712万円とするものであります。

その主な内容ですが、収入は、企業債償還金利子補助金を減額する一方、元金償還金分の長期前受金戻入を追加するものであります。支出は、人件費を追加補正する一方、企業債償還金利子を減額する内容となっております。

また、資本的収入については、762万円を減額し、収入の予定額を2億9,625万5,000円とするもので、資本的支出についても、1,069万2,000円減額し、支出の予定額を4億7,478万9,000円とするものであります。

その主な内容ですが、収入は、水道事業債及び静川地区水道施設災害復旧事業補償金を減額する一方、桧沢川災害復旧助成事業関連補償金を新たに計上するものであります。

支出は、災害復旧事業等の排水設備拡張費及び国庫補助事業により、実施している排水設備改良費を事業確定見込みにより減額補正するものであります。

以上、本定例会に提案をいたしました、報告1件、諮問1件、議案15件の説明とさせていただきます。つきましては、よろしくご審議を賜り、議決いただけますようお願い申し上げます。

よろしく願いいたします。

○五十嵐 司議長 これで、提案理由の説明を終わります。



◎委員会提出議案第3号の上程、説明

○五十嵐 司議長 日程第6、委員会提出議案第3号を上程いたします。

提出者の趣旨説明を求めます。

議会運営委員長、菅家幸弘君。

○14番 菅家幸弘議員 それでは、ただいま付議されました趣旨説明、委員会提出議案第3号についてご説明をいたします。

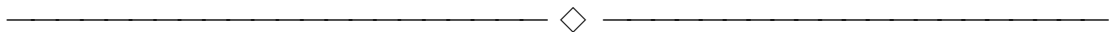
南会津町議会議員の議員報酬、期末手当等及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について、趣旨説明を申し上げます。

本定例会におきまして、町長提出議案として、一般職員の給与改定並びに町長、副町長及び教育長に支給する期末手当等の算定基礎額に乗ずる割合の引き上げに係る関連条例の一部改正議案が提出されているところであります。

町長等に準じ、町議会議員に支給する期末手当等の算定基礎額に乗ずる割合について、年間0.05月分引き上げ、現行の年間3.25月を3.3月に改定するため、所要の改正を行うものであります。よろしくご審議を賜り、ご決定くださいますようお願い申し上げます、趣旨説明といたします。

どうぞよろしくお願ひいたします。

○五十嵐 司議長 以上で、委員会提出議案の説明は終わりました。



◎散会の宣告

○五十嵐 司議長 以上で、本日の議事日程は全て終了しました。

本日はこれで散会します。

次の本会議は、12月12日午前10時から開議し、一般質問を行います。

ご苦労さまでした。

散会 午前11時19分

平成30年第4回南会津町議会定例会 第2日

議事日程 (第2号)

平成30年12月12日(水曜日) 午前10時開議

日程第1 一般質問

- 3番 丸山 陽子 議員
- 10番 楠 正次 議員
- 2番 森 秀一 議員
- 9番 湯田 哲 議員

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席議員 (16名)

- | | |
|--------------|--------------|
| 1番 貝田 美郎 議員 | 2番 森 秀一 議員 |
| 3番 丸山 陽子 議員 | 4番 渡部 訓正 議員 |
| 5番 室井 英雄 議員 | 6番 湯田 良一 議員 |
| 7番 大桃 英樹 議員 | 8番 湯田 賢太郎 議員 |
| 9番 湯田 哲 議員 | 10番 楠 正次 議員 |
| 11番 山内 政 議員 | 12番 高野 精一 議員 |
| 13番 星 光久 議員 | 14番 菅家 幸弘 議員 |
| 16番 星 登志一 議員 | 18番 五十嵐 司 議員 |

欠席議員 (2名)

- | | |
|---------------|--------------|
| 15番 阿久津 梅夫 議員 | 17番 室井 嘉吉 議員 |
|---------------|--------------|

説明のための出席者

大宅 宗吉 町 長	渡部 正義 副町長
星 英雄 教育 長	渡部 浩治 総務課長

小寺俊和	総合政策課長	馬場純也	税務課長
居倉雅彦	住民生活課長	阿久津勝英	健康福祉課長
室井利和	農林課長補佐	羽染正巳	商工観光課長
月田啓	建設課長	野中英昭	環境水道課長
室井竜典	会計室長	五十嵐小一郎	農業委員会 事務局長
芳賀美恵子	学校教育課長	酒井浩哉	生涯学習課長
阿久津弘典	館岩総合支所長	星正信	伊南総合支所長
馬場宗一	南郷総合支所長		

事務局職員出席者

馬場秀成	事務局長	星貴夫	事務局長補佐
------	------	-----	--------

開議 午前10時00分

◎開議の宣告

○五十嵐 司議長 おはようございます。

都合により欠席届のあった議員は、15番、阿久津梅夫君、17番、室井嘉吉君です。

これから本日の会議を開きます。



◎議事日程の報告

○五十嵐 司議長 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。



◎一般質問

○五十嵐 司議長 日程第1、一般質問を行います。

登壇順序に従い、順番に発言を許します。

なお、本定例会における一般質問に当たりましては、会議規則第55条ただし書きの規定によって、質問の回数が3回を超えることを許し、同規則第56条第1項の規定によって、その発言時間を60分に制限しますので、質問の趣旨は簡潔明瞭に願います。



◇ 丸 山 陽 子 議員

○五十嵐 司議長 3番、丸山陽子君の登壇を許します。

3番、丸山陽子君。

○3番 丸山陽子議員 おはようございます。

議席番号3番、丸山陽子です。

通告に従い、一般質問をいたします。

初めに、認知症安心ガイドブックの作成について伺います。

認知症は、誰にでも起こり得るものです。ご本人、ご家族、ご近所の方々が、いろいろな変化に早く気づいてあげることが大切です。そして、何より正しい理解が必要になります。認知症になっても、そのご家族が悩みを抱え込まず、住みなれた町で、ともに安心して暮らし続けることができるよう、認知症への理解と、認知症になった際にどのように介護や医療を受ければよいのかをわかりやすく示した、認知症安心ガイドブックを作成してはとありますが、町の考えを伺います。

次に、ペットの火葬について伺います。

私は、ペットの火葬について、昨年3月の定例議会の中で一度質問をいたしました。そのときより、今も町民の方より、町でペットの火葬ができるようになったらなという声が寄せられています。そのため、再度ペットの火葬について質問をしたいと思います。

昨年も話しましたが、ペットは心の癒やしとして家族同様に慈しみ、育てられています。ともに生活してきたペットが亡くなったとき、お骨を残したいとの思いから、火葬を望む方が多くなってきています。また、病院や各施設などでも動物による治療が行われ、精神的にも、肉体的にも癒やされ、患者さんが元気を取り戻す力になる役割が大きいと言われていています。ペットはご家族にとって、心も体も癒やされる存在であることは間違いありません。今まで、ともに生活してきたペットが亡くなったとき、本町で火葬ができないため、ほかの地域で火葬している方が少なくありません。本町でペットの火葬ができるようにしてはとありますが、町の考えを伺います。

以上、壇上での質問を終わります。

○五十嵐 司議長 町長。

○大宅宗吉町長 おはようございます。

3番、丸山陽子議員のご質問にお答えをいたします。

初めに、認知症安心ガイドブックの作成に関するおたただしではありますが、町では認知症の理解を深め、周囲のサポートを促すガイドブック、認知症ケアパスを作成しております。ケアパスとは、認知症の疑いから発症、進行とともに変化していく状況に応じて、どのような対応と支援体制があるのかを示したものであります。議員おただしのとおり、認知症とその家族の皆さんが安心して暮らしていけるよう、支援体制をまとめておるところでございます。

この認知症ケアパスは、認知症相談窓口となる役場健康福祉課や、南会津地域包括支援センターにおいて、個別相談の際に配布しております。また、認知症サポーター養成講座の際にも配布し、認知症への理解が深まるよう普及啓発活動に活用しておりますので、ご理解をお願い

したいと思います。

本当に、この認知症、非常に私も大きな問題だと思っています。認知症になられた方、当人はもちろんでありますけれども、ご家族、そしてまたその周囲の方々、その負担非常に大きいものであるとそのようなにも認識しております。町としても、できる限りの対策といいますか、そのような対応をしてまいりたいと考えておるところでございますので、ご理解をお願いしたいと思います。

次に、ペットの火葬場をとのおただしであります。現在、動物霊園事業に係る火葬場、墓地、葬祭、納骨堂の設置及び管理運営に関する法律はなく、地方公共団体、民間を問わず、設置運営することが可能となっております。

議員おただしのように、家族同然に過ごしたペットを最後まで愛情を持って見送りたいと思う飼い主の方がいらっしゃることは、十分に認識しているところでございますが、施設の維持管理等を含め総合的に勘案すると、町が単独でペットの火葬場を設置することは、非常に難しいものであると、そのように考えております。本件については、広域的な共同処理業務を担う南会津地方環境衛生組合が、構成自治体を含め現状や要望など、総合的に検討すべき案件であると、そのように考えております。

いろいろ事情、ペットを飼っておられる方、非常に多いこともわかりますし、その愛情もわかります。そうした中で、最後までみとるといふこと、しっかりと供養するということ、非常に大切なことであると思っておりますけれども、今申し上げましたように、非常に整備であったり、その辺の状況を考えますと、町単独でなくて、広域的にやったらどうかという考えは持っていますが、それは皆さんの合意が必要なんで、もう少し時間いただきたいと思っております。

以上、お答え申し上げましたが、具体的事項につきましては、担当課長等より答弁させていただきますので、よろしく願いいたします。

○五十嵐 司議長 3番、丸山陽子君。

○3番 丸山陽子議員 それでは、ただいま町長より答弁いただきました内容につきまして、改めて再度質問をさせていただきたいと思っております。

認知症安心ガイドブックの作成についてなんですけれども、ただいま町長のほうより、町としてもケアパスということで発行されているということで伺いました。私も、いろんなところでつくられているガイドブックを見させていただいたんですけれども、町の中で、私、一番何かすごく感じたところの町のがあったんですけれども、真室川町というところで作成されている認知症安心ガイドブックの中には、やっぱり認知症のチェックリストというのが入っていま

して、その中に、家族用とご本人用というチェックできる項目が入っています。私たちも、そういう中で、まずは周りから気づくことも大事なんですけれども、ご本人が日ごろそういうチェックができるような様式というものがあつたらいいなというふうに感じたんですけれども、町としてそこまでつくられているかどうか、お伺いしたいと思います。

○五十嵐 司議長 健康福祉課長。

○阿久津勝英健康福祉課長 答えいたします。

認知症のサインというものがそれぞれあると思うんですけれども、それに対する一つ一つのチェックのリストというものは特につくってはおりませんが、このケアパスの中に、何項目か、10項目ほどなんです、そういったチェックのリストとございますか、そういったものが載ってございます。

○五十嵐 司議長 3番、丸山陽子君。

○3番 丸山陽子議員 そうしますと、项目的には、私も拝見させていただいていたのであれなんですけれども、本人用というのは、こんな感じで作られているんですね。物忘れチェックリストという形で。私たちは、少しでも忘れて物忘れをすると、認知症なのかなとか、そういう心配をしてしまったりする可能性もあります。周りの人も、随分うちの家族でおじいちゃん、おばあちゃんとか、また、父や母とか忘れっぽくなったなとかいうことで、すぐ認知症というふうにはいかないと思うんですね。

そういう中で、家族の方がチェックできたり、また、ご本人が日ごろ自分忘れっぽくなったけれども、どうなのかなというチェックができるような項目、渡されるのは、全戸に渡されてはいないと思うんですね。ただ、本当に町としては、そういうセミナーがあつたりとか、町に来た方とか、そういう方には配布されているようなんですけれども、できれば、やっぱり町全体で共有ができる、こういう認知症の方に対して共有ができるものがあつたらいいなというふうに感じたんですけれども、いかがでしょうか。

○五十嵐 司議長 健康福祉課長。

○阿久津勝英健康福祉課長 答えいたします。

確かにそういったチェックリストがあつて、ご本人、そしてご家族それぞれがチェックして、情報を共有していける内容のものがあればなおいいなというふうに感じておりますので、他の市町村の事例を参考にいたしまして、今後検討してまいります。

○五十嵐 司議長 3番、丸山陽子君。

○3番 丸山陽子議員 南会津町としても、さまざまな認知症に対する取り組みはされている

というのは、私も何度か質問をさせていただく中で、サポートの養成だったり、いろんな形がされているというのは認識していますけれども、ぜひ個人、ご本人が家族の中でも知られたくないとか、ご本人も自分はそうなりたくないとかということで、本当に何か自分を出し切れな
いである方もいらっしゃると思いますので、ぜひそういう意味で自己チェックができ、家族で
みんなでチェックができる、そういうリストみたいなものをその中に入れて、今つくられてい
るケアパスの中に入れていただけるような対策をとっていただけたらなというふうに思います。

ぜひ、同じものをまねしろということではありませんので、町として特にここは入れておき
たいなとか、周りの人たちの声でここはあれだなとかあると思うんですね。そういうものを取り
入れていただければというふうに感じています。

特にサポーターの方やまた、それから回ってくださる方もいらっしゃると思いますので、そ
ういう方々も共有して、こういう情報を持っていらっしゃると思いますけれども、ぜひお一人
お一人を大切にできる、そういう体制のものをつくっていただけたらなというふうに感じてお
りますので、ぜひ期待をしていきたいなというふうに感じています。

私も、家族がやっぱり高齢ということで、常に会話をするように、一緒にいてもおじいちゃ
ん、おばあちゃん耳が遠いから声をかけなかったりとか、町で高齢者の方にお会いすると、挨拶
したりとか、そういうこともやっぱりすごく大事になってくると思います。私も、この議会
のときに、ここを通るときに、いつも癒やされるのは、小学生の皆さんが、すれ違うと、こん
にちはとか、おはようとか、さようならとか言うてくださる声に、すごく励まされることがあ
りますので、ぜひそういう声かけ運動の項目なんかも入れていただいて、どんな言葉をかけれ
ば喜んでもらえるのかとか、そういうものも入れていただきたいと思いますけれども、いかが
でしょうか。

○五十嵐 司議長 健康福祉課長。

○阿久津勝英健康福祉課長 お答えいたします。

小学生に関しましては、例えば認知症サポーターの養成講座、そういったものも受けていた
だいております。ですので、小さいお子さんのうちから、その認知症に対する認識というもの
を持っていただいて、なかなか今核家族化が進んでおまして、直接目の前に高齢者の方がい
らっしゃらない家庭も多くなっておりますので、そういったこともお子さん方にも学んでい
たきながら、町の中で支え合いの体制をつくっていききたいと、そういうふうに考えております。

○五十嵐 司議長 3番、丸山陽子君。

○3番 丸山陽子議員 やはり、何よりもご家族の方たちが一番大変な立場になるわけですの

で、そういうことで、皆さんで支え合う、町長も常日ごろ隣同士の、近隣の助け合いというのがどれほど大事かということをお訴えていらっしゃいますので、その意味でも、ぜひそのところは検討していただいて、サポートも、なってからもあれなんですけれども、なる前のやっぱりケアに対しても大事だと思っています。そういう意味で、町として認知症体操とか、さまざまされていると思いますけれども、そういうものの成果というか、そういうものは目に見えるものではないと思いますけれども、実績としてどのくらい開催されているのか、お聞きしたいと思います。

○五十嵐 司議長 健康福祉課長。

○阿久津勝英健康福祉課長 介護予防の体操といいますと、町独自に実施しておりますさすけねえ体操というものがございますけれども、各地区をモデル地域に指定いたしまして実施している会合、体操がございます。

そして、また別なものになりますけれども、町からの委託事業で、振興公社のほうに委託して実施しております健康体操事業、そして、これ、体操だけではないんですが、ふれあいサロン事業ですか、高齢者の見守り体制をつくるサロン事業の中でも、体操を行ったりしております、ちょっと回数のほうは、今持ってございませんので、申しわけございません。

○五十嵐 司議長 3番、丸山陽子君。

○3番 丸山陽子議員 私もふれあいサロンには何度か参加させていただいて、一緒に体操もさせていただいたりしていましたので、そういう中で見守っていくということもすごい大切で、そこに来てくださるサポートの方々がとてもよくしてくさるので、とても家族の方も安心していらっしゃるというふうに伺っています。そこも、また今後継続をしていっていただいて、皆さんを見守っていただきたいなというふうに思います。

最後になりますけれども、ご家族とか地域の方もそういう方々の声かけもすごく大事になってきますので、誰もがやっぱり手にとって、自分自身もチェックできるような、そういうガイドブックというか、できれば個人チェックができるようなものがつくれたらなというふうに感じましたので、そこを期待しまして、作成のできるように期待をさせていただいて、終わりたいと思います。

次に、ペットの火葬について伺います。

冒頭でも述べましたけれども、昨年3月に同じ質問をさせていただきました。そのとき、終わったときに、何名かの方が私のうちのほうに来てくださって、火葬のことやっけていただいてよかったというふうに言われました。そういう意味で、何度かこの火葬については、近所の方

とか、また、近隣の下郷町の方とかからも、ぜひあったらなという声がありましたので、再度改めてその思いを込めて、ちょっともう一度質問させていただいたということです。

昨年の答弁の中で町長より、先ほどもありましたけれども、只見町さんとか下郷さん、広域の関係がありますので、そういう中で、皆さんと話し合いができればいいかなというふうに思っているというふうに言われました。その後、もう1年ちょっとたちますけれども、話し合いとか持たれましたでしょうか。

○五十嵐 司議長 町長。

○大宅宗吉町長 お答えいたします。

特別、申しわけなかったんですけども、これ、ペットのことに关しては、話題になったということはなかったです。申しわけなかったですが。

ただ、やっぱりいろいろ今は衛生組合のほうもかなりいろんな事業をやっている、それぞれの地域の負担が非常に大きなものがあります。これをどうするかということ。実際に焼却炉の統合とか、そういうことをいろいろまだ課題に乗ってまして、ですから、総合的な中での計画というものが立っていないというのが、現状なんですね。ですから、その修繕をどうするか、そして、今後の事業の進め方、これをどうするかということが今検討中でありまして、その中でまたひとつ新しい事業ということにはなるかもしれませんが、そのような課題ということがあるということをもた改めて、今度は確実に話はしてみたいと思います。

しかし、一方、この間も有害鳥獣害の話もありまして、あれもやっぱり億の金がかかるというようなことになりまして、それぞれの次々にそういう衛生組合への事業そのものもあるものなから、ただ、この事業は基本的には、やはり南会津町単独ではなくて、やはり将来考えれば、全体、この南会津郡全体に及ぶものだと、そのようにも考えております。そうした中で、みんなで検討する事項かなと、そういう事業もやっていますので、ですから、その辺のこともみんなで話し合うということだと思ひます。

そして、またいろいろ今個人的に対応されている方、どのように対応されているかは私もよくは存じていませんけれども、それぞれの中で、現在のところ対応されて、いろいろ最後の一緒に生活したペットとの最後の対応と申しますか、されていると思うんですが、十分その辺も踏まえた中で、町として何ができるのかということ、また、皆さん方にもご理解いただく分野も出てくると思ひますので、そうしたことを踏まえて、これから話し合いを実際に確実にしていきたいと思ひますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○五十嵐 司議長 3番、丸山陽子君。

○3番 丸山陽子議員 ぜひ、ペットの火葬については、南会津町のほかにも、近隣の地域の方からもそういう声も上がっていましたので、ぜひ話し合いを持っていただけたらというふう
に思っております。

先回、私も、西部の火葬場で使用していない炉があるのでそれを活用したらどうかという話を
させていただいたんですけれども、決して軽い気持ちで、あいているから使ってみてはとい
うことではなかったのですが、何かそういうふうにとられてしまったというところもあったん
ですけれども、今でもやっぱり使用できたらいいなというふうには考えているんですね。ただ
いまも改修の費用とか、整備するにはお金がかかるというのはわかっておりますけれども、
もし、その炉を再利用できるということであるならば、ぜひ検討にも入れていただきたいと思
うんですけれども、いかがでしょうか。

○五十嵐 司議長 町長。

○大宅宗吉町長 お答えいたします。

いろいろそのほかにも話題といいますか、課題があります。非常に負担の大きいもの、そして、
やっぱりごみの問題、これらもどうするかということ、総合的な話でありますので、ペットは、
別に火葬場はごみではないですけれども、そういう意味で、総合的に私たちが生活する生活上
の中で、必ずそういう事業をしていかなければならないということございますので、その1つ
だということの認識の中で、今後皆さんと話を進めてみたいと、そのように思っていますので、
よろしくお願ひしたいと思ひます。

○五十嵐 司議長 3番、丸山陽子君。

○3番 丸山陽子議員 本当に今はペットとともにお墓に入りたいという希望者が多いとい
うことで、ペットとともに入れるお墓がつくられる墓地がふえてきています。私は、ペットはい
ませんけれども、本当に大切な家族の一員として最後を見送りたい、一緒に眠りたいとい
う方々が、ペットの火葬は切なる願ひであると思ひます。大切な家族の一員を見送る場所をつ
くっていただけたらと期待をいたしまして、私の一般質問を終わります。

○五十嵐 司議長 以上で、3番、丸山陽子君の一般質問を終わります。

◇ 楠 正 次 議員

○五十嵐 司議長 次に、10番、楠正次君の登壇を許します。

10番、楠正次君。

○10番 楠 正次議員 改めまして、おはようございます。

登壇順序2番、議席番号10番、楠正次。

通告に従い、質問を行います。

質問事項1番目の田代山崩落から順次質問させていただきます。

本年10月1日に、本町を通過した台風24号の影響により、尾瀬国立公園の本町所管分の田代山山腹崩落、崩壊の影響で、土砂と（火山灰？）クエスチョンつけておりましたが、1カ月以上流出し続けています。西根川沿いにある木賊温泉の岩風呂は千年の歴史と言われ、地域住民の憩いの場であり、健康づくりと癒やしの場でありました。自然湧出の天然温泉として、近年はブームに乗って、観光客が多く訪れ、地域の経済にも多大の貢献をいただく恵の場であり、貴重な財産でありました。

その岩風呂の湯船の上を土砂が埋設され、その上を火山灰混じりの水が流れ続け、地域住民はもとより、木賊地区区民は、不安と心配の日々が続きました。町長も早急な調査等々に動いていただきましたが、館岩支所で速やかな対応をいただき、各関係機関の連動した動きの中で、10月末には復旧いたしました。仮の復旧というような感じではありますが、地区の古老に記憶をたどって話を伺いましたところ、これまでも雨台風等で湯屋を流されたり、湯船が埋まるなどのことは何度も経験しましたが、河床全体が上昇して、湯船の上のところまで水位が上がり続けたということは、記憶にないとのことであります。

以下、具体的に質問させていただきます。

①西根川の河床が大きく上昇した理由、変色の原因、どのくらい上がったのか伺いたと思います。

②これまでの関係部署連携のもと、崩落対策をされていると思います。崩落対策の内容を伺います。

③これまでの対策を踏まえて、早急の新たな対策が必要と考えます。今後の取り組みと対策を伺います。

④山腹崩落の現状、把握確認はされたと思います。ヘリとかほかの方法等でも調査をするような話も聞きましたが、山頂湿原までの崩落の到達、どのくらいの距離があつて、館岩村時代にも、田代山湿原が崩落してしまうのではないかというような危惧がされていたとの対策がされておりますが、その可能性、どのくらいの距離にまで崩落、最高位が上がっていったのか、この辺をお聞きしたいと思います。

⑤10月の西根川は、源流からすると20キロ近いのかなと思いますけれども、ほぼ全域が平坦に土砂堆積し、淵というようなところがなくなり、平面の流れの中、現状は変化があったのかどうか。川全体を考えるとちょっと伺いたいと思います。

⑥西根川の全域が溪流釣りファンの訪れる地域であり、その下流域はアユの伊南川として有名な箇所であります。内川耻風付近まで目視できるところでは、川の西側といいますか、灰色に変色しています。今後のこれらは自然に解消されるものなのかどうか、それらも含めて、今後の見通しと対策を伺いたいと思います。

2点目の、大きな2点目ではありますが、伝統的建造物群について伺います。

2011年、平成23年に前沢集落が文化庁の伝統的建造物群保存地区に指定を受けてから7年が経過しています。通常の直線的な直家と注文づくりと呼ばれる地方特有のカヤぶき屋根が並び、奥会津特有の集落景観が見られることから、多くの観光客が訪れています。入り込み客数の推移を伺います。

冬期間、トイレの利用状況、入り口のところにありますけれども、伺いたいと思います。

それから、大きな3点目ではありますが、介護予防についてであります。

地域介護予防活動支援事業は、地域住民主体の介護予防活動育成支援を目的に実施していると考えます。本年度西部地域では、7月30日を初日として8月9日、9月26日、10月30日、11月29日の5回開催されました。午後1時30分から4時ぐらいまでの間ではありますが、最初に血圧測定や健康相談等、各保健師の方が、3名の保健師、西部地域に配置されていますが、その方たちの個別面談等が行われ、その後、健康運動指導士の島田一郎先生から講演及び実技指導を受け、約3時間程度実施されたのかなというふうに思いました。

①28、29、30年度の参加人数を伺いたいと思います。

②地域体操教室の運営ボランティア育成状況、ボランティアが育成されて各地域で体操教室等をされているのかなというふうに思いますが、その点を伺います。

③次年度以降の事業の方針を伺いたいと思います。

大きな4点目の冷房システムであります。

今議会に、小中学校の空調設備設置事業の予算が計上されております。エアコンの設置という内容は、さきの懇談会で確認できましたけれども、児童・生徒の熱中症予防のため、文部科学省でブロック塀・冷房設備対応臨時交付金の制度創設に伴い、事業計画がされたものと考えます。第2次環境基本計画に、温室効果ガス排出量削減が各自治体により一層求められています。地球全体の環境保全に、また温暖化防止のために、省エネルギーに取り組むと書いてあり

ます。

私も、館岩小学校建設時にこの要望をしたことがございますが、前政権時代であります、本当に暑くて必要なら後からということでありましたが、やっぱり後からとはなかなか難しいんだなという思いを今もしております。そんな中で、今回は電気エアコンの設置と、各教室にということではありますが、地球環境に優しい雪冷房システム設置導入ができないのか、この理由を伺いたいと思います。

以上で、壇上からの質問を終わります。

○五十嵐 司議長 町長。

○大宅宗吉町長 10番、楠正次議員のご質問にお答えをいたします。

質問事項が長いので、ちょっと時間、答弁要しますので、ご理解願います。

初めに、田代山崩落に関する1点目であります。

西根川の河床上昇と変色の原因を示せとのおただしであります、田代山湿原の一部及び下流部は国有林となっております、関東森林管理局が管理を行っているところではあります。この崩落の災害に関しまして、これまで県の土木部砂防課、それから南会津建設事務所、山口土木事務所、そして、山口森林管理署、多くの関係者の皆様方に大変お世話になっております。感謝申し上げます。

11月に実施されたヘリコプターによりますと、上空からの山地被害調査の結果であります、田代山の山腹が一部崩壊し、台風24号以前に堆積していた国有林内の土砂の移動も確認したとの発表がありましたので、上流部の土砂が西根川下流に流出し、河床が上昇したものと考えられます。また、流出した土砂は火山岩も含まれておりまして、シルト質状の灰色をしていることから変色したものと、そのように考えております。

次に、2点目であります。

旧館岩村時代を含むこれまでの崩落対策を示せとのおただしであります、田代山の山腹崩落は、昭和32年以前から崩壊が存在していたことが、関東森林管理局で把握されておりました。昭和39年から土砂流出防止のため、関東森林管理局による航空実播、のり面に種をまく、このような植生工や、谷止工17基などが整備された経過がございます。

次に、3点目であります。

崩落に対する町の取り組みと考えを示せとのおただしであります、町では、崩落個所が尾瀬国立公園内の国有林であることから原因調査、谷止工などの早急な治山施設整備について、11月14日に会津森林管理署、南会津森林管理署に私と議長による要望活動を行っております。

その後、国・県などの関係機関の横断的な取り組みと治山工事の行為の規制緩和、柔軟な対応も含めて、11月19日に地元選出国會議員、環境省、農林水産省、関係機関に、私と副議長による要望活動を行ってまいりました。また、12月3日には、道路関係の要望活動にあわせまして、私と議長等による福島県関係機関への要望活動も行っております。国立公園、国有林であることから、今後とも引き続き国・県関係機関への要望活動を行ってまいりますので、ご理解をお願いしたいと思います。

次に、4点目であります。

山腹崩落が湿原到達の可能性を示せとのおただしであります。現実には崩落個所が山腹上部に広がっておりまして、集中豪雨などの大雨や融雪による出水状況にもよりますが、山頂湿原まで影響する可能性は十分あると、そのように考えております。

次に、5点目であります。

西根川の溪流の現状を示せとのおただしであります。木賊温泉の岩風呂周辺は、土砂堆積の影響で1.5メートル近く河床が上昇し、岩風呂が1カ月間利用できない状況でありました。現在は、河床も台風24号以前まで戻ってきております。下流域では、熊野神社前の室山橋周辺のシルト質状の土砂堆積流出と河川の濁りが今見られております。また、穴原の館岩川合流点では、濁った状況がいまだに続いておるところでございます。台風24号で、上流部から流出した土砂は、火山岩も含むシルト状のため、今後も時間をかけて下流域に流れ出るものと、そのように考えられます。

なお、河川状況については、南会津建設事務所、山口土木事務所にも確認をいただいております。

次に、6点目、西根川の溪流魚及び伊南川のアユにも影響が心配されます。対策等の考えを示せとのおただしであります。西根川では、歓満の滝などの滝つぼが埋まっている箇所もありまして、イワナなどの産卵、生息に心配な状況であり、伊南川の伊南地区の浅瀬にも灰色の土砂堆積が見られることから、アユへの影響も心配されているところでもあります。

今後、春先までの雪解け水でどれだけ土砂が流れるかにもよりますが、河川の状況を随時把握しながら、南会津西部漁協の本部、館岩支部のほか、河川を管理する福島県とその対策について協議してまいりますので、ご理解をお願いしたいと思います。

次に、伝統的建造物群に関する1点目であります。

前沢集落の重伝建地域選定後7年を経過しての入り込み客数の推移であります。まず、保存地区選定の前年、平成22年は1万476人でありました。選定を受けまして、また、震災の年

でもあります平成23年は9,715人、平成24年は1万2,005人です。1万2,005人です。平成25年は1万2,634人、平成26年は1万7,654人、平成27年は1万8,134人、平成28年は1万5,018人、平成29年は1万3,664人、平成30年は1万3,226人、このようになっております。

次に、2点目であります。

冬期間のトイレの利用状況であります。前沢集落内にあります公共施設は、集落の組織であります前沢景観保存会に指定管理として管理運営を委託しております。毎年11月中旬から翌年の4月中旬までは休業となり、トイレについても閉鎖しております。なお、冬期間にあっても、団体での来場の連絡があれば、集落内の施設である前沢曲家資料館のトイレを解錠して対応しております。

一方、前沢入口国道沿いのトイレにつきましては、凍結対策がされておられませんので、冬期間にトイレを使用するためには、室内暖房を含めた凍結防止のための改修が必要となります。しかしながら、前沢集落への来場者ばかりでなく南会津地域への来訪者に対するおもてなしの一環として、トイレ開放は重要であると認識しておりまして、今後、改修に必要な経費や維持管理に必要な経費も含め、冬期間のトイレ開放について、総合的に検討してまいりたいと考えておりますので、ご理解をお願いしたいと思います。

次に、介護予防に関する1点目であります。

地域介護予防活動支援事業の平成28年度、29年度、30年度の参加人数に関するおたただしであります。平成28年度は3地区で47人、平成29年度は4地区で67人、平成30年度は現在2地区で開催中でありまして、12月からは、さらに5地区での開催が予定されているところであります。

次に、2点目であります。

地域体操教室の運営ボランティア育成状況に関するおたただしであります。平成27年度の事業開始から現在まで、合計71人のボランティアを育成してまいりました。

次に、3点目であります。

次年度以降の事業方針に関するおたただしであります。介護予防ボランティア教室に参加された皆さんには、1点目でお答えしました地域型介護予防モデル事業を実施する地区での活動をお願いしております。介護予防事業は、住民の皆さんの暮らしにより近い場所での実施が重要であることから、次年度以降もモデル事業を通して、介護予防ボランティアの皆さんに活動の場を提供いたしまして、地域主体の取り組みを支援していく考えでありますので、ご理解をお願いしたいと思います。よろしく申し上げます。

以上、お答え申し上げましたが、具体的事項につきましては、担当課長等より答弁させていただきますので、よろしく願いいたします。

○五十嵐 司議長 教育長。

○星 英雄教育長 おはようございます。

それでは、私からは冷房システムに関してお答えいたします。

今回、小中学校空調設備設置事業として、エアコン設置の予算が提案されているが、その事業において、雪国ならではの雪冷房システムを設置できない理由を示せとのおたかしであります。今回のブロック塀・冷房設備対応臨時特例交付金につきましては、国からの事業計画提出依頼から提出の締め切りまでの期間が大変短く、30年度限りの補助事業というものであります。そこで、経費が最小限で済むことや、工事期間が短期間で済むこと等を考慮し、家庭用のエアコンの設置を計画いたしましたので、ご理解をお願いいたします。

なお、今回の臨時特例交付金につきましては、国庫補助単位で積算する配分基礎額と設置者が積算する実工事費のどちらか少ないほうの額で算出されます。このことから、仮に雪冷房システムの導入を計画した場合でも、臨時的交付金は国庫補助単位での積算額となるため、多くの交付金は望めず、高額な町予算が必要となると思われま。

このことから、今回の小中学校空調設備設置事業において、雪冷房システムの設置は難しいと考えますので、ご理解をお願いいたします。

以上、お答え申し上げましたが、具体的事項については、担当課長等より答弁させていただきますので、よろしく願いいたします。

○五十嵐 司議長 10番、楠正次君。

○10番 楠 正次議員 それでは、1点目から順に再質問させていただきます。

各森林管理署であったり、土木事務所、建設事務所等、本当に早急に動いていただいて、早い西根川の、一番被害のあったところ、問題となっていた木賊地区の岩風呂というところは、今もう入れる状況にはなっておりますので、地域民も安心しておりますが、これから先、やはりまた雪代等でもそういうことが起こるのではないかというような心配がされますが、先ほど館岩村時代に17基、昭和39年から種子散布等行ったということですが、種子散布の効果や谷止工17基とか先ほど答弁の中にありましたけれども、これらは効果が出ていると考えてよいのかどうか。

種子散布であれば、きっと植物は育ってきているのかなというふうに思いますけれども、余りある程度の重みになると、真砂土質で、やはり植物ごと、木ごと崩れてしまうというような

現状なのかなと、想定しますけれども、ヘリで見た感じ、近くまで、どの程度まで行けたのかわかりませんが、目視された感じだと、どうですか、その谷止工が功を奏して、今後もそういう工事でとめていくことが可能なかどうか、それとも、全く違った方向で考えなければいけないのか、これまでの工事の種子散布も含めて、効果の検証というか、その点をお聞きしたいと思います。

○五十嵐 司議長 館岩総合支所長。

○阿久津弘典館岩総合支所長 それではお答えいたします。

種子散布の件でございますが、平成17年にヘリコプターによる種子散布を行ったというふう聞いております。議員おただしのおり、斜面、非常に急でありまして、さらに崩落しやすい土質であることから、安定した部分と不安定な部分があったと思います。不安定な部分というのは、既に崩れてしまっている部分ですね。そのほか、安定した部分については、一定程度種子のほうも発芽しまして、草木類ですか、草本類が繁茂して、安定したこととは思いますが、何分にも急斜面でございますので、あと、一定程度の強い雨が降れば、すぐ崩れてしまうという状況になったものと思われまます。

現場確認の際、お聞きしましたところによりますと、既に16基ほど治山堰堤が整備されているようでございます。3基を除きまして13基につきましては、既に満砂状態というふうになっているというふうにお聞きしておりまして、すなわち、満砂状態になっているということは、考え方によりましては、土砂等が抑えられているという面からすれば、効果が発揮されたのかなと思えますけれども、現実的に考えますと、下流域に流出した土砂が発生しておりますので、それではもう耐えきれない状態なのかなというふうには認識しております。

あと、今後につきましても、林野のほうで調査することになっておりまして、営林署さんのほうでも、11月に上流部の一部稼働の掘削等も行っていただきまして、川の安全にというか、流土の固定という面で、早急な対策も講じていただいておりますので、今後も関係機関にお願いしてまいりたいと考えておりますので、ご理解願います。

○五十嵐 司議長 10番、楠正次君。

○10番 楠 正次議員 それでは、対策が功を奏していたけれども、今回の場合は、これまでの東日本大震災のときとか、その後の福島新潟豪雨災害、そして27年の大雨等々で堆積し続けて、西根川に流れた流木等々を見ると、きっとそこに、きっとというのは、私、地元の川衣のところの方とか、あと、狩猟をやっている方々の話を聞きますと、もうすごい量の土砂がたまっていたんだと。だけど、そこには、水がある程度すき間から流れる部分があったけ

れども、今回の崩落によって、その部分が草木等で塞がって自然のダムができて、面積も昔8町歩とかというような面積でありましたけれども、そこの10メートル以上あったらろうというような話もあります、堆積した部分で。それらが流れ続けたのが、あれだけの面積、距離を埋め尽くしたのかなというふうに思います。

そして、一番希少な高山植物があって、プリミ型の高層湿原って、非常に日本でも珍しい貴重なものだといいところがあって、その山頂湿原までこれが及ばないように早急に対策が必要だというふうに思うんですけども、水の流れとしては、やはり地等からの流れは、その崩落現場のほうに流れているのかなと。山頂に、あれだけ平らな山頂に水がたまっている部分があるというのは、帝釈からの流出、それが今回崩落している側に流れ出して、崩壊につながっているのかなというふうに思うので、その部分は、確認というのは難しいんでしょうけれども、考え方としてはどうでしょうか。その考え方は、全く違うもので、理由で崩落が起きているのかどうか、その辺はどうですか。

○五十嵐 司議長 館岩総合支所長。

○阿久津弘典館岩総合支所長 それではお答えいたします。

今議員からもお話しありましたが、山頂25ヘクタールほどあります。避難小屋のあるところの標高が1,971メートル、それから田代山の山頂の標高と言われておりますのが1,923メートルということで、50メートルぐらいの高低差はあるわけですね。弘法の池の辺が一番低くて、そこから細木沢、今回崩れたところに流れ出しているというふうなことだと思います。ということで、山頂にある湿原の表面水も流れていくだろうし、あるいは、山腹からの浸透水もあるということで、それが崩れの原因なのかなというふうに思っております。

あとは、帝釈山のほうでいいますと、細木沢がありまして、帝釈山の、帝釈の水系はまた別な水系がありますけれども、帝釈山のほうにも崩壊地が一部ありまして、その辺の土砂の流出も、確かに原因かなというふうに思っております。

○五十嵐 司議長 10番、楠正次君。

○10番 楠 正次議員 それでは、5番目、6番目の部分に移りますけれども、12月に私、川衣の集落まで一応確認に行ってみました。川衣の集落の木賊の上流になりますけれども、上流域の1集落になりますけれども、そこはもう河床が岩が出ておりました。ですから、もとの状態、魚も住めるような状態になっていましたけれども、魚の姿は見えませんでした、全く。

それで、木賊温泉周辺、岩風呂の周辺も、土砂を横によけるといような作業が功を奏して、もとの形に、先ほど町長答弁にもありましたように、戻っているように感じましたけれども、

魚は見えないんですね。それで、その下流域は、先ほどあった室山神社、室山神社のところには、赤沢という沢があるんですけども、そこには目で見た感じで5匹だけで確認できました、イワナ。でも、通常の年の産卵のときというのは、いろんなところで産卵をしているのが見えるんですけども、今回は残念な結果になっちゃったんじゃないかなというふうに感じております。

それで、イワナなどの生息状況みたいなのは、確認できたかどうか伺いたいと思います。されていなければ、されていなくても結構ですが。

○五十嵐 司議長 館岩総合支所長。

○阿久津弘典館岩総合支所長 お答えいたします。

我々もたびたび岩風呂周辺、それから渡戸橋周辺、歓満の滝、それから室山橋の付近、それから小高林の付近ということで、河川の状況を確認した経緯がございます。そのときは、なかなか時間的に短い時間でしたので、個体の生息までは確認できておりませんでした。集落の人からの聞き取りによりますと、木賊の岩風呂周辺では、個体の生息が目視で確認できたというふうに聞いております。その付近につきましては、今、議員おっしゃいましたとおり、川、濤筋については、過去の河床の高さに戻ってございました。両脇については、砂等がいっぱい残っておりますが、河床、過去の河床、現在の河床が回復できたところについては、魚も住めるようになってきたのかなというふうに認識しております。

○五十嵐 司議長 10番、楠正次君。

○10番 楠 正次議員 はい、わかりました。

西根川というのは、景勝が非常によくて、イワナ釣りファンには、すごい喜ばれるところでありまして、地域、木賊集落に民宿とか旅館とかあるわけでありまして、あと、土産物売っているところでも、釣り券等販売していますけれども、そこで年釣り券が23枚含めると300枚、約300枚釣り券が販売されております。ということは、その地域にそれだけ訪れる。年券の方は23枚でしたけれども、7回以上は来るといような計算で試算するということでありまして、結構な数の人たち、ファンがいるわけですので、来年の3月、雪代のころに、河川がもとの状態に戻ったようであれば、しっかりと放流事業で、昨年は3月に40キロが、イワナの成魚の放流をしておりますけれども、そういうところにも、手当てが必要なのかなというふうに思いますが、いかがですか。

○五十嵐 司議長 町長。

○大宅宗吉町長 お答えいたします。

漁業、漁業といいますか、イワナとかそういう川の生態系の問題ですけれども、今のところは目視されたというような報告今させていただきましたけれども、あの川の状況を見ますと、本当に厳しいと思います。でも、かなり限られた少数の個体数だと思います。以前のように戻るには、なかなか厳しいのかなと、私はその現場、ずっと見ましたけれども。

また、懸念されるのが、上にヘリコプターで撮った写真もございますので、後で皆さんに見ていただきたいんですけども、まだまだあの災害が私は続くと、そのように認識しております。今回もそういう意味で環境省でやったり、林野庁等にも今の現状と今後の課題といいますか、対策等含めて要望、現状報告の中で要望してまいりました。もちろん県にもそうですけれども。

これは、林野庁ばかりではなくて、最終的はやっぱり国交省も関係する災害だと思っておりますので、いずれ伊南川、そして伊南川から流れ出た最後の砂は只見川に行くと、ダムに堆積していくと、そのような流れになっていくと思いますので、本当に只見川、ひいては阿賀野川のほうまで影響ある大きな災害でありますし、また、国立公園の田代山の存亡の危機とも思っています。そうしたことも含めて、町としてそのようなこともしっかり現状を報告しながら、国のほうまで対策をお願いしていきたいと。単なる漁業の問題じゃなくて、本当に自然の問題だということと捉えて、そして、私たちの地域の大きな環境の変化もあるということも認識した中で、今後とも対策を町としては要望してまいりたいと、そのように思っています。

本当に象徴的な田代山でございますので、私ども、しっかり守っていければなと思っておりますが、非常に困難な作業といいますか、それになると想像はできますが、これからはしっかり時間を置かないで、その対策をしていただくようなことが、生態系の変化というか、絶滅をなくすということにとっても大きな事業でありますので、しっかりと対策、町として要望してまいりたいと思っておりますので、ご理解をお願いしたいと思います。

非常に大きな影響あると思います。

○五十嵐 司議長 10番、楠正次君。

○10番 楠 正次議員 はい、わかりました。

1点目はこれで終わります。

2点目の伝統的建造物群についてであります。先ほどの推移を見ますと、平成15年じゃない、2015年か、1万8,134という数字が一番多くて、それから若干減ってきていると。3,000人、4,000人程度減ってきているなということがわかりましたけれども、冬期間、団体客が事前に申し込みをすれば、トイレの開放等も、それは、曲家とかそういうところ、それとも、資

料館とかそういうところなのでしょうか。トイレ開放するというのは。

○五十嵐 司議長 館岩総合支所長。

○阿久津弘典館岩総合支所長 お答えいたします。

冬期間にも団体客等の申し込みがある場合が、年に二、三回あるというふう聞いております。その際には、トイレということはやはり必要でございますので、集落内の資料館の鍵をあけまして、中の見学をしていただくということにあわせて、トイレの利用も、トイレの提供もしているということでございます。

○五十嵐 司議長 10番、楠正次君。

○10番 楠 正次議員 はい、わかりました。

先ほど、町長答弁にもありましたけれども、やっぱりおもてなしの部分でいうと、やっぱりトイレというのはすごく重要だと思うんですね。食べ物とか接客態度とかそういうことと同等、それ以上という気がしております。

ご承知のように、前沢というのは、冬もカヤぶきの上に綿帽子のような雪が乗った風景というのは、非常に魅力的ということで、私以前飲食店やっていたときにも、毎年旅行者で、冬の前沢というようなキャッチフレーズで訪れていただいて、女性客もいらっしゃいます。絵を描く人たちもいましたし、写真家の人たちもいました。

とすると、昼食をとるから、トイレ貸してくださいと来たときにトイレを借りて、現場で写真をとったり絵を描いたりした後、また、トイレを使用させてほしいというようなことがあって、その当時も、もう大分前になりますけれども、今ある既存のトイレ、何とか改修してトイレを新たに設置するのではなくて、今夏場使用しているトイレを暖房設備とか、凍らない対策だと思うんですけれども、そういうことをして、使用できるようにすることがおもてなしの心につながるのかなと思いますけれども、その改修等は、先ほどトイレの改修等が必要という話でありますけれども、今後実質的に本当に検討する必要があるのかなというふうに思いますけれども、いかがですか。

○五十嵐 司議長 町長。

○大宅宗吉町長 お答えいたします。

先ほど答弁させていただきました。今後、それらに対しての改修等、使用できるような方向性の中で検討してまいりたいと答弁させていただきました。道の駅であったり、トイレはあるわけでございますけれども、前沢という貴重な地域、建物、そして生活、そういう中で多くの方々に前沢を知っていただく、そして、前沢地区の人たちも、本当に今までこうして伝建とい

いますか、そういう生活を守ってきてよかったと、そう言われるような、町としてもそのようになるように、しっかりと対応していきたいと思いますので、皆さん方のご理解も必要なんです。町として、それらの対策をしっかりとした中で、皆さん方をお迎えしたいとも思いますので、トイレの改修も検討してまいりますので、ご理解願いたいと思います。

○五十嵐 司議長 10番、楠正次君。

○10番 楠 正次議員 そのトイレの改修について、もう一点だけ関連ということでお許しいただきたいのですが。

館岩の観光センター、そこでやっぱり前沢に行く前に寄ったりとかするんですけども、ここも以前外から入れるようにできないから立派なトイレができていて、凍るとかっていう心配はないわけですけども、そこがいろんな理由で外からのトイレができないと、ドアの設置が難しいということを以前答弁いただいた記憶があるんですけども、それからもう七、八年たつのかなという気がしますけれども、やはりその立派な観光センターにあるトイレというのは、外から利用するようにするには、相当困難、クリアするのに高いハードルがあるのだろうというふうに思いますけれども、その辺は調査はされていますか。

○五十嵐 司議長 館岩総合支所長。

○阿久津弘典館岩総合支所長 お答えいたします。

今、議員おただしの件につきましては、確認してみました。

消防法、そういうものでの特に規制ということはございません。ただ、今現在は昼間だけ営業ということで、夜間営業しておりません。外からの壁を取り払ってドアをつけて、夜間開放ということでございますと、今までの建物からトイレに行く部分については封鎖をする、あと、トイレには自火報装置がついているので、自火報装置が鳴った際に、どのような対応ができるかということについては、協議しなければならないことがあるかと思いますが、法的な制約というものは、ある意味法的な制約というものはないというふうに消防士さんのほうからはお聞きしたところでございます。

○五十嵐 司議長 10番議員に申し上げます。

ただいまの質問は、通告外ですから、ちょっと注意してください。

10番、楠正次君。

○10番 楠 正次議員 それでは、3番目の質問に移ります。

先ほど相当数の参加者がいて、ボランティアが71人育成されたという答弁がありまして、私もことし5回中4回、これに出席いたしまして、ぜひこれは地域で体操教室等指導する立場に

なって、地域の方たちに健康に過ごしてほしいなというような思いで参加をさせていただきました。

この島田先生の指導の中では、我々は知り得なかった本当に膝が痛くなるのは何で膝が痛くなるのか、腰が痛くなるのは何で腰が痛くなるのか、痛くなった人がどうやって筋肉をつける、筋肉は何歳になってもつくということはよく言われますけれども、その方法、負担をかけないで筋肉をつける方法とかが、体操教室の中で実際に先生にやっていただき、私たちもやって、ああ、すごい、なるほどこういうふうになると、膝痛、腰痛等が進まない中で、少しずつ筋肉をつけていくことができるんだなというようなことを実感させられてきたわけではありますが、5回とも南郷の総合センターで実施されまして、伊南地域からと館岩地域からは1人ずつの参加でありました。

やはり、これらの参加者は、本当に最後の参加のときに保健師から、今後この活動に参加したいですかと、一応最後は11月29日、最後だったんですけれども、月2回程度実施してほしいというような話がありまして、保健師さんたちが持ち帰って、保健師たちでそういう事業をできるかどうか検討するというようなことでありましたけれども。

本当に出席された方が、私ちょっと残念だったなと思ったのは、75歳ぐらいの方たち、余り詳しくは申し上げませんが、それで、その人たちがいろんなところに行って、指導者となるのもちょっと大変かなと。参加者というような感じだったので。そのボランティアの育成にはある程度の年齢で、積極的に健康づくり、これって、先ほど丸山議員にありましたけれども、集まって話をして、そこですごい笑いが出たりで、とても認知症予防等にも効果があるんだなというふうに感じましたので、1つとしては、サロン事業みたいなものもありますけれども、集落応援交付金等の事業、週1回程度、高齢者の地区で6割程度出席したら交付要件にしますよみたいな感じだとすると、指導者も若干の公的なりそういうものがいただけたりとかということで、集落内でできるのかなというふうに思ったのですけれども、次年度以降のこういう取り組みに対する募集の方法とか、今回西部地域でありましたけれども、一般的な募集だと、なかなか指導者という立場になり得る人が集まらない可能性があるのかなという心配をしておりましたので、いかがでしょうか。

○五十嵐 司議長 健康福祉課長。

○阿久津勝英健康福祉課長 お答えいたします。

まず、この事業は、各地区のモデル地域の指定をいたしまして、さらにもう一つの事業としてボランティアの育成ということで、基本的に身近な地域で、そして、そこに住んでいる方に、

さらにそのボランティア育成講座に参加していただきたいというような思いで開催いたしました。ですので、基本的には、地域の方がお近くの地域でボランティアをしていただくということも、もちろん想定しながら実施をしたわけでございます。

その中では、地域内の支え合いという言葉が何度か出てきておりますけれども、もちろん自分もいつかはそういった立場になるかもしれませんが、その中で、今現在元気である中で、ボランティアとして体操を指導するということをしていただきたいというのが思いでございます。そういった中でありますので、今のところ、それに対する報酬というのは、考えていなかったというのが現状でございます。

○五十嵐 司議長 10番、楠正次君。

○10番 楠 正次議員 はい、わかりました。

それでは、4点目の冷房システムについて、先ほど教育長より答弁いただきましたけれども、今回の臨時交付金では、当然できないということ、私も理解いたしました。

しかし、今回環境基本計画に日本の新たな温室効果ガス排出量削減を平成25年度比較で2030年度、これから12年後ですね、26%削減ということが掲げられております。各自治体には、地球温暖化防止に向け温室効果ガス排出削減がより一層求められていくとも考えられます。公共施設への自然エネルギーの太陽光や、雪氷冷熱や木質バイオマスの導入を行うこと、これをうたっておりますけれども、地球温暖化対策の強化や省エネルギー対策など、エネルギー対策を推進するという流れにまだなっていないんですけれども。南会津地方では、雪氷冷熱が導入するのに大変なのは、その初期費用、重機が乗り入れるような強固な雪室を設置するとか、そして、雪を運ばなくてはいけないとかというのが非常にコスト高になってしまうということですけれども、この地域は、割と空きスペースが各学校等にはあったりとか、地域学校特有の貯雪槽が割と大変な量でなくてもある一部分、多目的ホールのみを冷房するとかということであれば可能なこともあるというふうに考えますけれども、これらの検討、雪冷房というのは、全く検討されないのか。今後、今回の国の交付金の使い道はわかりましたけれども、その部分1点お聞きしたいと思います。

○五十嵐 司議長 町長。

○大宅宗吉町長 全体的なことという解釈の中で、私からは答弁させていただきたいと思いますが、今回、この議会に基本、環境の基本計画提案させていただいておりますけれども、その中で、いろんなエネルギー問題であったり、その環境の問題を提案させていただきました。

大きな方向性としては、いろいろな事情があるにせよ、やはりその自然を大切にするという

ことを基本に、南会津町としてやはり基本的なことをやっばりやる、そのことの計画でございますので、それに対しての方向の中で、いろんなことが検討されてくるものと思います。そうした中であっても、ケース・バイ・ケースも当然出てくるわけでありまして、今回のケースは、先ほど教育長が答弁申し上げましたとおり、時間がなかったということもあります。そして、実際にどちらが有効かということもございますし、検討はできなかったですけれども、そういうようなことで、今後ともそういう中で、それを基本にした中で、いろいろな冷房であったり暖房であったり、いろんなエネルギーの課題をしっかりと、その他の環境問題も町としては検討していきたいと思います。

そういう中では、今後そのようなのが俎上に上がってくる可能性もあると思いますが、現実にはアストリアホテルですか、そういうところとか、あとは生活空間の冷房とかそういうものじゃないですが、トマトの予冷の施設とかございますので、いろんな、またこれからも技術の開発であったり、いろんな方策の中で、そのようなことが検討されてくるのかなと、そのようにも考えております。

現在のところ、そういう中でそれをしっかり見据えた中で、町としてはいろんな検討をしていきたいと。まだ具体的には、どこをどうするという事はないですけれども、そのようなことを検討していきたいと考えておりますので、ご理解をお願いしたいと思います。

○五十嵐 司議長 10番、楠正次君。

○10番 楠 正次議員 わかりました。

先ほど教育長答弁で期間が非常に短かったと、申請するまで5日間しかなかったというようなことでありましたから、細かな計画等は難しかったというふうに思います。とにかく今回の国の補正予算要項に基づいて、ここの施設、ここは暑いから、ここは比較的暑くないからというようなことはできずに、全教室分というな、その全教室でも、さきの懇談会等でもありましたけれども、やはり広さ、仕切り等々がなかったりとかいろいろあるので、これはこれから順次計画の中で示されていくのだろうというふうに思います。

そして、そのエアコンは、環境教育、子供に対する教育の中で、設置したから必ずスイッチを入れるというものではないと思います。その辺もしっかり使用要項みたいなものをつくって、さらにもう一点、私の知り合いが郡山に教員をしておりまして、そこでは冷房入っていると、だけど、一気に同じ時間に入れると、最高出力のときにいって、基本料金が設定されるということなので、運転がスムーズに動き出してから、順次そういうことをすることで、基本料金の低額化ということもあるということだったので、その辺も含めて子供たちに環境に与える影響

であったり、設置することによって。そして、負荷を少なくするための教育にも役立てることができると思いますが、その辺についての考えを伺いたいと思います。

○五十嵐 司議長 教育長。

○星 英雄教育長 それでは、私のほうからお答えいたします。

議員おただしのとおり、温室効果ガスの削減や雪冷房システム等の省エネですか、そういうものの教育は、やっぱり子供たちにとっても非常に大切なものかなというふうに私も思っています。議員、ご提案ありましたとおり、やはりいたずらに使用していいものではないと思います。本当にあるから使うんじゃないくて、必要だから使うという考えで、やはり利用規定とか、そういうものを設けながら、あわせて子供たちにもそのエネルギーを大切に作る心がけですか、そういうものをあわせて指導していきたいなというふうに思っています。

また、電気量の換算につきましては、いろいろなものを参考にしながら進めていきたいと思っておりますので、ご理解願いたいと思います。

○五十嵐 司議長 10番、楠正次君。

○10番 楠 正次議員 通告外の発言をしてしまいましたこと、おわびして、ここで取り消しを求めたほうがいいのかどうかちょっとわかりませんが、よろしくお願ひしたいと思います。

これで終わります。

○五十嵐 司議長 以上で、10番、楠正次君の一般質問を終わります。

————— ◇ —————

◇ 森 秀 一 議員

○五十嵐 司議長 次に、2番、森秀一議員に伺います。

40分時間残っておりますが、一般質問を続けたいと思いますが、いかがでしょうか。

○2番 森 秀一議員 議長、続けてお願いします。

○五十嵐 司議長 では、2番、森秀一君。

○2番 森 秀一議員 議席番号2番、森秀一。

通告に従いまして、一般質問を行います。

質問は2点になります。

1点目の質問は、空き家の現状と対策はであります。

南会津町には、多くの空き家が発生しており、いずれの集落においても、目にすることができます。空き家の発生要因の多くは、ひとり暮らしの高齢者が亡くなったときや、福祉施設への入所など、ひとり暮らし高齢者が住宅に住まなくなったこととあります。高齢者がひとり暮らしをしている背景には、親を見るべき立場の子供など近親者が遠隔地に住んでいることといった事情があると思います。住宅内には、備品や生活用具など、何十年の間使用してきた生活必需品が残されていることから、管理を引き継ぐ近親者にとって、生活用具の処分や建物の管理について持て余しているのが実情と思われます。中には、管理もされずに長年も放置されている家屋もあり、地域環境の悪化や住民不安の要因にもなっています。

町としては、空き家等対策事業により、空き家バンクの制度による移住定住希望者と空き家とのマッチングや、危険空き家の解体費用を支援するなど、空き家の有効活用と地域の景観保全のため対策に取り組んでおります。

しかしながら、町内にはまだまだ数多くの空き家が残っております。その成果は、目に見えるまでには至っておりません。これらの成果を検証するため、次のことについて質問します。3点について質問します。

1点目は、空き家の戸数であります。

空き家が多くなったことは、誰もが知るところではありますが、実際にどれだけの空き家があるのかはわかりません。空き家の現状を知ってこそその空き家対策であると考えます。空き家であっても、家財、仏壇、お墓等の管理で年に数回帰京するため住宅を利用している離地域居住のような人もいます。どのような判断で空き家とみなしているのか、そして、これらについて把握した戸数についてお聞きします。

次に2点目、空き家バンクの登録状況と対応はであります。

対策事業の説明に空き家バンク制度を活用しとありますが、制度を活用し、マッチングさせる流れとしては、空き家バンクへの登録、登録住宅の紹介、登録住宅の問い合わせ対応、登録住宅の案内、移住、入居手続の指導、移住後の見守りなどが考えられます。このことから、空き家バンク制度の内容と空き家バンクへの登録数、問い合わせや案内の現状についてお聞きします。

次に3点目、危険空き家の認定基準と対策はであります。

危険空き家等の解体費用の一部を補助するとありますが、解体費用に対する補助を希望する人は多いと思います。しかしながら、補助要件に危険空き家と明記されていることから、該当空き家は少ないように思います。危険空き家の認定基準と補助率についてお聞きします。また、

補助した件数についてもお聞きします。

次に、質問事項の2点目、空き家取り壊し後の課税であります。

空き家の取り壊しも一般住宅の取り壊しも、課税上は同じ扱いになるとは思いますが、この質問では、空き家に限定して質問します。

空き家となる発生原因は、主にひとり暮らし高齢者がそれぞれの事情で住宅に住めなくなったときであります。これらの住宅が空き家となり、取り壊した後に住宅が建設されることは非常に少ないと考えます。住宅と宅地には固定資産税が課税されていますが、これらの課税が空き家取り壊し後、どのように扱われるのかであります。空き家を壊すと税金が高くなるので、先に延ばしたという声を聞いたことがあります。更地となった宅地が、その後どのように課税されるのかは、所有者の立場として気になるところであります。このようなことから、次のことについて質問します。3点について質問します。

1点目、空き家取り壊し後の届出方法と課税の事務処理はどのように行われるのかであります。

空き家の取り壊し後、届け出によって免税されるものと思われませんが、所有者が遠隔地ということから、その手続は、誰が、どのようにして行うのか。また、届け出がなかった場合は引き続き課税されるものと思われませんが、暦年を越えて気がつき、届け出をした場合の課税についてお聞きします。

2点目、空き家取り壊し後の宅地に対する固定資産税は、どのような基準で扱われるのかであります。

空き家を取り壊すと、宅地の固定資産税が高くなると聞きました。空き家取り壊し後の宅地に対する固定資産税は、どのような基準でどのように扱われるのかお聞きします。

3点目、空き家取り壊し後の地目の扱いであります。

空き家取り壊し後は、住宅がなくなるわけですから、宅地とは言えないと思います。登記簿上は本人が申請しない限り、地目は宅地として扱われることと理解しますが、町としては課税上、どのように扱われるのかをお聞きします。

以上で、壇上からの質問を終わります。

○五十嵐 司議長 町長。

○大宅宗吉町長 それでは、議席番号2番、森秀一議員のご質問にお答えをいたします。

初めに、空き家の現状と対策に関する1点目であります。

空き家の戸数についてのおただしであります。本町の空き家対策につきましては、平成25

年12月に南会津町空き家等適正管理に関する条例を制定いたしまして、空き家等の所有者または管理者の責務を明確にし、空き家等の適正な管理に関して必要な事項を定めるとともに、空き家等の有効活用を図るための空き家バンク制度の運用や、危険空き家の除去に対する支援に取り組んでおるところでございます。

その後、平成27年5月に、空き家等対策の推進に関する特別措置法が完全施行され、地方自治体の空き家対策の取り組みを後押しする形になり、平成29年10月には、本町の空き家対策の基礎となる南会津町空き家等対策計画を策定いたしました。空き家等対策の推進に関する特別措置法第2条第1項において、建築物又はこれに付属する工作物であって、居住、その他の使用がなされていないことが常態であるもの及びその敷地を言う。空き家等にそのようなことで空き家等を定義しております。この法律に基づきまして、本町で把握している空き家の戸数は、平成29年度末で617件でございます。

次に、2店目、空き家バンクの登録状況と対応についてのおたただしであります。空き家バンクは、空き家の所有者が売却や賃貸を希望する場合、その意向により、町内の空き家に関する情報を登録し、利用希望者に対して町がその情報を提供する制度であります。町は、宅地建物取引業法に基づき、仲介業は実施不可能であることからホームページで情報提供し、希望者へ紹介をしています。売買や賃貸の契約を希望する方がいる場合は、宅地建物取引業の資格を有する町内業者へ仲介を依頼しています。

現在、本町の空き家バンクへの登録状況については、平成29年度末現在で17件登録されております。そのうち6件の建物が、売買や賃貸の可能な建物で、町のホームページで情報提供をしているところでございます。今年度11月末日現在で契約成立した件数につきましては、4件であります。また、空き家バンク制度で売買などの利用を希望している方は、平成29年度末現在で36人ございます。

次に3点目、危険空き家の認定基準と対策についてのおたただしであります。南会津町空き家等対策計画に明記している空き家等の不良段階判定基準表に基づき、屋根や外壁の状況などの外観を目視し、建物状況について点数をつけ、その合計が100点以上のものについて、危険空き家として分類しております。危険空き家として分類された建物につきましては、平成27年度から施行している南会津町危険空き家等除去事業補助金の対象物件としての1つの要件は満たしますが、さらに、建築された年が昭和56年以前であるなどの要件を満たした場合、町の危険空き家除去事業補助制度の支援が可能となります。

町の危険空き家等除去事業補助金の補助率については、2つの区分を設定しております。1

つには、市町村民税の非課税世帯が補助対象経費の3分の2以内の額、80万円を上限としております。もう一つは、市町村民税の課税世帯で、補助対象経費の2分の1以内の額、50万円を上限としております。これまでの補助金の交付件数につきましては、平成26年度7件、平成27年度9件、平成28年度5件、平成29年度5件でありまして、4年間の合計は26件であります。

本町では、空き家の所有者に対し、適切な管理が行われるよう注意喚起するとともに、当該補助金の有効活用を促し、危険空き家への対策を進めてまいりますので、ご理解をお願いしたいと思います。

次に、空き家取り壊し後の課税はに関する1点目であります。

空き家取り壊し後の届出方法と課税の事務処理はどう行われているのかのおたただしですが、固定資産税は賦課期日である毎年1月1日に固定資産を所有している人に対して、その年の4月から始まる年度分として課税されます。空き家に限らず、対象となる家屋の全部または一部を取り壊した場合は、所有者の方に税務課または各総合支所窓口へ、家屋滅失届を提出していただき、取り壊された家屋について課税の対象外とする事務処理を行うこととなります。仮に届け出が賦課期日より後であった場合、賦課期日にその家屋が存在していたのか、既に取り壊されていたのかの確認ができないため、その年の4月から始まる年度については、課税の対象になることがありますので、ご理解を願います。

次に、2点目であります。

空き家取り壊し後の宅地に対する固定資産税はどのような基準で扱われるのかのおたただしですが、空き家であった居住用の家屋を取り壊した場合、住宅用地以外の宅地として取り扱われることとなり、住宅用地に対する課税標準の特例を受けることができなくなります。この特例は、住宅の敷地に利用している土地について、特に税負担を軽減する必要から設けられているもので、一般的な専用住宅の場合、通常住宅用地の200平方メートルまでを評価額の6分の1に、200平方メートルを超える部分を同じく3分の1としたものが、課税標準額となります。住宅用地以外の宅地の場合は、同じく評価額を10分の7としたものが課税標準額となりますので、居住用の家屋を取り壊した場合、特例を受けられなくなった分、税額は変動することとなります。

次に、3点目であります。

空き家取り壊し後の地目の扱いはとのおたただしですが、登記地目の認定については、登記官が行うものであります。建物が存在しない土地の場合であっても、宅地造成工事が行

われているものは、宅地として認定されることがあります。また、利用目的が不明確で地目が未確定な状態にある土地につきましては、認定可能な状況となるまでの間、新たに地目の認定を行わないと聞いております。このため、単に家屋を取り壊したのであれば、宅地であった土地の地目は、引き続き宅地として扱われることになると思います。

固定資産税に係る現状地目の認定につきましても、今ほど申しあげました登記地目の認定と同様の扱いとなりますので、ご理解をお願いします。

以上、お答え申しあげましたが、具体的事項につきましては、担当課長等より答弁させますので、よろしく願いいたします。

○五十嵐 司議長 2番、森秀一君。

○2番 森 秀一議員 それでは、再質問をさせていただきます。

移住者の関係ではいろいろ説明をいただきましたが、移住者の中で来られた方というのは、買い取りで来られる方と住宅の借り上げで来られる方という2種類あると思うんですが、それらはどういう状況ですか。多いほうはどちらですか。

○五十嵐 司議長 総合政策課長。

○小寺俊和総合政策課長 お答えいたします。

空き家バンク登録が、平成27年から開始しております。その後の成約が、売買が多いのか賃貸が多いのかというご質問であります。27年当初、売買、賃貸2件ずつということで、同数でしたが、28年以降は、28年には売買が6件、賃貸が1件、29年は賃貸が1件で、直近の数字で現在であります30年は売買のみで4件でありますので、合計しますと、売買が12件、賃貸が4件ということで、売買が多くなっております。制度開始当初は、やはり空き家バンクに登録した持ち主の方が、なかなか売るのは忍びないというようなところもあって、一時はちょっとお貸しした形での登録ということを希望されていたと思うんですが、議員のご質問にもあったように、なかなか残っているものの処分とか、なかなかその後使い道がやはりなかったというような状況があつてかと思えます。売買のほうに推移しているというふうに、私のほうでは思っております。

○五十嵐 司議長 2番、森秀一君。

○2番 森 秀一議員 売買が多いということは、間違いなく定住しておられるのかなというように、ちょっと私なりにいい確認をさせていただいたというふうに思います。

それから、永住してもらおうということからした場合に、職業が気になるわけなんです。もうこちらに来られる時点で、仕事というのは決まっているとは思うんですが、こちらのほうに

来られて、どういう仕事についてられるのかなというのも気になるころなものですから、それらについて、既に決まってこちらに来ているという部分、それと、今こちらで働いている方の職業というのはどういう、移住してきて。

○五十嵐 司議長 2番議員に申し上げます。

ただいまの発言内容は通告外のものとは判断しますから、注意いたします。

通告の内容の発言としてください。

○2番 森 秀一議員 それでは、質問を変えます。

先ほどの質問の中で、危険空き家に対する補助、これについては2分の1、または80万円ということだったんですが、私個人の実際あったことなんですけれども、建坪24坪の小屋を取り壊したときに、62万円ほどかかりました。住宅を取り壊すということになれば、それ相当の金額が必要になるのではないかなというふうに思うんですが、ちょっと80万という上限が住宅取り壊しにはちょっと少ないような気持ちにも思うんですが、これらの80万円を決定したというようなときのその流れといいますか、根拠といいますか、これらについてちょっとお聞きしたいと思います。

○五十嵐 司議長 総合政策課長。

○小寺俊和総合政策課長 答えいたします。

先ほど町長答弁で、80万円の上限が非課税世帯3分の2以内ということで、課税世帯につきましては2分の1以内の50万円ということでお答え申し上げました。この80万円が、非課税を例にとりますと、80万円で3分の2ですから、補助対象額としては120万円が限度ということになるのかなというふうに思います。

この金額が安いか高いかということの判断でございますが、この設定当時は、適切な単価というものを求めて、そこからこの数字を類推したと思うんですが、ちょっとそこまでの経過については、私承知しておりません。ただし、実際にかかる経費、解体に要する経費、確かに120万円では終わらないというふうに思います。ただ、制度上あくまでこれは個人の資産を公金で解体するということになりますので、全額といいますか、大きな部分をここに公金を投入して、解体をするということは、適当でないというふうに当時も考えたのかなというふうに思います。あくまで、解体をするのは個人の責任でやるということなんです、なかなか進まないということがあるので、その一助といいますか、支援として、推進するために、町がある程度、多少少額ではありますが、この推進のために補助制度を設けたというふうに理解しておりますので、基本は個人の責任で解体するということなので、この金額になっているのかなとい

うふうに思っております。

以上です。

○五十嵐 司議長 2番、森秀一君。

○2番 森 秀一議員 事情はわかりました。

それでは、次に空き家取り壊し後の課税について質問させていただきたいと思います。

先ほど、固定資産税の基準日は1月1日ということで答弁をいただきましたが、1月1日ということになると、年度途中に取り壊した課税に対しては、その年度末まで、壊してから年度末までは課税されるというふうに解釈できるわけなんですけれども、自動車税なんかですと、年度途中に廃車した場合には、月割りで残された期間が返還されると、そういうような事情があるわけなんですけれども、自動車税と比較して、住宅の場合もかなり高額な税金になっております。このような中から、どうして年度途中で壊した場合のそれらに対して、それ以降の期間に対して税金が課税されるのか、これらについて、それらの事情あると思いますので、お聞きをしたいと思います。

○五十嵐 司議長 税務課長。

○馬場純也税務課長 お答えいたします。

自動車税は県税であります。確かにおっしゃるとおり、登録した月から月割りで課税されてきて、廃車した場合は、後で納めた金額が戻ってくると、月割りで戻ってくるというものになります。これ、自動車税は、登録なり廃車の手続がナンバーとともに確実に、日づけも含めて確実に行われるものですから、その課税方式が最も適切な課税方式だと思います。

対して固定資産税は、毎年1月1日の所有者に対してそれを基準日として4月から始まる年度で課税されます。年の途中で家屋を取り壊した場合、もしくは、取り壊しても翌年度分から課税対象外、年度途中で取得した場合も、逆に翌年度からは課税対象になります。つまり、逆に新築した場合であっても、新築した場合、家屋の評価は高いわけですが、その場合であっても、課税を行わないわけでありまして。取り壊した場合は、先ほど町長答弁にありましたように、取り壊した場合、実は土地の課税の課税表示の特例がなくなりますので、土地と家屋セットで考えると、逆に税額が高くなる例がかなりあります。

もう一つは、自動車はサイクルが短い。つまり、10年なりで寿命を迎えるわけですが、家屋と土地に関しては、土地に関しては、特に未来永劫のものであります。そういったことから、サイクルが長いものですから、それぞれ違う状況で課税しているものになります。

以上述べましたように、課税の状況も異なりますし、固定資産税の1月1日基準日という考

え方は、決して住民の方に不利益にはなっていないと考えております。合理的で公平な課税になっていると考えておりますので、ご理解いただきたいと思ひます。

○五十嵐 司議長 2番、森秀一君。

○2番 森 秀一議員 固定資産税は町税ということで、それらのものもできるのかなという思ひを持っていたわけなんです、内容については理解をしました。

それで、私の求めている答弁はいただきましたので、これで一般質問を終わります。

ありがとうございました。

○五十嵐 司議長 以上で、2番、森秀一君の一般質問を終わります。

ここで暫時休憩とします。昼食休憩にします。

再開は午後1時に再開します。

休憩 午前11時47分

再開 午後 1時00分

○五十嵐 司議長 休憩前に引き続き会議を開き、一般質問を行います。

◇ 湯 田 哲 議員

○五十嵐 司議長 9番、湯田哲君の登壇を許します。

9番、湯田哲君。

○9番 湯田 哲議員 午後一番で最後の質問というのも、ちょっと珍しいと思うんですけども、最後の質問になりました。

議席番号9番、湯田哲、ただいまより一般質問を開始いたします。

3つありますが、1つ目、七ヶ岳山開きについて。

七ヶ岳山開きは、平成27年の関東・東北豪雨災害によって、針生地区側の林道及び登山口、登山道などが大きく被害を受け、針生からの登山ができなくなり、平成28年度からは、館岩側でのみ実施されています。昨年は、登山口までの林道の修繕工事は終わりましたが、登山口までは行けるが、登山口から護摩滝付近までの登山道の修繕が完了せず、針生からの登山はでき

ないことの説明でした。3年目のことしも、やはり館岩側での山開きで、ことしの説明では、針生側からの登山はできるようになったが、登山口付近の駐車場が狭く式典が実施できないことの理由でした。

今後、七ヶ岳山開きは、災害前のように館岩側、針生側、つまり田島地区側での両地区で開催すべきと考えますが。

2つ目、定住ガイドブックの期待と活用は。

定住ガイドブックがこのたび完成した。一目で本町の子育て環境や企業に対する人や定住希望者に対する補助金やさまざまな支援などが、一目でわかりやすくまとめられたガイドブックです。そこで、伺います。

①、ガイドブックに記載されているさまざまな制度を利用し、他の市町村から本町へ定住したこれまでの人数などを含め、施策の成果は。②、この定住ガイドブックへの期待と今後の活用は。

3、プレミアム商品券のICカード化、「んだべえカード」で町の活性化を。

下郷町では、プレミアム商品券をICカード化した「しもごろーカード」を本年7月からスタートしています。ポイント加盟店に端末を置き、ICカードをかざすだけで会計処理ができるシステムです。町内の商店の売り上げも目に見えて増加し、ほかにもさまざまな効果が出ていると聞きます。このICカードを利用し、来店するだけのポイント加算や健康診断や町のイベントに参加してもらえるスタンプカードも、たまればICカードのポイントとして加算できるといいます。

本町でも、下郷町のようにプレミアム商品券をICカード化、仮称ですが「んだべえカード」で町を活性化する考えは。

以上です。

○五十嵐 司議長 町長。

○大宅宗吉町長 9番、湯田哲議員のご質問にお答えをいたします。

初めに、七ヶ岳の山開きに関して、館岩側と針生側の両地区で開催すべきではとのおただしであります。平成27年の豪雨災害以来、入山規制をしていました黒森沢登山口及び下岳登山口からの入山は、復旧作業が完了し、平成30年度から可能となったところであります。

しかしながら、黒森沢登山口付近は駐車スペースが少なく、道路も狭いことなど、登山者の安全確保の観点から、針生側での山開き行事については、平成28年度から見合わせているところあります。また、羽塩登山口については、復旧作業が完了していないため、入山規制を継

続中であります。

今後は、田島地区山岳整備事業を委託しております南会津町観光物産協会や、地元針生区及び関係団体と協議を行う中で、山開き行事の開催の有無について検討してまいりたいと考えておりますので、ご理解をお願いしたいと思います。

次に、定住ガイドブックへの期待と活用に関する1点目であります。

ガイドブックに記載の制度を利用し、町外から定住した人数と施策の成果について、またこの2点目、定住ガイドブックへの期待と今後の活用についてのおただしについては、関連がございますので、一括して答弁させていただきます。

本町の定住ガイドブックは、平成27年度から定住対策事業の取り組みの一つとして作成しております。首都圏にある福島県の移住相談窓口を中心に設置させていただいているほか、首都圏で開催される移住相談会において配布しております。

このガイドブック作成に当たりましては、町などの支援制度を、移住を検討している方が田舎暮らしをイメージする際の参考になることを期待し、移住希望者や定住者目線で作成しておりますのでございます。

このガイドブックに記載の制度を利用して町外から定住した総数については、把握しておりませんが、これまで本町に移住された方のうち、ガイドブックに掲載の制度を利用された方は、平成26年度から平成29年度の4年間で98世帯ということになります。

今後も、移住希望者に手にとっていただき、本町を知るきっかけや、本町での生活をイメージできるような定住ガイドブックを作成し、首都圏などで配布してまいりますので、ご理解をお願いいたします。

次に、プレミアム商品券のICカード化、「んだべえカード」での町の活性化をする考えはとのおただしであります。下郷では、既にポイントカード事業を行っておりますが、ポイントカードのICカード化は、下郷町商工会が主体となり取り組まれたと、そのように聞いております。

本町におきましても、地域経済の活性化は喫緊の課題でございますが、本町の場合、各地域のスタンプ会がシール形式のスタンプ事業を行っておりますので、既存のスタンプ会との調整や導入に係る財政負担及び将来的な事業運営の見通し等の調査研究が必要と、そのように考えております。

町といたしましては、消費者や商工業者等の意向を踏まえ、地域のニーズに合った施策となるのかも含め、商工会及び関係団体と協議をしていきたいと、そのように考えております。

いずれにしても、これらカードを導入するに当たっては、個人の商店といいますか、そういうところでのICの器具といいますか、そういうような対応も必要になると思いますし、やはり商工会が中心になってやっていただくということであれば、商工会の皆さんとも、そしてまた関係の方々とも協議が必要になってくると思いますので、その協議を進めた中で、どのようにしたらいいのかということ町としては判断して、また、希望があればその希望を伺うというスタンスでありますので、ご理解をお願いしたいと思います。

以上、お答え申し上げましたが、具体的事項につきましては、担当課長等より答弁させますので、よろしくお願いたします。

○五十嵐 司議長 9番、湯田哲君。

○9番 湯田 哲議員 まずは、七ヶ岳についてです。

質問のほうは長々と書かせていただきましたけれども、実は、登れない状況にいるものだから、仕方がなかったんですけれども、最後のことしの理由が、何か意外だったのが、駐車場が狭かったという、今までのやむを得ない、道路に関しては、登山道の登れない状況はちょっと、そのバランスがちょっと理解できなかったもので、させていただきました。

1つ、再問したいんですけれども、登山って、どちらかという、皆さん、岩登りだったり沢登りだったりする登山のイメージってあるんですけれども、館岩側、決してよくないというわけじゃなくても、グレンデを上がっていく形なんですけれども、皆さんの中で、質問ですけれども、登山のイメージといえば、やはり岩を登ったり沢を登ったり、その意気込みというか、醍醐味というんですか、そういうのを思いますけれども、果たしてどちらが山登りとして、ふさわしいということじゃなくても、その考えはどうですか。町としてはどう考えていますか。

登山として、あっちから登ってこちらにおりるのはなかなかです。上がって、多分向こうにおりるんですけれども、登山に対する考え方。要するに、田島地区と館岩地区の違いをどういうふうに認識しているかですね。再問します。

○五十嵐 司議長 町長。

○大宅宗吉町長 お答えいたします。

今、議員は2つの例を出されましたけれども、登山、いろいろな山の形態によっていろいろあると、そのような認識であります。

○五十嵐 司議長 9番、湯田哲君。

○9番 湯田 哲議員 そうですね、それぞれ価値観も違いますので。ただ、ここで言いたかったのは、僕は地元針生なので、登山口で平成26年度のいつも春には、6月には行って、その

式典に、地元だということで参加させていただいていますけれども、それなりに車もとめられて、何とかやっています。何とかやっていて、登山道に沿っても行ったりしているんですけども、やはりあの登山口、災害で登れないのはもちろんわかって、そこで危険に登らせるのは申しわけない——安全のために仕方がないんですが、護摩滝の分のそこまでのが直って、登れる状況で、こちらの分の式典であの岩を登らせなかった、滝の——七ヶ岳といたら護摩滝ですよね。と僕は思っていた人間だったものだから、ぜひそれを多くの登山者に見せてあげるべきだし、そこを使わせるという意味でいえば、今、式典は向こうでやったし、その前も館岩でやっていたんですよ。両方でやっていましたよね。

だから、その意味では、ぜひ今後、地域の人と検討して今後考えていくというような最後のほうの答弁でしたけれども、ぜひ、もう3年延びているわけですから、来年からは、駐車場が狭いという理由も、これはちょっと僕は、つくったような理由にしか聞こえませんが、感じませんので、その辺ぜひ、駐車場もそんなに、あのままで少しやれば、そのまま今までやっていたからね。ずっと僕は30年以上、山開きに携わっていますし、無線クラブで頂上に登ったり、泊まったり、テント張ったりしていますけれども、そういう意味では、すごく30年以上そこにかかわっている人間としてみれば、こちらに山開きがなくなってしまったのは、すごく寂しい思いもあるものですから、これから考えていくじゃなくて、もうここまで3年間、登山道の——災害によって上がれないのは、これはもちろん仕方がないことなので、その分、もっと積極的に、もう来年度からは登山できるんですよ。できる状態なので、ぜひその辺を今後延ばすことなく、ぜひ来年から、全く登れますので、林道もよくきれいになりましたので、その辺、積極的に進めてほしいんですが、その考えは。

○五十嵐 司議長 町長。

○大宅宗吉町長 お答えいたします。

先ほど答弁させていただきました、針生地区の皆さんだったり、関係の会社の皆さんと検討して決定していきたいと、そのように考えています。

○五十嵐 司議長 9番、湯田哲君。

○9番 湯田 哲議員 ぜひ、平成26年までやっていたことですから、不可能じゃない話です。ぜひ、館岩のほうのホテルの前もすごく広いし、式典やるには本当に絶好です。僕たちも本当、あそこでやったほうがにぎやかだろうし、大型バスもとめられるだろうし、いいと思いますけれども、ぜひ黒森沢の登山道で平成26年度までずっとこの三十何年間、あるいは40年間かな。僕は二十過ぎあたりからしか絡んでいないので、わからないんですが、30年以上やってきたも

のですから、災害は仕方ないとしても、ぜひ今後検討してほしいと思います。

それでは、2番に移ります。

定住ガイドブックについてですが、これは、9月の議会で皆さんに配付されました。こういう小さな小冊子です。この中で、確かに本当によくできています。本当に簡潔にまとめられていますし、1ページを開くと、初めから子育てについての、この町はゼロ歳から18歳までは医療費は無料ですよなんていうのが、すごい家族というか、新しい若い夫婦にとっては、本当に魅力的な施策ですし、さまざまな移住に対する店舗改良とかそういう部分の補助とか何かもかなり詳しく、簡単にですね、わかりやすく、あとは窓口に行って聞いてくれで十分だと思いますけれども、よくできています。

その中で、私たちもこのたび、京都、奈良のほうに研修に行った中でも、この定住ガイドがダウンロードされて、彼らの目にも触れていたみたいですが、中身を見ると、本当、我々が研修に行ったことと同じレベルのものなんですね、考えてみると。こちらも匹敵するぐらいいいものでやっています。

ただ、そこには地理的環境がありますので、京都が横にあったり、大阪が1時間とかの部分、関空が近かったりする自治体とこの南会津町は、またちょっと違うので、すごく外から定住するために選ぶ場所としては、かなりハードルが高い部分はありますけれども、ぜひ今後、この定住ガイド、定住希望者の説明会では配布すると言いましたけれども、もっと積極的に、ホームページではPDFでダウンロードできるようになっているみたいで、僕もこれ、印刷してきましたけれども、A4の状態、大きくなるとまた見やすいと思いますけれども、ぜひ今後、ガイドの配布は説明会じゃなくて、例えば、東武電車のリバティの前のあたりに配布したって、目に触れる分であれば、もっと触れる機会として、町として説明会のみならず、多分、これ、増産しても大したあれじゃないと思いますので、その辺の、もうちょっと具体的に、今後、目に触れるためのアイデアというか、その辺、ちょっと考えをお聞かせ願いますでしょうか。

○五十嵐 司議長 総合政策課長。

○小寺俊和総合政策課長 答えいたします。

定住ガイドブックにつきましては、毎年1,000部つくっております。議員おただしのように、東京等で行っている相談会で配布をしております。さらに、ホームページに掲載をしているのですから、全国にも知られております。

中身については、今、お話があったように、大変すばらしい内容になっているというふうに、自分のほうで言うのも何ですが、わかりやすく、さらに子育てからの支援、それから企業の仕

事をするに当たっての手助けが書いてあります。

そういう意味だと、この視察も、南会津町のほうにこの関係での視察が大変多く来られております。先日も、議会のほうに、那珂川町でしたっけ、定住の関係で視察に来られました。その前も、栃木県の茂木町とか、それから新潟県津南町の議会、青森県のほうからも定住関係、このガイドブックを目にして来られたという方がいらっしゃいます。

そういう意味で、十分中身がいいものになっているというふうに思っておりますので、議員おただしのように、さらに目の触れる機会にこのガイドブックを配布するようなことを、今後とも考えていきたいと思っております。

以上です。

○五十嵐 司議長 9番、湯田哲君。

○9番 湯田 哲議員 視察がいっぱい来ているということで、本当にうれしいことですね。そういう意味では先進地の部分であって、あとは実際に定住を希望する、先ほど、森議員のほうからの空き家対策、空き家の関係で、かなりの分ではほかから来ている世帯数、今の答弁では4年間で98世帯がこちらに来て、人数のほうはちょっとまだ把握していないという話でしたけれども、98世帯といえ、なかなか思ったよりすご多かったんです。

だから、そういう意味では、少子化して本当に人口が減る中で、この分はかなり重点的に施策として、本町の、大きいからなおさらこういう定住ガイドができたり、ほかの市町村出てきて、かなり緊急なる問題であるので、そういうモデル自治体を探して、この南会津町にたどり着いたと思うんです。

ぜひ、今、答弁ありましたけれども、もっと見やすく、もっと目に触れる時間をぜひ、多くの人の目に触れれば、それだけこの町の定住に対するいろんな補助とか何かわかりますので、ぜひ進めてほしいなと思っております。人数のほうは大丈夫です。

今後、このガイドブックが期待することを、ガイドブックの成果が、あるいは定住分が実りあるものであることを期待して、この2番については終わります。

3番についてなんですが、これは今後、検討していく部分でしたけれども、検討するだったかな。商工会の分で、ああいう紙ベースのスタンプがあるので、その分があるので、そうした意向も聞かなければならないので、そう簡単ではないと。あと、予算が伴うものだから無理だと、こう言ったんですけれども、下郷町はこういう考え方でしたよね。結局、地方創生で我々の選んだ事業は別にありましたけれども、地方創生で下郷町が選んだのは、このプレミアム商品券。僕はちょっと予算聞きそびれましたけれども、2億はかかっていない話ですけれども、

1億8,000だったか1億何がしの金額で、端末と、あと、このシステム自体をある専門業者から、予算を使ってそのシステム導入をしたわけですね。

ですから、これから一から始まって、商店に負担が来て、端末が5万円ですよでは、これじゃ誰だって入りませんけれども、下郷みたいな形で進めることを僕は言っているわけなので、ぜひ今後、そういう地方創生的なもの、あるいはこういう活性化の中で——下郷町、これ、前回、道路要望で県に行くときに下郷の議員に聞いたことで、テーブルを挟んで、お昼過ぎたらこの話が出ていて、売り上げかなり伸びているよというのから始まって、いろんなことを聞かせていただきました。あそこに大型スーパーなんかも通りに沿ってありますけれども、かなり上がったらしいです。かなり上がって、町にも寄附金を持ってきたよなんていう話をしていました。

ですから、その効果はかなり目に見えている、我々の紙ベースのプレミアム商品券とはまた違うICカードの効果がかなり大きな分で見えていますので、これについて、予算というハードルはともかく、今後、下郷町、今、七、八団体が市町村で先進地という形で、このプレミアム商品券に対するシステムの研修先として、既に来ているそうです。要するに、活性化などでね。商店街の活性化になっているんですけども、これに対して、町は端末の負担じゃなくて、田島スタンプだって変える可能性だって、もう時期的になっていますから、それに対する具体的に商工会やっていくとか、その分に考えは、もう一度聞かせていただきます。お願いします。

○五十嵐 司議長 町長。

○大宅宗吉町長 お答えいたします。

これは、主体は商工会でやっていますよね。売り上げが伸びたかどうか、私は、申しわけありませんけれども、その状況はわかりません。

そんな中で、いずれ商工会の主体の事業であるならば、町が商工会の事業に、これやりなさい、ああやってくださいとは、やっぱり言えるものではない。一緒にやるというならば、それは支援はできます。

ですから、そういうスタンスなので、これはぜひ皆さんがそういうふうにかけて、いろいろ検討されるのであれば、まちづくり、それからそういうことも、商工会の皆さんとも今後、話し合っていくということになっていますので、そういう中で、商工会の方々が、皆さんがそんなことで考えておられる、そして自分たちが実行しますというのであれば、それは町としても協議の場はあるのかなど、そのように考えておりますので、基本的には、商工会の皆さんが実行するものだ、そのような認識でおります。

○五十嵐 司議長 9番、湯田哲君。

○9番 湯田 哲議員 新しいものを狙っているとか、隣がやったからまねをするとか、そういう部分じゃなくて、やはり今の時代に必要な部分だろうと。

けさ、ちょっとワイドショー、ビビットとか両方の番組で、ペイペイですか、ソフトバンクとヤフーが合同で出資したQRコードの決済の部分をやっていました。今じゃこれだから、この話、質問しようと思ったら、そちらの決済のほうが先かななんて思って、ちょっと聞いていたんです。いずれそういうのも田舎に入ってくるだろうと。

東京都内はかなりの部分で、ホテル関係とか飲食関係はほとんどそれでやって、かなり参入者があるらしい。来年の3月までには100億円を、40回に1回当てるそうです。10万円買ったら10万円がそのまま現金で戻ってくるんですね。要するに、ソフトバンクの知恵でしょうけれどもね。そんなことをやったら、みんな入りますよね。10万円、そのまま全額戻ってくるそうです。だから、50万円の買い物しても、上限で10万と決まっていたけれども、すごく魅力的な決済ではあるんですが、それがこの田舎に来るまで待つよりも、やはり下郷さんで「しもごろーカード」でプレミアムというペーパーベースをこのカードでやっている分がありますので、その知識は、そのアイデアは、商工会から上がってくるという町長の考えはもちろんわかります。そこから上がってきて、町のほうで予算づけなり国の補助金なりを探すという流れもありますけれども、その分では、我々アンテナを張っているのは、議員も含めて、ほかの自治体もやり——こういうことならどうでしょうか。

我々が研修に行った先の自治体で、商工会で上がったある政策を、我々がアイデアを、これ、いいよねといったときに、我々が発想したときに、それは商工会だろうとかじゃなくて、それはアイデアとして町に伝えたんですから、町の中で商工会に持ちかけるという部分でもいいわけで、何も下から上がってこなきゃやらないとかじゃなくて、ぜひそういう制度を探しながら一緒にやっていきたいと思いますのほうがいいですね。

今、町長のスタンスだと、上がってこないとそういうのは、確かに自分から手を挙げなきゃだめだろうという部分の見方もあるかもしれませんが、これは大きなことですからね。この商店街がどれくらいになるかです。

こんな話ししましたよね。車検なんか10万単位ですよ。それで、これ、10万で12万ぐらいの分のベースで使えますから、その分でいうと、すごい使いやすいというんですかね。南会津町の場合には1万1,000円、1万2,000円、1万3,000円という券をそれぞれ発行の分でしようけれども、上限5万円と決まっていますけれども、あそこは10万円、家族が10万円、2人

で夫婦で24万円の買い物ができて、家族が5万円、子供たちもつくれるという話でした。

だから、そういう意味では、ぜひ下からじゃなくて、町からそういう分が探していれば、ぜひ、隣のまねして何とかではなくて、いいものを買っていれば、いいものはまねたって全然いいと思うんですが、その辺の考えはどうですか。

○五十嵐 司議長 町長。

○大宅宗吉町長 お答えいたします。

町もいろんな事業をやっていますけれども、いいことはまねたりも、それはもちろんあります。ですけれども、町独自の考え方、その地域の事情もございまして、町の財政状況もございまして、人もございまして。ですから、そんなことも総合的な判断の中で、今、町の事業を進めているところもございまして、決して隣でやったから、まねはしないから、これはやらないと、そんな考え方で判断しているわけではありません。

ですから、あくまで私は、これを実施するのは商工会ですよ。ですから商工会の判断で決めてもらうのが一番いい。やっぱりやる人が決めないことには、やれやれと言われたって、子供もそうでしょう。勉強やれやれと言ったって、親がやれと言ったって、子供はなかなかやらないですよ、自分からやろうとしないと。結局、そういうことですよ。商工会が子供という意味じゃないですよ。誤解されちゃ困るから。

もう一つ、ただ、私、ちょっと気になるのが、今度、消費税10%になったときに、カード決済だとポイントやって、そして消費税を減額するというか、そういうのは国のほうで言っているということ。ここは、やっぱり町としては、そこは無視できない、もしもそうなれば。ですから、それらのことは重々国のほうの情報を注視しながら、町としてどう対応すべきかということ、国はまだ決定していないので、あれですけれども、そんなことも念頭に置きながらやっていきたいと、そのようには思っています。

ですから、本当にいろんな町の、地域の考え方あろうかと思えますし、私どもは積極的に一番最初にプレミアム商品券を導入したと、そういうようなことも経緯もございまして、ですから、先ほど、スタンプのことで、それを盾にやらないとか言っているわけじゃないです。実は、このプレミアム商品券も、導入するときにはいろいろ議論は私どももあつたんです。そんなことをしたら、田島のほうの店ばかりにみんなお客さん行っちゃって、西部の人たちが、西部の店が売れなくなると。

でもこれ、結果的に、大体各地区で、旧町村単位でプレミアム商品券の売り上げというか、利用者の額と全体の使用地域の額を調査してみると、やっぱり田島は多いですけれども、その

次に多いのが南郷なんですけれども、大体そんなにのり反りなく来ているんですよ。ですから、そういうこと、結果的にはそうですけれども、でもやっぱり今の状況を踏まえた中で、私としては、いろいろなこういうことを判断していきたいと思いますので、ぜひ商工会の皆さんと、私どももそんな話があれば、一緒に実行する方向の中で、当然検討することになるでしょうし、町としては、主体は商工会ですよということを申し上げたいです。

○五十嵐 司議長 9番、湯田哲君。

○9番 湯田 哲議員 町長が言っているの、もちろんわかりますので。

なぜこれを出したかって、僕は4年ぐらい前かな、5年ぐらい前に、ICカードでヘルスポイントというようなアイデアを出したことがあったんです。ここにICカードのリーダーを持ってきたりして、やった、この会場じゃないですけども。その議会で質問した、僕のページを見てもらうとわかるんですけども、そういう意味では、今、時代だと思うんですよ、これは。だから、ペイペイみたいな携帯だけで決済する時代にはなっている部分だから、まねするとかじゃなくて、いいものはいいわけだから。

ただ、1つだけここで紹介したいと思うのは、下郷町もこれを7月から開始していますけれども、2つだけ言わせてもらいます。これは、初めはもう前でよかったですらうと、商店なんかもこんな半信半疑。ところが、いざ入れたら、結構みんな、例えば南会津、これ、貝田議員から借りましたけれども、これ、貝田君のお金全部あっちへ行っているわけですよ。先ほど言った部分、逆に言えばね。極論で言えば、5,000万ぐらいの買い物をしているかどうかわかりませんが、それで言えば、このカードというのは、やっぱり囲い込みというか、その意味ではすごく魅力じゃないか。

1つ、だから言うのは、下郷さんがこれをつくったので、スタンド会で決済する場合は、わざわざ若松とか郡山、白河安いですね。白河でガソリン入れなくても、ここに来てこのままぼんぼんという、早くできるから、南会津町で1万1,000円券でガソリン買ったら中途半端じゃないですか。そういう買い物には、使うには使えない部分というか、簡単さではないよね。だから、ここでは100円でも200円でも使う分では、すごくスピーディーだし、n a n a c oとかその部分のイメージで使える分ですので、子供が文房具で550円のを買って、それは有効に使えるという部分の使い方ですよ。1万1,000円のプレミアム商品券持ってきて、500円のノートくださいというのは、できないわけじゃないですか。その意味を言っているわけです。それが紹介の1つです。

もう一つは、これによって消費が伸びたからどうか、単純じゃなくて、やっぱりこれを有

効に使う部分では、本当、今の時代に合っている分で、これが健康のポイントになって、これ、実際ありますね。健康の講座か何か、健康講座に参加すると何ポイントということを入れていくみたいです。下郷さんはやっています、いろんな、来店なんかも、銀行さんに入るだけでも1ポイントくれるのかな。そういう意味では——はやりだからではないです。僕もはやりだからやっているわけじゃない。

僕は、四、五年前にICカードで言っていますので、突然上がった話ではないということです。今、ようやく5年後にこういう時代が来て、その分と言えば、ぜひその辺は知ってほしいです。気軽に使える、田島スタンプ、僕、いつももらっていますけれども、田島スタンプ張って出したという記憶は、大分前までは出しましたけれども、もうほとんどたまりっ放しの使わずじまいで終わっている人も多いんじゃないかと思うので、ぜひ、紙ベースが悪いからどうと町長言ったつもりはないと思っていますし、そのつもりで言ったわけじゃないだろうけれども、やはりあれもこういうものにかわる時代に、今、来ているということなので、そのメリットを並べて、すぐ来年からやってほしいということを言っているわけじゃなくて、ただ、気軽に使えるその便利さの部分、子供たちも使えたりする部分、その制限もない部分、誰でもつくることがあるという部分でいうと、すごく人に優しいカードなんじゃないかなと思います。

もう一つ言いたかったのはこれでした。これが、町内のは12月31日ですよ。これ、実は1月31なんです。なぜかといったら、正月商戦ってありますよね。割とお金使うじゃないですか、初売り何とかっていうの。で、1月31閉めています。これって、聞いたら、さすがだなど、こう思いました。我々が多分、年度がかわって、本当は31年までのだから、1月31にすることは可能なんですけれども、12月31で閉めちゃっていますから、ぜひプレミアム商品券だって、1月31に延ばすというのは、とても大切なことだと思うんですよ、初売りの分で使えるということが。これに関しては、理由は聞かないです。ぜひこの紙ベースで進むにしても、12月31で閉めるよりも1月に延ばすって、その考えはどうでしょうか、その考えについては。

○五十嵐 司議長 町長。

○大宅宗吉町長 お答えいたします。

私は、12月の末、大みそかに終わるよりも、1月までいったほうが良いということだけはわかりました。ですけれども、そのシステム全体、議員は詳しいですけれども、私は議員ほど理解しておりませんので、なかなか議員の満足されるような答弁はできないかもしれませんけれども、基本的なことは答弁したつもりです。

もし議員がそうおっしゃるなら、議員も商工会員でしょう。

提案してくださいよ、商工会と。要望しちゃだめか。そうした中で上がってくるならば、町としても一緒に検討しましょうということですよ。

そんなことで、いろんなこと、これからはそういう時代になると、私もそれは想像します。ですけれども、やはり主体となるところ、ここがやっぱり主体になるべきであって、町があれやってください、これやってくださいではないですよという部分、その基本的な部分も、議員にはぜひ理解してほしいということでございますので、答弁の中では、そういう話があれば、町としてもしっかり検討しますということでお答えさせていただきます。

○五十嵐 司議長 9番、湯田哲君。

○9番 湯田 哲議員 最後になりますけれども、確かに僕も商工会員ではありますし、本当に商工会にも予算、町で既に出しています。でも、これが下郷は、何度も繰り返すことになるかもしれませんけれども、そういう町が国から持ってくる地方創生の分で、2億近くのをぼんとそうやって、端末を全部買い上げて、各支店にゼロ円で置いて、で、システムは商工会のほうで全部、この人は残高幾らというのが、マスターコンピューターかわからない、メーカーにやっているかもしれない、それが全部わかるらしいです。

そういう意味では、本当、今ふうに処理しているみたいですよ。商工会の方でやっているらしいですけれども、それをぜひ、商工会でやれば、こちらからも出るのかもしれない。そこに伴うのは、今言った町からの全面的な分がなければ、商工会さんの自力でその端末を買えとか、それで何か実行したもんじゃないと思います、このシステム自体は、とてつもなく高いシステムだと思いますので。

下から上がってくるかもしれませんし、町のほうでもそういうアイデアが出ているという部分、あるいは隣でもうまくいっているということも、ぜひ、もう既に認識はしていると思いますけれども、今後、検討して、電子化、プレミアム商品券の電子化にぜひなってほしいなと思います。

以上で終わります。

○五十嵐 司議長 以上で、9番、湯田哲君の一般質問を終わります。



◎散会の宣告

○五十嵐 司議長 以上で本日の議事日程は全部終了しました。

本日はこれにて散会いたします。

明13日は午前10時から開議し、一般質問を行います。

ご苦労さまでした。

散会 午後 1時34分

平成30年第4回南会津町議会定例会 第3日

議事日程 (第3号)

平成30年12月13日(木曜日) 午前10時開議

日程第1 一般質問

- 4番 渡部 訓正 議員
- 11番 山内 政 議員
- 8番 湯田 賢太郎 議員

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席議員 (15名)

- | | |
|--------------|--------------|
| 1番 貝田 美郎 議員 | 3番 丸山 陽子 議員 |
| 4番 渡部 訓正 議員 | 5番 室井 英雄 議員 |
| 6番 湯田 良一 議員 | 7番 大桃 英樹 議員 |
| 8番 湯田 賢太郎 議員 | 9番 湯田 哲 議員 |
| 10番 楠 正次 議員 | 11番 山内 政 議員 |
| 12番 高野 精一 議員 | 13番 星 光久 議員 |
| 14番 菅家 幸弘 議員 | 16番 星 登志一 議員 |
| 18番 五十嵐 司 議員 | |

欠席議員 (3名)

- | | |
|--------------|---------------|
| 2番 森 秀一 議員 | 15番 阿久津 梅夫 議員 |
| 17番 室井 嘉吉 議員 | |

説明のための出席者

大宅 宗吉 町 長	渡部 正義 副 町 長
星 英雄 教 育 長	渡部 浩治 総 務 課 長

小寺俊和	総合政策課長	馬場純也	税務課長
居倉雅彦	住民生活課長	阿久津勝英	健康福祉課長
室井利和	農林課長補佐	羽染正巳	商工観光課長
月田啓	建設課長	野中英昭	環境水道課長
室井竜典	会計室長	五十嵐小一郎	農業委員会 事務局長
芳賀美恵子	学校教育課長	酒井浩哉	生涯学習課長
阿久津弘典	館岩総合支所長	星正信	伊南総合支所長
馬場宗一	南郷総合支所長		

事務局職員出席者

馬場秀成	事務局長	星貴夫	事務局長補佐
------	------	-----	--------

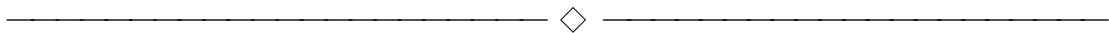
開議 午前10時00分

◎開議の宣告

○五十嵐 司議長 おはようございます。

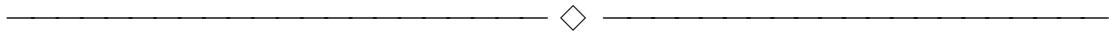
都合により欠席届のあった議員は、2番、森秀一君、15番、阿久津梅夫君、17番、室井嘉吉君です。

これから本日の会議を開きます。



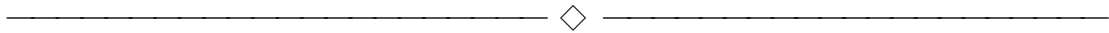
◎議事日程の報告

○五十嵐 司議長 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。



◎一般質問

○五十嵐 司議長 日程第1、一般質問を行います。



◇ 渡 部 訓 正 議 員

○五十嵐 司議長 4番、渡部訓正君の登壇を許します。

4番、渡部訓正君。

○4番 渡部訓正議員 議席番号4番、渡部訓正です。これから、一般質問をさせていただきます。

本年7月から、南会津地域の二次医療圏は会津地域に統合され、会津全域が1つの二次医療圏となりました。私は昨年度の9月議会定例会において、二次医療圏が統合されると南会津地域の医療は切り捨ての方向に進むとの危機感から、南会津二次医療圏の存続と県立南会津病院の充実強化について一般質問しました。冒頭申し上げた二次医療圏の統合から半年以上が経過しましたが、昨年度9月議会で町長が答弁されました、県から統合前段で説明された、南会津

地域の二次医療圏はなくなるが県立南会津病院の充実強化に取り組むとの回答に対する具体的な動きはどうなっているか。また、町としても、県立南会津病院の充実強化を強く要望していきますと回答されていますが、これまでの働きかけについて伺います。

1点目、県立南会津病院は12科の診療科目がありますが、常勤医師は4科だけです。8科の診療は他の病院からの応援に頼っています。これらの診療科目の常勤医師配置の見通しは。

2点目、昨年の答弁の中で、県に対し、医療スタッフの安定的確保と回復期機能及び包括ケア病棟の整備拡充の要望を行ったとのことですが、その後、現在までの動きはどのようなか。

3点目、県立病院改革プランに基づき、救急医療等の水準の確保、訪問看護ステーション開設など、南会津地域の僻地中核病院である南会津病院の充実強化に取り組むと県から回答されているとのことでした。訪問看護ステーションは昨年11月に開設されたと聞いていますが、その他の具体化は。

4点目、県立南会津病院の許可病床は、3病棟のうち1病棟が閉鎖され現在98床と聞いていますが、今後の見通しは。また、県は、先ほど質問した②の包括ケア病棟は、許可病床と分けて考えているのかどうか。もし98床内で包括ケア病棟も考えているとすれば、一般病棟の縮小となり、スタッフも配置人数は現状より少なくなり、南会津病院の実質的機能は充実ではなく縮小と捉えるべきと考えるがどうか。

次に、大きな2点目に入らせていただきます。

ごみのリサイクルについてでございます。

プラスチックごみは地球全体を巻き込む海洋汚染を引き起こしているとの報道がされています。鯨やウミガメなどがプラごみを飲み込み、死の危険あるいは死んでいるとの報道もされています。ことしは、段ボールを初めとした古紙類を中国で集めているとの報道もされています。時を同じくして、町内のスーパーでは、古紙類、段ボール、ペットボトルを持参するとポイントをつけるなどリサイクルの動きが出ています。また、檜沢地区では、回収業者がスピーカーで放送し、古紙類、段ボールを結束等の条件はつけず、玄関前に出しておけばトイレットペーパーを置いて回収していくとのことでした。このように、以前は衛生組合のごみ収集以外考えられなかったことが行われています。そのような状況のごみ収集ですが、以下質問します。

①、以前、資源ごみは売上収入があり、経費の一部としていることをチラシで住民に知らせていました。資源ごみの回収率を上げ、売り上げアップを図ることは経費の節約にもつながります。回収率を上げるための町民への協力要請を行ってはどうか。

②、資源ごみの収集に当たり、雑誌や週刊誌は結束が必要だろうというふうに考えますが、

チラシ類や新聞紙は所定（新聞折り込みに袋入ってくるわけですが）の袋に入れたものも入れると、そして、あと段ボールは結束しなくてもよいのではと思いますが、どうでしょうか。子供会による廃品回収と同様の取り扱いとしてはどうかということでございます。

3点目、高齢者世帯のごみ出しで、定められた日に集積所に持っていくのが大変となっております。今後、降雪期を迎えさらに大変となります。何らかの対応策が必要と考えますが、町としての考えを伺います。

以上、壇上からの質問は終わらせていただいて、再質問の席でまたお願いしたいと思います。ありがとうございました。

○五十嵐 司議長 町長。

○大宅宗吉町長 おはようございます。

4番、渡部訓正議員のご質問にお答えをいたします。

初めに、県立南会津病院の充実強化に関する1点目ですが、他の病院からの応援に頼っている8科の診療科目の常勤医師配置の見通しはとのおただしであります。これまでも福島県や県立医科大学等に対しまして常勤医師配置に向けた要望を行ってまいりましたが、現在のところ、配置についての明確な回答を得るには至っておりません。これは私どもの町ばかりではなくて、南会津の町村会としても合同の要望といたしますか、要請をいたしているところでございますが、小児科は震災以降厳しかったんですけれども、地震災害の影響もありまして、小児科はそれ以来赴任していただいておりますけれども、その他の私たちの眼科であったり産婦人科であったり、それから麻酔科とか神経科とか、なかなか厳しい状況でございます。特に産婦人科はもう全国的に厳しくて、福島県ばかりでなくて、その医師の配置が難しいとそういうふうに明言されておりますが、できるだけそのような中で対応をお願いしたいという、そのような中であっても対応をお願いしたいということは申し上げております。今、私立の病院から南会津病院のほうにも小児科医来ていただいておりますけれども、できるだけ常勤医師が安定して配置していただけるように、引き続きまた要望を続けてまいりたいと思います。

そういうことで、県によりますと、震災前から県内の医師不足非常に深刻でありました。震災直後にさらに深刻化いたしまして、ここ数年徐々に医師の増加傾向にはありますが、依然として深刻な状況が続いていると、診療科目によっては厳しいものもあると、産婦人科は特にそうであります。

このような状況であります。県立南会津病院は南会津地域の唯一の病院でありまして、地域医療の中核医療機関でありますので、特に以前から要望が多く寄せられている眼科、産婦人

科、精神科の常勤医師の配置に向け、引き続き県や関係機関に対して要望活動を行ってまいりたいと思います。

次に、2点目であります。医療スタッフの安定的確保と回復期機能及び包括ケア病棟の整備拡充の要望後の動きはとのおただしであります。現在のところ、採用職員である看護師につきましては、県で定める定数どおりの配置が行われていると、県病院局より報告を受けております。

しかしながら、産休、育休を取得されている方が現在9人いるそうです。そのような状況の中で、そのかわりに任期付きの看護師を募集しているのですが、なかなか集まらないということで回答がございました。

去る11月29日にも、福島市で開催されました県立病院事業経営評価委員会、私評価委員になっておりますけれども、その席上で、私もこのことを、それから診療科目に対するその医師の派遣のことも申し上げてまいりました。そうした中で、県立南会津病院の看護師の人員配置につきましては、特に産休、育休を取得する職員の代替職員の確保を県病院局に強く要望したところでありまして、常勤医師同様、医療スタッフの安定的確保に向けても、今後とも引き続き、私も委員としてばかりではなくて南会津町村会としても、引き続き要望を続けていきたい、町としても要望を続けていきたいと、そのようにも考えております。

また、地域包括ケア病棟につきましては、昨年9月に、県病院局に対して整備拡充の要望を行ったところでありますが、その後、すぐに開設に向けた具体的な検討に入っていただきました。現在、平成31年度早期の開設を目指し、県立南会津病院と県病院局との間で最終調整を行っている、そのように報告を聞いております。

次に、3点目であります。訪問看護ステーションが開設されたと聞いていますが、その他の具体化はとのおただしであります。県立南会津病院は、去る11月1日に、県から県内で9カ所目となる認知症疾患医療センターの指定を受けまして、運営を開始したと、そのように説明を受けております。

県立医科大学や会津医療センター、さらには竹田総合病院と連携し、専門医療相談や鑑別診断に基づく初期対応を行う機能を持たせ、南会津地域の認知症疾患に対する専門医療の提供体制の充実を図るために設置されたものと伺っております。

南会津地域で初めての指定ということで、今回の指定が、今後の会津地域における認知症疾患の保健医療水準の向上につながるものと、大いに期待をしているところであります。

このように県立南会津病院は、第7次福島県医療計画や福島県地域医療構想に基づいて、将

来の南会津地域の医療需要や地域の現状を踏まえ、地域医療の課題解決に向けて積極的に取り組んでいただいておりますと、町といたしましても、これらの前向きな対応を大いに評価しているところでもございます。

次に4点目であります。許可病床は現在98床と聞いていますが、今後の見通しはどのおただしでありますが、平成31年度早期の開設を目指して準備が進められております地域包括ケア病棟ですが、県立南会津病院からの説明によりますと、現在、内科病棟として使用している第2病棟を地域包括ケア病棟に転換して設置する計画が進められているようであります。

ただし、地域包括ケア病棟の施設基準には、廊下の幅に関する基準があるということで、両側居室にするには、廊下幅が2.7メートル必要だということで聞いています。全病棟とも1.8メートルしかないために、片側居室にせざるを得ないというような状況であります。片側居室とした場合20床減ることになります。結果として1病棟48床、2病棟30床の合計78床になると、そのように説明を受けております。

病床数は減少することになりますが、病床機能の分化が進むことにより医療提供体制が再構築されまして、リハビリや在宅復帰支援などの患者の状態や医療ニーズに合わせた対応ができるようになり、病院機能としては強化されるものとそのように認識しております。これまでも、いろいろ患者さんのお話聞きますと、自分はまだまだ一人で生活できないような状況でも退院しろと言われると、やはりリハビリして、本当に自信を持ってと言いますか、ある程度気持ちも整理した中で、自分が機能できるように、働けるように、動けるようにと言いますか、そんな中で退院したいというような要望もございました。それらの現状の要望に伝えていただいた分なのかなと、そのように感じております。そういうことで、確かに失うものもありますけれども、認知症の対策であったり、訪問看護ステーションは開始されましたし、そして、地域包括ケア、リハビリの病棟ができるということ、それらが現状を見据えて、そして、今後の私たちの地域医療見据えた中での、今できる限りの改良は、改善はしてもらえるのかなと、そのようにも考えておりますので、ご理解をお願いしたいと思います。

次に、ごみのリサイクルについての1点目であります。資源ごみの回収率を上げるための町民への協力要請を行ってはどうかのおただしでありますが、平成29年度における南会津地方環境衛生組合の資源ごみの有価物売買実績は、180万3,688円となっております。

議員おただしのとおり、資源ごみの回収率を上げることで経費削減にもつながると考えられるため、町民の皆様の関心を高めまして、正しい分別にご協力いただけるよう再資源化について啓発をしまいたいと思いますので、ご理解をお願いしたいと思います。

次に2点目であります。資源ごみの収集に当たり、新聞紙、チラシは所定の袋に入れ、段ボールは結束しなくてもよいのではとのおただしであります。段ボール、新聞紙、雑誌やチラシなどの古紙類につきましては別々のリサイクル製品の原料となることから、集積所への持ち込みの際は種類ごとに分別し、それぞれに結束することとしております。

また、新聞紙やチラシ類を新聞折り込みで入っている袋等を使用してごみ出しした場合、収集業者の中身の確認や仕分け作業に時間がかかる上、結束されていないごみは収集車への積み込み作業に支障を来すこととなりますので、ごみ分別収集カレンダーに記載されておりますとおり、段ボール紙、それから新聞紙、古紙類は、紙紐での結束について引き続きご協力をいただきたいと思っております。自分が個人的にやる分には分別しないというか、ばらで出した方が楽なんです。やはり両方を考えなければならないということで、その点のご理解願いたいなど、そのようなことも十分啓蒙していきたいと思っておりますので、ご理解をお願いしたいと思います。

次に3点目であります。高齢者のごみ出しの対策、対応策が必要と考えますが、町としての考えはとのおただしであります。議員おただしのとおり、長期的展望に立った上で、町として何かしらの対策を検討する必要があると考えますが、現状では、南会津町社会福祉協議会で実施しております、地域支え合いボランティアポイント事業の活用や、集落内での助け合いにより対応していただきたいと、そのように考えております。申しわけないですけど行政で全て解決はできません。やはり、地域の方々の支援であったり理解であったりボランティアの協力であったり、必要だと考えております。ご理解願いたいと思っております。以上お答え申し上げましたが、具体的事項につきましては、担当課長等より答弁させますのでよろしくお願いいたします。

○五十嵐 司議長 4番、渡部訓正君。

○4番 渡部訓正議員 再質問をさせていただきます。

まず、先ほど1番の配置の関係は、県に要望していくというような形で回答あったんですが、昨年私質問した時点では、常勤医師配置というのは5科だったなと考えています。ただ現在は、内科、外科、整形外科、小児科の4科ですが、耳鼻咽喉科もあったんですね。それも現在は、先ほど申し上げたように4科ということで、確かに厳しいというのは私も承知はしているんですが、やはり去年よりもマイナスになる、そして少なくとも去年二次医療圏の廃止がなれば、そういう医療圏が廃止になれば、当然もう会津地域では病床がもう既に1,000床を超えているんだから大変でありますよといった形が、逆に現実的な形、医師というのは一番現場の中では一番大事だなと思っておりますので、やはりそういうところについて、先ほど2番目の回答の中で、

評価委員会の中でも十分に強く言っているよということで、やっぱり何らかの形が善処ある回答がなければ困るんだと、本当にそういうのはちゃんと考えるべきではないかというような形で、県に強く求めるべきではないのかなというふうに考えますけれど、どうですか。

○五十嵐 司議長 町長。

○大宅宗吉町長 お答えいたします。

耳鼻咽喉科、それは抜けたんじゃないかと言われますけれども、全て言っていますよ。現実的に本当に全体的に医師の確保が難しいと、特に産婦人科と言われていています。そうした中で、地域枠というか、そういう医師も出てくるんじゃないかと言われても、やはり要請に時間がかかると、今の医療の医師の研修制度から言えば、2年間は卒業しても現場には出られない。出られないと言えば語弊があるかもしれませんが、やっぱり研修期間があるということ、そういうことで配置が2年間いづれおくれるということ。また、現状として本当に地域枠そのものが生かされるのかということ実際には危惧されていますし、ですから、なかなかその現場とそれから当事者と我々の要望する側と、一致を見られないというのが今の現実であります。ただ全体的には私は統合されたから今現実が、じゃ若松、会津全体になったからこの南会津の病院が段々骨抜きにいくんじゃないかというような、私はそういう考えは全く感じられません。病院局と話をしても。ですから、それは先ほども申し上げましたけれども、やはり我々が今課題としている、認知症のことであったりリハビリのことであったり訪問介護のことであったり、やはりそのようなふうな中で、南会津病院としてのまた新しい役割、そういうことをしっかり考慮した中で、そういう事業にも着手してもらっているのかなと、そういう認識でございますので、確かに病床等、入院の病床等は減りますけれども、むしろ現実的に対応の方向に向かっていくのかなと、私はそういうふうに解釈できます。ですから、今後ともまたいろいろそういう動きがあれば、我々の要望もしっかりやってまいりますし、そして現状を踏まえた中で、県の南会津病院としての役割というものを私どももしっかり要望していきたいと、そのように思っていますので、決して今のところは私マイナスの方向に行っているなどは正直言って感じないと、そのように思っています。

○五十嵐 司議長 4番、渡部訓正君。

○4番 渡部訓正議員 先ほどの病床の関係については、4番目のところでも触れていきたいと思いますが、やっぱり1番は、一般病床数というのは一番のポイントではないのかというふうに私は考えています。そこのところをちゃんと押さえていかないと、それで全て医療スタッフの配置とかそういうものも決まりますので、ぜひそこのところ、ちょっとそこ私はきょう

ちょうど、ちょっと今町長が今申された認識について、全てがおかしいとか何とかという気は一切ありません。やはり努力をしてもらわないと、そして議会と町の執行部が一緒になっていかないと、この問題というのはなかなか前には進めない。今それでなくても、先ほど来医者が足りないとか、全国的に過疎地に余り来たがらないという現実があるというのも私は承知はしているんですが、やっぱりそのところは、県立病院の果たす役割というのは十分に強くやはり言うていくというのは、そうでないとこの南会津地域に住める条件すらなくなっていくわけですから、ぜひそのところはお願いをしたいなと思います。それで、これまで県が、前回の9月の回答時にも言っていました県立南会津病院の充実強化を図ることは、つまり回復期機能及び包括ケア病棟を整備拡充することですと、確かに先ほど町長が回答の中で言われた包括ケア病棟は、確かに今言った一般病床と違って廊下の広さとかそういう制約があるんですよ。だから実際そこはあかさざるを得ない、形も場所も出てくるということなんです、そういう現実問題は町長が言われて、県からの説明もあるとおりでと思うんですが、やっぱり整備拡充といった場合、一般病床はやはり現状のままで、少なくとも今3病棟が実際配置ができない、スタッフの配置もできなかったということで150床が98床になったというふうに聞いています。やっぱりそのところを活用できないのか、そしてやっぱり一般病床は現状のままでやるということが基本的にですね、整備拡充という形ではないのかな、やっぱり今の人口からしても、先ほど言った医療法上の一般許可病床というのは98床の、人口比率から言えばこの南会津郡全部を包括するわけですから、当然必要ではないかと、だからそういうような観点に立って要望していくべきではないのかなというふうに私は考えますが、どうでしょうか。

○五十嵐 司議長 町長。

○大宅宗吉町長 お答えいたします。

整備拡充は、何も施設そのものをどんどん大きくしていくことが整備拡充ではないと思います。施設拡充にはなるかもしれませんが。ですから、その中の内容がどのような医療ができるかということ、これが整備拡充だと思いますよ。ですから、そういう意味では今の現状に合ったもの、それは不足する分もあるかもしれませんが、中には。別に県側に立って答弁しているんでも何でもありませんが、やっぱり今の現状に合った、今の現状をどう打開していくか、そしてそれに対応してもらおうかということ、それが一番の大きな重要な点だろうと私は思います。実際に、心臓であったり脳であったり、それが全て南会津病院でできるわけではありませんので、やっぱりそういう診療科に治療の科目によっては、今の若松のほうに頼らざるを得ないというものが現実でありますから、そういうことも含めた中で、やっぱり今のスタッフ、

限られたスタッフの中でできること、そしてその中で改革できること、そういうことをしっかり検討された中で、私は今南会津病院のその今後の方向性を対応してもらっているのかなと、そのような意味で申し上げましたけれども、できれば私としては、本来南会津病院そのものが地域創生から言えばいろんな総合病院になって、よそからでも何でも患者さんに来てもらえるような病院になればそれはすばらしいと思うんですが、なかなかそれは厳しい話なんで、ですから、そういう意味では、今の南会津の地域にあった、そして本当に今のスタッフの皆さんには頑張ってもらって、施設以上の医療が今提供されているのかなと、そのような感謝しているところでございますし、いろいろ先ほども申し上げましたけれども、看護師さんのスタッフさんの状況もなかなかそろわない中での今の最大限の努力はされていると。ですから、そういう意味では、なかなか拡充というかその分野までは突っ込めないかもしれないですけども、できる限りの維持はしてもらっていると、対応はしてもらっていると、そのような思いでもあります。ですから、今後どのような方向性、また状況になってくるのか高齢化率が上がっていますから、またそういう中で診療科目の必要なものも出てくるかもしれません。そういうことも含めた中で、今後ともしっかりと町としては、県のほうに病院局のほうにも要望していきたいと考えておりますので、一緒にご協力願えればと思いますので、よろしくお願いします。

○五十嵐 司議長 4番、渡部訓正君。

○4番 渡部訓正議員 私も、古い時代というか県に入っていましたから、新県立南会津病院というのは、今から23年前に現在位置に新築移転された時点では150床あったんですね。そして、そのときには総合病院機能有する病院ということで、大きな新聞報道なんかにも出ていましたし、まさにその時点での文字どおり、南会津地域の医療を担う病院としてスタートしたなというふうに考えます。現在でも、やはり条件が私はまだ変わってないなと思っているんですよ。先ほど町長が言いましたように、少なくとも二次医療圏であれば、高度医療を除く一般医療はやはりその圏域の中で完結をできるんだというのが、去年も言いましたがそれはまた繰り返しはしませんが、そういう二次医療圏の区域として残っていればそうあるべきではないかというふうに去年は言い方としては言いましたけれど、ただ現在でも、会津若松市までやっぱり1時間以上要する地域は厳然としてあるわけですよ。そして交通事情は、今度は冬場に、これから冬をむかえるとなさらその1.5倍、2倍くらいかかってしまうわけですよ。やはり南会津地域の中の入院機能を有する唯一の病院であるということを考えますと、県立南会津病院の、先ほど私が言っているような形というのは必要ではないか。だから少なくとも、先ほど98床が78床という形になってくる、そうしますと、やっぱり本当に救急患者などの受

け入れが、実際今可能になるのかというのもちよっと危惧される場所なんですけどね。多分私はそういう意味からも、つまり現状がなかなか若松まで行く時間もかかるでしょう、そういう中で、遠くから冬場を迎えるときに、ここの南会津病院をもっとやっぱり充実をしていただくということがすごく大事なんではないかというふうに考えますが、今までのやりとりの中で、決して私もこうやって話をしている視点は違っていないな、ただちよっと捉え方が県のほうの形が今本当に一生懸命やってくれているんだというのをやはり形として、何かどんどん私からみると、先ほど来言っているように、病床がやっぱり少なくなってくるというのは当然医療スタッフも配置はしなくてもいいですし、それだけ整備拡充ではなく、ない方向に進むんではないかというふうに危惧しますが、その点についてはどうでしょう。

○五十嵐 司議長 町長。

○大宅宗吉町長 お答えいたします。

南会津病院に対する思いは一緒ですよ、本当に。私は南会津病院、去年、おとしになりますか、断らない病院ということで全国から表彰受けましたよ。ですから、今入院できないケースがあるんじゃないかと議員おっしゃられましたけれど、そういうケースもあるかもしれません。あるかもしれませんが、それは高度医療とか診療科目がないとかそういう治療ができないような状況の中ではあるかもしれません。そういう中での、今限られた中での対応は、本当に一生懸命やってもらっていると思いますし、そして、そういう役割があるということも県立南会津病院のスタッフの皆さん、院長先生初めスタッフの皆さん、そして県の病院局でも我々と本当に話しますとわかって理解してもらっていると私はそのように感じています。ですから、今後またいろいろあれば、また県のほうからも説明当然あると思いますし、私どももその信頼関係の中で、県立南会津病院は、私たちのこの地域にとっては非常に重要な病院なんだということを常に意識してもらって、そしてその対応がこれ以下にならないようなそのような方向の中で、町としても精一杯要望していきたいし、対応をさせていただきたいとそう思うに思っています。ですから思いは一緒です。不安はいろいろあると思います。これ以上だんだん人口が減っちゃって、病院、病室が減っちゃって、もっと減られるんじゃないかとそういう思いがあるのは当然ですけども、そうならないように、そしてまた現状をしっかり把握した中で、命を守ることを検討して責務の中で対応してもらおうということを要望していきたいと思しますので、ぜひご理解をお願いしたいと思います。

○五十嵐 司議長 4番、渡部訓正君。

○4番 渡部訓正議員 それでちよっとこれは事務的な形になりますが、包括ケア病棟の医療

スタッフ、つまり主に多分それぞれの病棟の場合、保険適用とか多分介護の関係だと、主に看護師だと思いますが、その配置基準と一般病棟の現在南会津病院が受けている保険診療の配置基準を比べると、包括ケア病棟の医療スタッフが少ない配置人数で大丈夫になるというふうに聞いているんですが、町ではその内容については説明は受けているのでしょうか。

○五十嵐 司議長 健康福祉課長。

○阿久津勝英健康福祉課長 答えします。

今のご質問ですけれども、一般病棟からの急性期病棟と回復期病棟（ケア病棟のことですが）その移行した場合の配置人数については、県のほうの説明は特に伺っておりませんでした。

○五十嵐 司議長 4番、渡部訓正君。

○4番 渡部訓正議員 私も詳細までは承知はしていませんが、回復期病棟がこの移行によって、ほぼ今先ほどの町長の説明の中でありました産休、育休が9人いると、それで不足して任期付職員をお願いしてもなかなかない。そのいない分のスタッフが、今回これが回復期病棟になってくると、ほぼ医療スタッフとしては大丈夫じゃないかというような見通しを県はしているのではないかというような情報がちょっと県のほう、ある機関に聞いてそんな情報あったもんですから、ちょっとそれらについてどういうふうに説明受けているのかということで質問をします。

先ほど、確かにこここのところなんですよね。私は救急医療との水準確保というのは、先ほど申し上げましたように、会津若松市まで現状では1時間以上要する交通事情があること、手当治療は発生後時間をかけず行うことが生存率に直結することなどを考えますと、県立南会津病院が、決して、先ほど町長が説明しましたように、病床が減ったとしても枠はまだあるというふうな多分話を捉えていると思うんですが、それが実際、例えば事故あった、それで五、六人一緒に入った。だからそういった枠がどのくらいあればいいかというのは私もわかりません。わかりませんというか空き病床がどのくらいあればそういう緊急のときにも対応できるというのはちょっとわかりませんが、やはり一定程度余裕を持った空き病床がないと、今ほど申し上げた対応が大変になってくるのではないかと、まさに私自身は、医療のないところにやっぱり生存はないという視点、これは決して先ほど来言っているように、町長と視点が同じだというふうに捉えています。やっぱりそれに直結する課題ということに思います。何回もちょっと繰り返しますが、私自身は、やっぱり県が町に対して回答しています南会津地域の僻地中核病院である県立南会津病院の充実強化に取り組むということは、やっぱりその例えば南会津の地域が二次医療圏としてみた場合は一般病床幾つ必要なんだ、それはクリアをされているよ

くらいな、クリアまではちょっといかないんですけど、そういうような視点で考えていますよというような対応が本来のあるべき姿ではないのかなというふうに考えていますが、これについては、私が考えている形ですから回答結構でございます。

次に、最後ですが、町では県から県立病院の今後のあり方について、先ほど言った78床まで落ち込む、病床が減るわけですが、その際一般病床は何床くらいなんですか。

○五十嵐 司議長 健康福祉課長。

○阿久津勝英健康福祉課長 答えいたします。

県からのその配分については、今のところ伺ってございません。実際、県立病院の現在の98床ある中で、1日平均の入院患者数というのが出てございまして、平成27年が61.7名、平成28年が50.3名、平成29年度が49.9名ということで、年々若干ですが下がっておりまして、実質50名を切っているというところでございます。ですので、今後包括ケア病棟ができて、分け方については今後検討されると思うんですが、同等数になるのかというふうに感じてございます。

○五十嵐 司議長 4番、渡部訓正君。

○4番 渡部訓正議員 先ほど来言っていますように、98床が78床、それが包括ケア病棟が約その数字から言えば49.9床なんですけど、現在の入院患者というのは60床を超えているそうでございます。一般病床が98床でも、先ほど言ったように入院患者受け入れるとしても、医療スタッフがちょっと足りないということで、そこまでは丸々は稼働されないのかなというふうに考えますけれど、やはり今度はその部分が包括ケア病棟が幾らになるかで、一般の入院患者、つまり今60床なんです。そこから例えば包括ケア病棟の介護病棟のほうに移る人が、例えば20床近くあるというような説明も、そういう年配の人が結構入っています。そういうような形も県のほうは捉えているのかなというふうにも私は考えますが、ただ少なくとも一般入院病床が50床下回るとか、やっぱり最低でも60床以上ないと、やっぱり形は本来の、例えば交通事故で五、六人が来たとき、そしてそれらが受け入れができないような場面というのは当然考えられるのではないのかなというふうに思います。そう意味では、まだ県のほうから何のお話もないということなんですけど、やっぱり前もって、今は98床ですから、そこから今言ったように20床はもう減るといふふうにはっきりしているわけですが、それをやっぱり一般病床が緊急のときに入れなくなるような形にならないような、そういった要望もちゃんとすべきではないかというふうに思いますけど、それについてはどうでしょうか。

○五十嵐 司議長 町長。

○大宅宗吉町長 お答えいたします。

私も先ほど包括ケア病棟申し上げましたが、私もこれまで何年もリハビリの病床をやってほしいと県のほうに申し上げてまいりました。むしろそれが実現したと思っています。ですから、そういうふうを実現した分もあり、たしかに今の現状見た中で減少はしますけれど、今の状況は賄って何とかこうクリアできているということであれば、それはやむを得ないのかなと思いますよ。あれもふやしてくださいあれもやってくださいというのはちょっと厳しいのかなと、今の現状として。スタッフも本当に看護師集まらない、定数はいる、だけれども産休、育休で9人の人が休んでいる、仕事に職場につけていない。それはいいことなんだけれどね、いいことなんですけれども、でも一方で、今度じゃ代替の職員を募集しても本当に集まらない。これは南会津病院ばかりじゃないですよ。都市部の病院は集まるんですが、県内のやっぱり我々のようなところはそういう職員が集まらないというのが全体のもう流れになっているんですよ。ですからそれを踏まえた中で、私としても十分県のほうにも要望して、我々も看護師の養成、奨学金の援助とかそういうこと町もやっていますけれども、なかなかそれでも集まらないのが今の現状なんです。ですからやれるだけのことを自分たちもやって、そして県にもしっかり要望して、そしてこれからの本当の命を守る南会津の地域の中核の病院として、機能をしっかり果たせるように、私どもも一緒に協力してやっていく必要があると、それは議員と一緒に考えでありますので、ぜひご理解願いたいと、今いろいろご質問されていますけれども、アイデアもいただいていますけれども、一緒にやってほしいなと思いますのでよろしくお願い致します。

○五十嵐 司議長 4番、渡部訓正君。

○4番 渡部訓正議員 私が最初言った意見からすれば、大分こういった町長が言われた、つまり現状で78床というのをちゃんとそういう中で、少なくとも一般病床が今入院をしている60床を下回るような形でのケア病棟がそこにとられたら、逆にもう足りなくなる、やっぱり足りなくなりますよということを私も言っているわけ。そのところは町長と同じ視点で、できるのではないかというような形で、私は、今回入院患者の受け入れがまだ98床ですから、現状では何もそんな困ったことにことにはならない。ただ医療スタッフが足りないとかそういうものはございますが、ただ実際に、一般の入院患者受け入れが困難となった場合、働き盛りの方の入院が必要になった際、会津若松市まで行ってくださいと、行かないと治療ができないわけですから、そうすると当然その時点で医療過疎という状況が、つまり過剰になって医療過疎になっていくんですよ、この南会津が。やっぱりそのところを考えるべきであって、また家族

も、今度は若松に行かなくちゃならないというふうになれば、時間負担は大変ですよ。私も実は母親がちょうど中央病院のほうに行っていたときに、毎週ほとんど行かなくちゃならないような状況だったんですが、本当に切ない。ぜひそういった意味では町長も、私も決して98床残して3病棟開設を求めるべきだという、先ほど言ったように整備拡充だけではないんだよというように形で言われましたけれど、そういうようなことが起こらないようなぜひ対応を、やっぱり医療過疎にならないような許可病床の件についても十分に考えていただきたいなというふうに考えますし、それらをぜひ県のほうに申し入れをすべきではというふうに考えていますが、町長どうでしょうか。

○五十嵐 司議長 町長。

○大宅宗吉町長 お答えいたします。

これまで答弁したとおりでございますけれども、一生懸命頑張りますのでよろしくお願いたします。

○五十嵐 司議長 4番、渡部訓正君。

○4番 渡部訓正議員 以上で、病院の関係については終わらせていただきます。

次に、ごみのリサイクル関係で、ちょっと時間の関係もございますので、①の関係で、これ多分事務局のほうは承知をしているだろうと思いますが、先月の11月14日付民友新聞で、製紙大手段ボール値上げの記事が出ています。これは中国への古紙の輸出で15%値上げ、何かアメリカとの米中の貿易摩擦の関係で、日本から4倍ほど古紙類を中国のほうにやっている。輸出価格の上昇で国内価格も上昇というふうにあります。先ほど回答受けていますが、それを受けて資源ごみの買い入れ価格も上昇しているのではというふうに思うんですが、年に一遍ということで見積もりをとってやっているからというような話も伺っていますが、これについてはどうでしょうか。

○五十嵐 司議長 環境水道課長。

○野中英昭環境水道課長 お答えいたします。

衛生組合のほうでは、年に1回の見積もり聴取をさせていただいて、一番高いところとの取引を行っているというのが情報でございますので、ご理解願いたいと思います。

○五十嵐 司議長 4番、渡部訓正君。

○4番 渡部訓正議員 ぜひ、こういう大分15%も値上げしているということで、それが実際の資源ごみの価格上昇に反映されれば、逆に負担が少しでも減る方向に行くわけですから、ぜひそういうところも検討していただければというふうに思います。それをお願いをしたいとい

うことで、回答までは結構でございます。

次に、収集についてはわかりました。そして、あと高齢者世帯のごみ出しで、1つは各地区ごとにごみ集積所が設けられているわけでございますが、設置基準等はあるのでしょうか。

○五十嵐 司議長 環境水道課長。

○野中英昭環境水道課長 答えいたします。

設置の場所につきましては、行政区長さんのほうからの要請によって、その場所を衛生組合のほうに連絡をしまして、それで収集業者のほうに収集に行っていただくというふうな流れになっておりますので、ご理解願いたいと思います。

○五十嵐 司議長 4番、渡部訓正君。

○4番 渡部訓正議員 集積所については、見直しが必要な場所も当然あるのかなというふうに思いますが、そういうのはどうですか。

○五十嵐 司議長 環境水道課長。

○野中英昭環境水道課長 答えいたします。

区長さんのほうから、たまにこの場所をこちらのほうに変えたいというような形での場所の変更の申請は出ているときもあります。ですので、その都度その都度というような形になりますので、ご理解をいただきたいと思います。

○五十嵐 司議長 4番、渡部訓正君。

○4番 渡部訓正議員 実はなぜこのような質問もさせてもらったかというのは、一軒家で集積所が離れている年配の方、旦那さんが亡くなっちゃって今一人で生活をして、ごみを持っていくのがなかなか大変、大分足が悪い方なものですから、ちっちゃい押し車で行かざるを得ない、だからちょっと大変だから、集積に来る業者に金を払ってもいいからそこにとまってもらえねえべかと、うちの前にでね、そんな相談もあります。先ほど言ったように、離れた一軒家ということで、毎回隣近所に、先ほど答弁の中でもありましたように、隣近所の方の協力ももらってやったこともあるわけですが、なかなかそれも大変だということで有効な手だてがありませんし、押し車で歩いている状況もあって、これから降雪期を迎えますと歩くのも容易ではなくなるわけ。確かに子供は町内で住んでいて、交代制勤務のためなかなかそこに合わせてうまく対応するのが困難だというようなことで、何らかの対応ができないのかということで相談を受けたものでございます。このような課題に対して、全てきょうの時点で対応することというのは私も困難だというふうに考えます。やはり全体で、本当にこのこれだけの人口減、少子高齢化が進行していますから、考えざるを得ない問題でもあるのではないかとこのように考え

ています。町として今後の課題として検討をお願いしたいと思うわけですが、どうでしょうか。

○五十嵐 司議長 町長。

○大宅宗吉町長 お答えいたします。

そういういろんなケースあるかと思います。そうした中で、町、そういう実際に困っている人たちに対して、行政としてどのようなことができるかということも相談させていただきたいと思います。そういうケースがあれば、なお皆さんにもそういうことは周知しますけれども、そういう困り事があったときには町のほうに相談願いたいと、その人はせっかく本当に協力したいというそういう意志が明確にされているので、行政としてはしっかり対応していきたいと思いますので、もちろん地区の役員の方、そして町の職員の人とそういう中で、しっかり対応していければなど、そのように考えておりますので、そういう一報を欲しいと思いますので、よろしくをお願いします。

○五十嵐 司議長 4番、渡部訓正君。

○4番 渡部訓正議員 以上で、私の質問については終わらせていただきたいと思います。

○五十嵐 司議長 以上で、4番、渡部訓正君の一般質問を終わります。



◇ 山内 政 議員

○五十嵐 司議長 次に、11番、山内政君の登壇を許します。

11番、山内政君。

○11番 山内 政議員 それでは、ただいまから一般質問を行います。

質問は2点であります。

1つ目、林業成長産業化、地域創出モデル事業計画の進捗について。平成29年度から平成33年度までの5年間事業ということであるが、本年度は推進室まで設置され、ベテランOBを室長に迎え本格的な事業計画に入り具体的な姿が見えてきたものと思います。この事業に取り組む町の熱意が感じられます。残り3カ年での事業実施に向けて、具体的な進捗状況を伺います。

①素材生産を1.5倍に増加する目標と認識しているが、具体的に進めるためにはどのような方策を考えているのか。

②森林認証林を21倍に増加する目標と認識しているが、具体的にはどのような方策を考えているか。

③林産業関係従事者を300人に増加する目標と認識しているが、具体的にどのような方策を考えているか。

④モデル事業を推進するに当たり、さまざまな地域構想、プロジェクトを掲げられるように記憶していますが、その中で、チップ加工施設の整備が提案されております。これは新規に移設整備を図ることなのか、既存の施設の再整備は計画に入らないのか。

大きい2点目、指定管理施設の運営について。

指定管理施設の運営について、次に伺います。

①指定管理における修繕料の負担は（指定管理者です）、60万円以下が指定管理者の負担となっております。財政的には指定管理者に修繕してもらう方が町の負担軽減でよいというふうにも考えますが、施設の老朽化がますます進んでいく中で、今後指定管理を受けてもらえなくなるような状況が出てくることも想定されます。限りある財源の中で、どう対応していくのか。

②南郷スキー場は、昨年まで引き受けていたさいたま市の団体がことしから来なくなり、経営的に極めて厳しい状況であるという話をお聞きしました。指定管理を受けたのだから、自社で対応しなさいと言えなくもないのでありますが、南郷スキー場の重要性と存続を考えたとき、団体客の振り分け等町の支援策は考えられないか。指定管理者が仮に撤退するような事態が生じた場合は、町が運営することもあるのか。

③花木の宿の温泉スタンドが、ある一定期間使用を断ったことがある。この施設を利用して生計を立てている人にとっては死活問題である。このようなことが指定管理者の権限で許されるのか。温泉スタンドの利用が再開されているということではありますが、係によって湯の出し方が違う状況があるという、これは指定管理者の施設管理が悪いのか、それとも施設設備に問題があるのか。また、お湯そのものが出ないのか伺います。

○五十嵐 司議長 町長。

○大宅宗吉町長 11番、山内政議員のご質問にお答えいたします。

初めに、林業成長産業化地域創出モデル事業計画の進捗に関する1点目であります。

素材生産量を1.5倍に増加する目標について具体的に進めるための方策はとのおただしであります。平成29年度県内では唯一、本町が国のモデル地域選定を受けまして、平成33年度までの5年間において、3つの大きな目標を掲げまして、集中的に国の支援等受けながら、本町の森林・林業の発展、成長化に向けて、現在、町を挙げて取り組んでいるところでございま

す。

その1つ目の目標である素材生産量拡大につきましては、議員おただしのように現在の生産量の1.5倍となる年間4万3,000立方メートルの目標達成に向け、町内林業事業体と一丸となり取り組んでいるところであります。

本町の面積9割を超える面積が森林ということになっておりますし、その森林資源を生かすためには、山側、いわゆる川上である素材生産力の拡大、そして強化を図ることが重要であると、そのように考えております。

また、川上から川下まで町内企業間で連携し、生産・加工・販売体制の確立を図ることが不可欠であると、そのように考えております。

具体的な取り組みといたしましては、本町林業の中核的役割を担う森林組合の素材生産力の強化を図るためには、高性能林業機械の導入が必要であることから、平成29年度に2台、平成30年度に1台、残りの3年間で3台、合計6台の高性能林業機械の導入を支援いたしまして、生産力向上と低コスト化を実現していきたい、そして素材生産量の拡大を図ってまいります。

また、素材生産を拡大するためには、人材育成や担い手確保が必要であることから、森林組合を初め、町内林業事業体を対象に雇用対策を含めた支援を行っておりまして、今後も継続して対応していきたいと思っております。

さらに、素材の受け皿となる川下側においても、役場本庁舎の木質化をモデルケースとして、木造公共施設等の積極的な取り組みや、平成30年度よりスタートいたしました町産材使用新築住宅等支援事業など、町産材を可能な限り活用した取り組みを推進することで、生産量の拡大に結びつけてまいりたいと考えております。

また、広葉樹の素材生産におきましても、だいくら木材市の定期開催や、キノコ原木の生産拡大など、針葉樹とあわせて素材生産量の拡大を図ってまいります。

なお、県が持つ直近の情報では、本町における素材生産量の実績は、3万1,200立方メートルとなっております。増加の兆しが見えつつあります。

今後におきましても、残された事業期間の3年間の中で、より素材生産の拡大に結びつく本町独自の生産システムの確立を図りまして、目標達成に向け全力で取り組んでまいります。

次に、2点目であります。森林認証林を21倍に増加する目標の具体的な方策はとのおただしですが、本町では、平成26年3月に町有林の一部477ヘクタールで森林認証を取得しております。これを事業期間中に1万ヘクタールまで増加させる目標を掲げております。具体的な計画といたしましては、現在取得している森林認証林477ヘクタール以外の町有林につ

いて、森林認証の取得に向けた手続を進めているところでありまして、おおむね1万ヘクタールの目標が達成できるものと見込んでおります。

次に、3点目であります。林産業関係従事者数を300人に増加する目標の具体的な方策はとのおただしであります。ご承知のように林産業を取り巻く現状は、近年の著しい木材価格の低迷と高齢化や後継者不足、さらには森林所有者の経営意欲の低下と相まって、依然として厳しい状況が続いておるところでございます。

このような状況を打破すべく、本町においてはモデル事業を契機にさまざまな事業を展開しておりますが、何と云っても山を活用することが重要でありまして、その効果として事業の増加につながり、林業に従事するための雇用が生まれるものと、そのように考えております。

山側である川上から川下へと、木材がより多く安定して流通することで、将来見通しが描け、設備投資が加速し、そして製品化、販売拡大の好循環かにつながり、雇用も増加するものと考えております。

素材生産と林産業従事者は車の車輪のように、素材生産量がふえれば、それに伴って林業従事者数の増加に結びつくものと考えます。

本町事業の究極の目標は、林業従事者の増加に伴う安定した雇用対策にあると思っております。

モデル事業で取り組む、新しい森林活用事業や特用林産物生産などにおいても徐々に雇用がふえつつあります。

また、最近では伐採届出数も増加傾向でありまして、これら一つ一つを着実に積み上げながら、モデル事業全体が林産業従事者数を押し上げる大きな原動力になるものとそのように考えております。

なお、県が持つデータベースでは、本町の林産業従事者数はモデル開始時期の219人から230人まで増加しておりまして、素材生産量の増加と同様に、徐々に事業の成果が見えつつあります。

今後もさまざまな角度から、総合的に川上から川下までの一貫した本町林産業経営の確立を目指して、林産業従事者数300人の目標達成に取り組んでまいります。

次に、4点目であります。モデル事業を推進するに当たり、さまざまな地域構想・プロジェクトを掲げているが、その中の計画でチップ加工施設は新規整備なのか、既存の施設の再整備なのかのおただしであります。モデル事業で計画しているチップ加工施設の整備は、新規整備を想定しております。

施設整備の事業主体は地域構想に参画する民間企業、森林組合、町の中で最も適する方法の協議を分科会等で進めているところであります。また、出口となるチップボイラー施設の導入とあわせて検討する必要がある、施設規模や事業主体などの将来を見据えた方向性について、引き続き林業関係団体や県等と協議・検討を進めてまいりますので、ご理解を願いたいと思います。環境基本計画の中でも、ボイラーの設置等も計画しておりますし、それにあわせて当然インフラの整備も必要になるとこのように考えておりますので、ご理解をお願いしたいと思います。

次に、指定管理施設の運営についての1点目、指定管理における修繕料は60万円以下が指定管理者の負担となっているが、施設の老朽化が進む中で、限りある財源の中でどう対応していくかのおただしであります。町では、平成29年3月に指定管理施設を含む公共施設総合計画を策定いたしまして、今年度より個別施設計画の策定に取り組んでいるところであります。

指定管理施設も含め、町が抱える公共施設全体の維持管経費が増嵩しており、それに伴う財政負担が喫緊の課題となっております。

さらに老朽化等に伴う施設の改修や更新の必要性が高まっております。公共施設の維持管理・更新等の最適化を早急に進めなければならないと、そのような状況になっております。

これらを踏まえた中で、指定管理者の負担となっている修繕料の負担につきましては、指定管理の観光施設において、1件当たり60万円未満の軽易な工事または修繕を行った場合、指定管理者が負担することになっておりますが、他の指定管理施設については、その用途、運営状況等によりまして、それぞれ負担額を定めているところであります。

また、指定管理施設の修繕につきましては、第3セクターの統合に向けた協議の中でも話題とされておまして、それぞれの施設の運営状況等を検証しながら、限りある財源を有効に生かす適正に活用するというそのような中での対応となってまいりますので、その額が適正かどうかも含めて、慎重に検討してまいります、ご理解願います。

次に、2点目であります。南郷スキー場の団体客の振り分け等の支援策は考えられないか。また、指定管理者が仮に撤退するような事態が生じた場合は、町が運営することもあるのかのおただしであります。団体客の振り分け等の支援策につきましては、利用者であるさいたま市の意向を最優先し、他の団体においても同様に利用者の意思を尊重しなければならないため、団体客の振り分けの支援は町としてはできないものとこのように思っております。実際さいたま市さんが、以前六日町それから赤城の施設を何とかこの私たちの町のほうに振りかえられないかというふうに相談を受けたときに、私どものほうも南郷スキー場ということで、当面

のキャパの中でそのような提案をしていただいでそしてやってきたんですが、これまで三十数年という長いおつき合いの中でのお互いの信頼関係の中で、そのようなさいたま市さんの対応だったと、私はそのようにも認識しております。ですから、そういう意味で、私たちもお願いすることはお願いしましけれども、やはりさいたま市の意向も私としては重要視しなくてはならない、尊重しなければならないと、そのような状況の中での判断でございますので、さいたま市さんの意向を無視するわけにはいかないというようなことで、ご理解願いたいと思います。

そういうことで、町の支援策といたしましては、本年度は、東京都文京区の区民を対象としたモニターツアーを企画するなど、南郷スキー場の新たな団体客誘致に向けて取り組んでいるところでございます。夏のモニターツアーも予想以上の利用をいただきましたし、今度冬場に向かつてのスキー場、あるいは冬場の我々のこの地域のモニターツアーにも参加していただくような方向性の中で、検討しているところでございます。いろんな形を含めて、南郷スキー場に限らずでありますけれども、やはり私たちの観光、交流人口ふやすための対策だけは、町もちろんやりますけれども、県にも大きな応援もいただいていますし、ですからそういうことも含めて、総合的な対策の中で一つ一つやっていかなければならないと思っていますし、一朝一夕それがやったからといってすぐ実績にあらわれるものではないとも思っていますが、しっかり対応していきたいと思っています。

そういうことで、また、指定管理者が撤退した場合の運営方法につきましては、南郷スキー場に限らず、限られた財源と人材の中で、町が直営でスキー場を運営するということは本当に厳しい難しい判断が必要と、そのように考えております。町内の4つのスキー場は、観光振興ばかりでなく、冬期間の雇用の場として大きな役割を果たしてまいりましたが、近年は、従業員を募集しても応募が少ない状況にありまして、冬期間の雇用の場としての役割は以前とは変わってきていると、そのようにも認識しております。

さらに、スキー人口は年々減少傾向にあるため、将来的には存続させるべき施設の選択と、資金や人材の集中が必要になってくるものと、そのようにも考えております。

今後は、町の財政状況や地域住民への影響、地域経済への波及効果等を勘案し、十分に協議した中で方向性を決定していきたいと考えておりますので、ご理解をお願いしたいと思います。今回の南郷スキー場の状況につきましては、町としても深刻に捉えていまして、できる限りの町としての対応をしていきたいとそのように考えておりますので、ご理解をお願いしたいと思います。

次に、3点目、花木の宿の温泉スタンドが、ある一定期間使用を断ったことがあるが、この

ようなことは指定管理者の権限で許されるのかとのおたがしであります、昨年冬ごろから、温泉貯湯タンクの水位低下を示す警告ランプが点灯する状況がありまして、温泉スタンドの利用をお断りした経緯がございます。

南会津町小豆温泉花木の宿条例及び施設の管理運営に関する協定書に基づき、指定管理者は、施設の管理上支障がある場合などは、利用を許可せずまたは利用を制限することができることになっております。町民サービスの低下を招くことは極力避けなければならないと認識しておりますので、指定管理者に対して施設の適正管理に万全を期すよう指示しているところであります。

次に、係によって温泉スタンドの湯の出し方が違うのは、指定管理者の施設管理が悪いのか、それとも施設設備に問題があるのか、お湯そのものが出ないのかとのおたがしであります、平成9年7月の花木の宿オープン当初から比較すると源泉の湧出量は減少しております。また、今年度は、窓明の湯の再オープンに伴い温泉の送湯を開始したことや夏場の湯水の影響もあつたのかなとそのようなも考へております。しかし、これまでに実施してきた源泉の湧出量調査の結果を見る限りにおいては、早急に施設の管理運営に影響を及ぼす状況には至っていないとそのようなも判断しております。

町といたしまして、今後の湧出量等の推移を注視していきながら、指定管理者に対して、定期的な管理業務等の協議や報告を求めまして、その上で、必要な指示を行いながら、町へのサービスが低下することのないよう定期的な管理運営に努めてまいりたい、そしてまた誤解を受けないような、指定管理者としての業務を全うしていただくように町としてもしっかりと話し合いをしていきたいと思ひますので、ご理解をお願いしたいと思ひます。

以上、お答えを申し上げましたが、具体的事項につきましては、担当課長等より答弁させていただきますので、よろしくお願ひいたします。

○五十嵐 司議長 11番、山内政君。

○11番 山内 政議員 私たち議会も、森林・林業活性化議員連盟の活動として、同じくモデル指定をされた山形県の金山町、昨年は。ことしは栃木県の矢板市にあります高原森林組合、鹿沼市の森林組合等を視察、研修をしてまいりました。この視察の成果を、この町が進めておりますモデル事業に対して少しでも議員提案をしたいというような考へ方から、南会津町の農林事務所の林業担当のご助言をいただきながらこの間進めてまいりました。以前に説明をいただいたわけですがけれども、私は非常にコンパクトな3つの目標というのは非常にわかりやすくいいなというふうにお思ひしております。特に、なかなかハードルが高いとは思ひますけれども、

300人雇用していくんだという、そういう目標は非常にいいなというふうに思っております。それでちょっと1つ確認をしたいと思うんですけれども、おわかりになったら教えていただきたい。素材生産、主に杉が多いのかなというふうには感じるんですけれども、おおよそで結構ですので、杉等以外、材質別に生産的なものが把握できていたらちょっと教えていただけますか。

○五十嵐 司議長 農林課長補佐。

○室井利和農林課長補佐 答えいたします。

材質別の素材生産量でございますが、針葉樹と広葉樹のみの把握をしております、針葉樹につきましては2万2,000立方でございます。広葉樹につきましては9,200立方でございます。以上でございます。

○五十嵐 司議長 11番、山内政君。

○11番 山内 政議員 圧倒的に針葉樹が多いわけでありますが、先ほどの町長答弁の中にも、広葉樹もこれからは特用山林ですか、雑木もふやしていくんだという答弁がありました。この中で素材生産を0.5ふやしていくというその増量分と言いますか、その辺の割合はどういうふうに考えておられますか。

○五十嵐 司議長 農林課長補佐。

○室井利和農林課長補佐 答えいたします。

素材生産量の50%と言いますか増加分につきましては、本来ですと、地元の中で、先ほど町長答弁にありましたように、川上から川下、生産加工流通の中で消費をしていくのが理想的ではございますが、なかなか難しいところがございます、今現在、町の公共事業等でやっております、公共施設等への木材への使用や、あと新築住宅等で今年度から始めております、新築住宅等によります木材需要のほうで、増加を図っていきたいなと考えております。

○五十嵐 司議長 11番、山内政君。

○11番 山内 政議員 この本庁舎も、本当に木質で落ちつきのある建物だなというふうに思っておりますが、本年度、先ほど町長答弁にもありましたが、新築住宅に補助金を出して、町産材を使ってもらおうということを予算計上されて議決をしたわけですが、実績というのはどの程度になっておりますか。

○五十嵐 司議長 農林課長補佐。

○室井利和農林課長補佐 今現在の新築住宅等の実績でございますが、新築においては6件でございます。そのほか、増改築プラス3件ということで、合計で9件でございます。

○五十嵐 司議長 11番、山内政君。

○11番 山内 政議員 ちょっと数字的なもの当初予算で忘れたんですが、6件と増築の3件というのは当初の想定どおりですか。

○五十嵐 司議長 農林課長補佐。

○室井利和農林課長補佐 当初につきましては、当初5件で当初予算を計上しております。

○五十嵐 司議長 11番、山内政君。

○11番 山内 政議員 1件増ということですが、今年度中に3月までに、予算を消化するというか新築ができるというようなことで、希望者がふえているような現実がありますか。

○五十嵐 司議長 農林課長補佐。

○室井利和農林課長補佐 今現在、先ほども申しましたように9件の申し込みがございますが、これから先ですが、2件の今現在要望がございます。

○五十嵐 司議長 11番、山内政君。

○11番 山内 政議員 本当に思った以上に利用されているという思いがありますが、この2件については、これから現計予算で対応されるのかそれとも補正予算で対応されるのか、その辺はどういうふうに考えておられますか。

○五十嵐 司議長 農林課長補佐。

○室井利和農林課長補佐 このあとにつきましては、現計予算のほうで対応したいなと考えております。

○五十嵐 司議長 11番、山内政君。

○11番 山内 政議員 現計予算で対応できるということであれば結構だと思うんですが、先ほどの話の中で、いわゆる素材生産をして出口ですね、いっぱい材木を使っていたかかないと素材生産幾らやってもだめなわけでありましてけれども、いわゆる販売戦略をいろいろ考えていらっしゃると思うんですが、その営業先、営業と言いますかそれはどこで担うというか、いろいろあるかと思うんですが、どこで担っていくのかというような考えでおられるか、ありましたらお聞かせください。

○五十嵐 司議長 農林課長補佐。

○室井利和農林課長補佐 お答えいたします。

販売戦略でございますが、営業活動については、まず基本的に民間事業者が営業活動すべきと考えております。

○五十嵐 司議長 11番、山内政君。

○11番 山内 政議員 民間事業者ということで、その中に役場の農林課も入って一緒にやるなんていうそういう構想ではありませんね。

○五十嵐 司議長 町長。

○大宅宗吉町長 お答えいたします。

当然これ国、町が申請してやった国の事業なんですけれども、民間の方も計画に入っています。ですから、それはそう意味では厳密に言えば一緒にやるということがあれなんでしょうけれども、でもやっぱり主体的なものは、民間の方たちをどのようにこの今後の町の地域の事業として参画させてそして計画していくかということが狙いなので、5年間の中で、そしてこれは一応ベースの部分だと、町はもっともっとそこから先のことも考えているし、もちろん今度は民間の人たちも自力の部分もございますので、そのきっかけづくりだということでございます。ですから、それまでの間、町としてはそれは全くその計画したとおりあとはあなたがたがやってくださいよじゃなくて、やっぱり町としてはしっかりしたフォローアップというかそれは必要だと思っていますので、それは主体が民間だということには間違いはないんですが、そんな考え方の中で、町としてのできることは、それ以降もですけれども、支援は一緒にやっっていければなど、そのように考えています。

○五十嵐 司議長 11番、山内政君。

○11番 山内 政議員 私もそう思うんですが、3年間、残り3年間というのは限りなくこの3つの目標に近づけることはもちろんのことなんですけれども、仮に近づかなかったとしても、それから先にしっかりとこの目標の遂行によって林業が活性化図られるのであれば目的が達成するのかなというふうに私も捉えております。それで素材生産について、実際にどの山、どの山というとな話ですけれども、町有林なのかあるいは民有林なのか、または国有林は入っていないと思うんですが、どの山を想定されて50%ふやそうというふうに考えておられるのかありましたらば。

○五十嵐 司議長 農林課長補佐。

○室井利和農林課長補佐 お答えいたします。

今回活用する森林でございますが、基本的には民有林の活用を考えております。国有林、町有林につきましては、どうしても森林の中の奥山というところがございまして、条件として搬出やそういった形で経費がかかるということで、今後、来年から始まります森林管理法、そちらのほうと併用いたしまして、民有林、私有林の拡大を図っていけたらと考えております。

○五十嵐 司議長 11番、山内政君。

○11番 山内 政議員 民有林の活用をするということで、ぜひ民有林で今後継者、若い人なかなか自分の山を確定していない、わからないということが地域でありますので、この機会に境界確定も含めた、そういった事業もPRしながら面倒見ていただきたいと思うんですが、いかがですか。

○五十嵐 司議長 農林課長補佐。

○室井利和農林課長補佐 お答えいたします。

まさしく今回来年度から始まります、国の森林譲与税に伴います森林経営管理法案が、民有林、人工林の私有林に対する整備の促進ということで、そちらについては、そういった境界の不明境界のところについてもうちのほうに任せていただけるのならば確定できるという事業もございますので、そちらをPRさせていただきたいと考えています。

○五十嵐 司議長 11番、山内政君。

○11番 山内 政議員 ぜひそういった形で民有林の活用を進めていただきたいと思えます。それから、森林認証林は、目標どおりできるという答弁でございましたが、認証林にするにはその他の環境調査等含めてやられるのかなと思うんですが、先ほど答弁にありましたように100%町有林ということでよろしいんですね。民間のことは考えておられないということで。

○五十嵐 司議長 農林課長補佐。

○室井利和農林課長補佐 お答えいたします。

1万ヘクタールの内訳でございますが、約町有林が9,200ヘクタールでございます。そのほか800ヘクタールについては、民有林、私有林の認証を考えてございます。

○五十嵐 司議長 11番、山内政君。

○11番 山内 政議員 わかりました。それから、4番目の件ですけれども、新規の設備を考えているということでありましたが、かつて町での施策でチップ製造施設を建設して機械を導入して森林組合に指定管理者にした経過がありますが、現在は一部ということでございます。製造するチップがボイラーに対応していないということでありますが、もともとここで雇用がしっかりと発生しておりました。現在はきらら289に入っていないので、そこに雇用は発生していないんですが、これらの施設を活用するために機械の更新もしくは改良してやるべきだなというふうに思うんですけれども、そこでまた雇用ができるというふうに考えますので、その辺はどうですかね。

○五十嵐 司議長 町長。

○大宅宗吉町長 お答えいたします。

これは私も議員のときに始まった事業でありますけれども、あのときは万能な機械のように説明を受けて、我々もああそうかと思ったんですが、現実には全く違いました。今さら289のほうもいろいろ当初納めましたけれども、やはり安定した、安定したというか形が同じようなものが生産できないと、内部の利用はある程度可能なんですけど、外部に販売できないと、いろいろ課題がございます。そうした中で、何年も使って機械の修繕もかかるようになってまいりました。ですから、その辺も含めて、その質そのものは、町としてもどのように今後対応するのかということは検討していく必要があると思います。そして、先ほども私申し上げましたように、町全体が、再生可能エネルギーというかバイオマス、これをどのように活用するか、環境基本計画の中でも計画書の中に盛り込んでいただきました。今度皆さん方にいろいろと議論お願いしたいんですが、そうした中も含めれば、やっぱりもっともってそこら辺をしっかりと対応できるような体制を整えるべきだろうというのが、今そういう考え方を持っています。ですから、そういうこと全体的なことも含めて、町はいろいろ修正したり考え直したり基本的には計画を組む必要があると、私はそのように思いますので、そうしたことの中でいろいろ検討していくべきであろうとそのように思っています。今まで果たした役割は大きいものもございまして、やはり時期も来ていますし、そのような今の状況にあるということご理解願いたいと思います。

○五十嵐 司議長 11番、山内政君。

○11番 山内 政議員 新しくできるさゆり荘も、チップボイラー等も考慮されておられるように説明を受けましたので、現在森林組合で稼働しているチップが対応できるような、そういうチップボイラー本当にぜひ、ぜひぜひ進めていただきたいなというふうに思います。

それからもう一つ、これはかつて町長が何かの席でお話されたんですが、ロードヒーティングにその何とかチップボイラー的なものを活用できないだろうかという話をされたのを記憶しているんですけど、きょう非常に凍結した道を通ってきたときに、本当にこの道路がロードヒーティングそんな形にできれば本当にいいなと、これが10年先、20年先になっても、ぜひ南会津町としてモデルとして提案していただきたいというふうに思いますので、ぜひ町長のちょっと思いをお願いします。

○五十嵐 司議長 町長。

○大宅宗吉町長 お答えいたします。

私もいろいろこの木材というのは本当に究極のリサイクルエネルギーだと思っていて、特に日本ではね。そういうことで利用できないかなと思って県のほうにもいろいろ申し上げて

おります。今は化石によるボイラーでロードヒーティングやっておるところもございますけれども、中山峠ですけれども、大変効果はいいと私はそのように思っています。費用はかかりますけれども。そうした中で、町としても、町の特徴を生かしたそのようなことができればいいなどそういう思いは今も持っていますので、それもこれも含めて、道路の安全性とそこら辺の兼ね合いをみながら、県のほうにもそういうアイデアを出したり、それからまたいろいろ県のほうにもそのような事業支援いただけないかなということも、私としては要望していきたいと考えておりますので、議員の皆さんにもお力添えをお願いしたいと思います。

○五十嵐 司議長 11番、山内政君。

○11番 山内 政議員 ぜひ、それが夢物語が実現すると、非常に冬困っているこの地域以外にも貢献できるのかなというふうに思います。林業関係質問の最後なんですけれども、林業も南郷トマト的な考え、要するに南郷トマトに若い人たち夫婦で来られている現実がありますので、林業の南郷トマト化みたいな形で、ぜひ施策を進めていただきたいな、実際南会津の森林組合に若い夫婦が北海道から来られたという話も伺っておりますので、何とか1歩、2歩進めていただきたいなというふうに思います。

それで、指定管理の運営について質問をいたします。非常に先ほど答弁にありましたように、本当に金がない中で、だけれども老朽化は進んでいくので修繕はふえていくという、非常に私たちも閉会中の調査で施設を回ったときに、その苦労を伺いました。これをなかなか政策提案するというのは難しいんですけれども、例えば温泉施設だと本当に局部局部で多分今修繕をしていると思うんですが、いつかの時期は、いわゆるリニューアルをしなくちゃいけないんじゃないかなという、それに向けた計画等考えておられるかどうかお伺いしたいと思います。

○五十嵐 司議長 総務課長。

○渡部浩治総務課長 お答えいたします。

今ほどありましたように、施設の修繕かなり必要なところがございます。そういった面も含めて、今公共施設の総合管理計画というものを今見直ししておりますので、個別にその施設がいるのかいないのか、維持していくのかということとやっておりますので、そういった中でまずその施設のあり方を判断しまして、その後、修繕計画ということになるかと思いますが、現状で施設ごとのリニューアル、それらに向けた計画というのは持っていないという現状でございます。

○五十嵐 司議長 11番、山内政君。

○11番 山内 政議員 本当に、将来的にはそういうことも見据えて、お願いをしていき

いなというふうに思います。

それから次に、南郷スキー場の件でございますが、総務委員会で今回の議会に委員会調査報告書の中にも委員長が所見で述べていますように、スキー場はさいたま市の関係で3,000万円ほど減になるというふうに見込んでいるよ、会社的には2,500万円の欠損を覚悟しているんだと、そういう悲壮な思いもうかがえました。私は、今回、会津高原リゾートが債務解消されて町の施設になったというふうに、そういう機会を捉えてちょっと答弁と若干違うんですけども、あのとき我々はスケールメリットになったときに4つのスキー場がいろいろなことでスケールメリットができていいんだよと、そういう話を伺って、そういうこともあるなというような思いで賛成したわけですが、今までですと会津高原リゾートで全て受け入れておられました。先ほどは来る人の意向だからという話をされたんですけども、ここは4つのスキーにこう、拡散するという、広げるという意味でそれこそ町長のトップセールスですね、何とか南郷スキー場にもこういうものをお願いしたいということで、再度強烈なセールスをしていただいて、少しでも南郷スキー場のほうに振り向けていただけることでできないか考えを、もう一度お願いします。

○五十嵐 司議長 町長。

○大宅宗吉町長 お答えいたします。

私も先ほどそのようなニュアンスの中で答えさせていただきました。私も実際お願いしました。何とかこのまんまいてほしいと。ですけども、さいたま市さんの事情でそれは申しわけないけどできないと断られました。それは、例えばこのものが欲しい、同じようなものがここにある、とはいっても同じものではない、だけど我々は同じものだからこっちを買ってくださいと言っても消費者の選択の自由ですから、これ本当に厳しいですよ。議員も恐らくそう勧められたって、やあ俺はこっち欲しいんだと言われると思うんですよ。ですから、それは私どもの気持ちとして重々それは私も言いましたけれども、やっぱりその消費者というか利用者の気持ちも尊重しなければならない、それはやむを得ないことかなと思いました。いずれにしても、リゾート、舘岩、それから南郷スキー場、もちろんそれぞれのこれまでの営業もやって来ましたよ。ですから南郷スキー場もボーダーに人気のあるそういう特化したと言いますか、そのような営業もやって来ました。ですから、私としてもそれはそれなんですけれども、南郷スキー場がこのようになったということは非常に危惧しておりますので、町としてできる限りのことは当然やりたいと思っております、去年から、ことしじゃないですよ、去年からやっぱりモニターツアーとかそういうこと考えてやっていこうということで、文京区さんのほうにも区

長さんにもじかにそういう話しをしました。今年の夏来ていただきました。実際に予定していたよりも倍ぐらい来られたんです。ですから今度冬はまた新たな計画というか、新たな財源の中でやるしかないんですけれども、そのようなことも計画して、少しずつではありますけれども、そのような南郷スキー場と言いますか南郷地域と言いますか理解を深めていただくということが、また新たな1つのステップ踏んでいくことになると思います。ですから、今回の件は、正直さいたま市さんにそのような話去年から申し上げておりますが、申しわけないけれども、そのお話にはなかなか応じられなくて申しわけないと、そのようなのが現状でございますので、事業者の皆さんの意見も尊重しなければならないということそれもありますので、ご理解を願いたいと思います。でも町としては精いっぱいやっています。

○五十嵐 司議長 11番、山内政君。

○11番 山内 政議員 まあ、それは理解をするしかないですね。これは南郷スキー場に限ったわけではありませんが、指定管理者を持っているスキー場それぞれあるわけですが、現場と支所等との協議が密に行われたかどうかというのも非常に指定管理を受けるものの安心感と言いますか、そういう意味で南郷スキー場といわゆる指定管理者と支所との意思の疎通と言いますか、協議のテーブル等は設けておられますか。

○五十嵐 司議長 南郷総合支所長。

○馬場宗一南郷総合支所長 お答えさせていただきます。

南郷スキー場の指定管理者との協議ということでございますが、今までも予算の要求時は当然でございますが、それぞれ修繕があったりというようなことで、その都度対応させていただいておりました。特にことしにおきましては、今議論なっておりますようなさいたま市の問題ございましたので、かなり頻繁に私も入ってやらせていただいているというような状況でございます。

○五十嵐 司議長 11番、山内政君。

○11番 山内 政議員 南郷スキー場につきましては、特に撤退されるのではないかというような、そういう不安を地区民が持たないような支所としての取り組み等も期待をしていきたいと思っておりますので。

最後に花木の宿関係なんですけど、町長から答弁いただきましたけれども、スタンドを停止する、お湯を停止するに当たって連絡等、これは広報とかそういう意味でその連絡は支所等にありましたか。

○五十嵐 司議長 伊南総合支所長。

○星 正信伊南総合支所長 お答えいたします。

温泉スタンドを停止するということにつきましては、花木の宿側からは直接町のほうに連絡はございませんでした。ただ、7月の中旬ごろだったかと思えますけれども、花木の宿側と打ち合わせを行いました際に、貯湯槽の水位低下のランプが頻繁に点灯することがあったもので、そういった先方の希望よりも少ないお湯の制限であったり、あとお断りすることがあったという経過があったということ、そのときにお聞きをしたということでございます。

○五十嵐 司議長 11番、山内政君。

○11番 山内 政議員 決まりの中で、業者が指定管理者がとめることはあるんだという説明、答弁をいただきましたが、やはり公に使っているものですので、町民に周知をするのが当然だというふうに思うんですが、その辺はいかがですか。

○五十嵐 司議長 伊南総合支所長。

○星 正信伊南総合支所長 お答えいたします。

停止につきまして、町民の方全体に対する周知という部分には行っておりません。ただ、当温泉スタンドにつきましては、大口で利用される方が1名、そしてポリタンク程度に利用される方が数名いらっしゃるということでございましたので、まず、大口の利用される方に対しましては、現状等説明しながら対応いたしました。そしてまた、小口の利用される方につきましては、内湯のほうの源泉をくんだりすることで対応しておりますので、そういったことで周知はしてございませんでした。以上でございます。

○五十嵐 司議長 11番、山内政君。

○11番 山内 政議員 今後とも、これから冬に、冬ですね、あそこ非常に場所的にも吹雪とか非常に寒いところですので、お湯を買いに行ったときに断られるような状況が出ないような、そういった指定管理者と緊密な情報交換と言いますか、それを所管でやっていただきたいというふうに思います。そのことについて最後。

○五十嵐 司議長 伊南総合支所長。

○星 正信伊南総合支所長 お答えいたします。

町の設置者側といたしましても、その辺のところも議員おただしのとおり、まずは湧出量調査を3カ月ないし4カ月に1回程度実施しながらその推移を見守っていきたくとまず思っています。そしてまたさらには、指定管理者側にこれまでの経験則を踏まえながら、さらに施設の適切な管理をしていただきたいというふうに求めていきたいと。それからさらには、現在温泉施設の給湯設備について改善を検討しておりますので、その辺を具体的に進めまして、住民の

方にお断りすることがないように対応していきたいというふうに考えております。

○五十嵐 司議長 11番、山内政君。

○11番 山内 政議員 以上で、一般質問を終わります。

○五十嵐 司議長 以上で、11番、山内政君の一般質問を終わります。

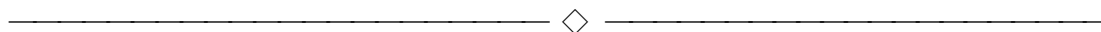
ここで暫時休憩します。

昼食休憩といたします。

休憩 午前11時58分

再開 午後 1時00分

○五十嵐 司議長 休憩前に引き続き、会議を開き、一般質問を行います。



◇ 湯 田 賢太郎 議員

○五十嵐 司議長 次に、8番、湯田賢太郎君の登壇を許します。

8番、湯田賢太郎君。

○8番 湯田賢太郎議員 一般質問最後になります、もうしばらくの間我慢して聞いてください。

私は、質問事項3点を上げました。

その1点は、町道にかかる狭い橋の改修についてでございます。藤生地区内の奥にかかる狭い橋は、今年調査費がつき、今後は設計や着工へと進むものと思われま。区民の皆さんは橋の完成を一日も早く望んでいることと思われま。そこで町道にかかる狭い橋はほかにも東部地区において三、四カ所見られま。

1つ目は、塩江の根岸寄り、高野の馬頭にかかる狭い橋です。

2つ目は、これも高野川にかかる東中村寄り、国道400号線にかかる第2中村橋のことです。

それから3番目に、これも高野川なんですが、浅布地区内の村の中に中央にかかる狭い橋、これらの橋は本当に狭くて、大型車1台が通れるぐらいならばいいんですが、普通車でもやっとなだというような橋でございます。これらの橋を、幅を広げた広い橋にかけかえるべきだと私

はと思いますが、町としての考えをお尋ねいたします。

2番目に、ごみ集積所の物置小屋の設置についてでございます。荒海地区では各集落に五、六カ所の物置小屋を荒海財産区によって設置され、整然としたごみ集積がなされています。一方で、中心地のこの町内では、黄色いネットの下に雑然と置かれております。伝統ある☆園の町にとっては大変見苦しいと私は思います。そこで田島地区や檜沢地区では、財産区を合併時に解散し町に財産等は移管したわけでございますから、町によってここのごみ置き小屋とかこれらを設置するべきだと私はと思いますが、いかがなものでしょうか。

3番目に、ヤマザクラ1万本の里づくりについてでございます。数十年後にはヤマザクラが咲き誇る風景を想像するとき、すばらしい事業だなと感じます。今から20年ぐらい前、ヤマザクラの皮剥ぎ盗難に遭い、荒海地区のヤマザクラはほとんど姿を消した事実があります。この防護対策を今から考えておく必要があると思います。それには、入山口に注意看板が必要だと思います。ヤマザクラ1万本の里、ヤマザクラの傷つけは厳罰というような、そのような趣旨の看板を今から立てるべきだと私は思います。

以上が私の壇上からの質問でございます。

○五十嵐 司議長 町長。

○大宅宗吉町長 8番、湯田賢太郎議員の質問にお答えをいたします。

初めに、町道にかかる狭い橋の改修についてであります。塩江根岸寄り高野の馬頭にかかる橋、高野川の東中村寄り400号にかかる第2中村橋、それから高野浅布地区内の中央にかかる橋、これらの橋はせめて大型車1台が通れるくらいの幅員に改修すべきとおたがいであります。塩江根岸寄り高野の馬頭にかかる宮ノ下橋につきましては、前後の道路改良も含めて社会資本整備総合交付金事業により、平成31年度の事業化に向けて国に要望しているところがあります。この社会資本整備総合交付金なんですが、日本各地で近年大きな災害が立て続けに起こっていますので、これは私たちの町ばかりではなくて、全国的にかなりこの補助金減っています。一自治体当たりの。そんなこともありまして、私どものほうもかなり予定狂いました。この橋のことばかりじゃなくて、いろんな町のインフラの整備等の事業で大きな影響がございます。これらも含めて、町としても地域として、もちろんその会総協も含めて要望はしているところがございますけれども、なにせその災害が毎年のように、大きな災害が起こるものですからその復旧、復興のほうを優先しているというのが実情でございます。それにいたしましても、これらのインフラ整備については、この交付金事業、これを利用したいという思いもありまして、いろいろ財源の都合上そのようなことで、ちょっと進捗状況がおくれていることは事

実でございます。

次に、高野の東中村寄り400号にかかる第2中村橋、高野浅布地内の中央にかかる第2浅布橋ですが、それぞれの有効幅員は第2中村橋が4.5メートル、第2浅布橋は3.0メートルとなっており、大型車の通行を想定した場合、決して十分な広さがあるとは言えません。

しかしながら、前後の道路状況を見ますと橋梁と同等の有効幅員であり、利用者がおおむね集落内の方に限られているような状況であることから、今のところ橋梁を拡幅する予定はございませんが、今後、同様の案件も含めまして、新たな企業の進出や公共施設の建設による人口や通行車両の増加など、さまざまな状況の変化を見据えながら対応していきたいと考えております。まだほかにもあると思います。橋ばかりじゃなくて道路もございますけれども、そのようなことがあるということで、ご理解願いたいと思います。

次に、町として田島地区、檜沢地区にごみ集積のための物置小屋を設置すべきではとのおただしではありますが、荒海地区のごみ集積のための物置小屋は、平成18年に荒海財産区が、設立50周年を迎えた記念として寄贈したものでありますが、町では、田島地区檜沢地区を含め、ごみ集積のための物置小屋の新たな設置や改修などは、それぞれの地区にお願いしているところでございます。

また、中心地におきましては、建物が連檐しており、常設の物置小屋を設置するための土地の確保ができず、ネットに対応しているのが現状であります。以前この話もございまして、私もそれは議員のときだったと思いますけれども、記憶ございますけれども、やっぱり地域の事情もあったとそのように記憶しております。

今後につきましてですけれども、各地区において、実情も異なることから、機会を捉えて協議の場を設けるなど検討してまいりたいと思いますので、ご理解をお願いしたいと思います。

次に、ヤマザクラの皮剥ぎ防護対策として厳罰等の看板の設置が必要ではとのおただしではありますが、ご承知のように、平成29年度からスタートしましたヤマザクラ1万本の里づくりにつきましては、町宣言「移りゆく四季、人と自然を未来につなぐまちづくり」を合言葉に、全町を上げて取り組んでいるところでもあります。

本年11月には、南郷地域において、多くの町民の方々が参加し、第2回ヤマザクラ1万本の里づくり記念樹祭を開催したところでありまして、おかげさまで本事業も地域の方々のご理解とご協力を得ながら着実に前進しております。また、それぞれの多くの地区から桜を植えたいとそのような要望もございますし、町としてもできるだけの対応をしているところでございます。

今後とも皆様方にご理解いただき、これをしっかりと根づかせていきたいと思ひます。

今後におきましては、議員おただしのように、植栽後の維持管理等が重要になってまいります。特に、ヤマザクラにおいては、幹の皮が工芸品等に珍重されるなど大変人気があるとそのようにも聞いておりますし、せっかくみんなで植栽したヤマザクラが、一部の心ない者による盗難被害に遭うことは絶対にあってはならないとそのように思ひます。

このようなことから、植栽したヤマザクラが大きくなるまでにはまだまだ時間はかかりますが、今のうちから、樹皮などの人的な被害や野生鳥獣等による被害防止などを含めた維持管理方法について、対策を講じていかなければならないと考えております。

今後、森林管理署や南会津農林事務所など、専門家の指導を受けながら、より効果的な防護対策について調査・検討してまいります。

あわせて、町の景観づくりに関して、ホームページや広報紙等を活用し広く情報発信するとともに、自然景観を維持するためのモラルやマナーについても啓発を図っていきたくと思ひますので、ご理解をお願いしたいと思ひます。

以上お答え申し上げましたが、具体的事項につきましては、担当課長等より答弁させていただきますのでよろしくお願ひいたします。

○五十嵐 司議長 8番、湯田賢太郎君。

○8番 湯田賢太郎議員 それでは、この狭い橋についてまず質問いたします。

この藤生の橋の件ですが、調査費がついたということですが、これからいつ着工になって完成はいつということ、わかれば教えてください。

○五十嵐 司議長 建設課長。

○月田 啓建設課長 お答えいたします。

藤生地区の奥にかかる橋ということで富貴沢橋ということでございますが、今年度、予備設計とボーリング調査を発注しております。来年度、道路詳細設計、橋梁詳細設計を実施する予定でありまして、あわせて用地補償、物件の補償鑑定、そういったものを実施したいと考えております。平成32年度につきましては、用地とか物件の補償契約、さらには橋梁の下部工工事1基を予定したいと思っております。平成33年度につきましては、橋梁の残る下部工1基ということになりまして、平成34年度に橋梁の上部工及び据えつけ道路工等の工事をしまして、順調にいつ平成34年度ということになります。橋梁の下部工につきましては、河川内の工事となりまして、施工時期が11月から3月ということで限定されます。さらには河川管理者が福島県ということで、町の都合だけで事業を進めることができないことですか、先ほど町長

答弁にありましたとおり、国の交付金が非常に厳しいという状況もございますので、平成30年度順調にいったということになります、それを数年延びるということも想定に入れながら進めているというような状況でございますので、ご理解いただきたいと思っております。

○五十嵐 司議長 8番、湯田賢太郎君。

○8番 湯田賢太郎議員 そうすると、あと5年ぐらいはかかるということですね。なるだけこれは早くやってもらいたいと思っております。

ところでこの橋なんです、あそこの沢は何ていうか源流が流れている、七ヶ岳と鉄山と、そこから流れ出てくる源流の沢なんです。そのために蛍がすごく飛び交うというような話を聞いて、今年私も7月の初めだったか8時ころ行ってみました、あの沢に。物すごく蛍が飛ぶんですよ。もう乱舞するというような。だからすばらしいこれは何かこの蛍で観光的なものできないかなと思っておりました。それで橋の、今度せっかくつくる橋ですから、その橋の欄干にバルコニー的な蛍を眺めるようなそんな感じの橋にしたらすごいなと、私はそうならばここは蛍橋という名前をつけてもいいぐらいな、そんな感じを持ってきました。これは通告しないのでお答えはいいですが、とにかく蛍がすごく飛ぶ沢です。それに何て言うか藤生にはわらび山などという、またすごい事業をやっていますので、そういうのと組み合わせてあそこを蛍橋のような橋に広げてもらえればいいなと、そう感じています。町長さん今の話聞いてどうですか。

○五十嵐 司議長 町長。

○大宅宗吉町長 お答えいたします。

蛍がそんなに飛んでいるとは私初めて知りましたが、ここの橋は私が一番最初になったときからいろいろ要望いただいて、それぞれの事情があってなかなか進めなかった分もあるんですが、先ほど申し上げましたように、ようやくそのボーリング調査とかでここできるようになりました。そういうような中で、本当に少しでも早くこの橋の改修と言いますかできるようになりたいんですが、申し上げましたように、社会整備交付金、資本整備交付金というのが本当に減額します。ですから町の事業が次々におくれているというような状況なものですから、計画がかなり狂っています。全国で本当にひどい西日本でもあれだけの被害あるし、北海道も地震であれだけすごいし、毎年のように起こってきている、国のそのようなことの中で財源の私どものほうに配分される財源が厳しくなっているというこれは本当に先ほども言いましたけれども各地そうです。ですから、そういうことも含めて、町としてはまたしっかり本当に危険な橋もそのほかございますし、その辺の改修もしながらやるしかないんで、しっかりした着実に少しずつかもしれないけれども、着実に進めるように頑張っていきたいなとそのよ

うに思います。

○五十嵐 司議長 8番、湯田賢太郎君。

○8番 湯田賢太郎議員 わかりました。我々蛍橋だからバルコニーつくれとか何か言っても、なかなか機会、聞いてくれないとか届かないとか、そういう点ではやはり発注者が町長なんですから、町長が一言設計者にこれやってくれと言えば、すぐ可能なような感じがするんですが、そういうことでひとつ町長さん、そういうような夢のあるような楽しい橋をひとつ考えてください。よろしくお願いします。

それから、浅布橋とか第2中村橋ですが、あの地域に、例えば大型トラックが入りたいとしても入れないですよ。こちらから行って右側の元高野分校があった、通り抜けられないですよ、大型車は。そういうような状態と言うのは、少々何事があってもせいぜい大型、ロングの大型車というとなかなか大変でしょうが、ダンプ1台ぐらいはまあまあ通れると、通り抜けられるというようなやっぱり早く橋にすべきだなと私は思います。あとほかにとっても、町道にかかる橋ではそんなにはないですよ。西部地区もいろいろ考えてもそれほどないですね、町道にかかる狭い橋というのは。そういう点で、なるだけそういう橋がなくなるようにひとつお願いしたいと思います。

ごみ集積所のことでございますが、テレビでよくやっているイナバの物置、100人登っても上がっても潰れないという。あの会社で荒海財産区は、あの小屋を1棟40万円ぐらいかかったそうです。だから荒海全体で50基ぐらい備えたと、2,000万円ぐらいかけたようですね。それから荒海財産区すばらしいと思うのは、街灯なんかもLEDの街灯に全部集落ごとにやりました。荒海財産区は解散しなかったからこういうことができたと思います。檜沢、田島地区に関しては財産区がもうなくなっているわけですから、だから町ではそれを移管されているわけですから、やっぱりその荒海財産区がやったんだから、やっぱり田島地区、檜沢地区にはそれだけの還元する必要があると思いますが、どうでしょう。

○五十嵐 司議長 環境水道課長。

○野中英昭環境水道課長 答えいたします。

先ほど町長のほうの答弁にありましたように、今まで小屋につきましては、各地区のほうでお願いをしていたというような状況でございます。それと、中心地につきましては、建物が連檐しておりますので、常設の小屋を建てるというのはなかなかできづらいということもありましたので、今まではそういうふうな状況になっております。ただ今後につきましては、各地域のその実情も踏まえながら協議の場を設けるといったような形で今後検討してまいりたいと思

ますので、ご理解のほうをお願いしたいと思います。

○五十嵐 司議長 8番、湯田賢太郎君。

○8番 湯田賢太郎議員 ちゃんとして集落ごとでは立派な小屋もたっているようなところもあります。だけど、この中心部のごみ捨て場見ると、黄色いネットを張って、黄色いネットはどういう何でだかなと言ったら、カラスが嫌う色だと、黄色は、だけどそのうちなれちゃうとカラスもやっぱりきかないらしいですよ。だからああいう状態というのはやはりすごく見苦しいなと私は思います。そういうことで、なるだけ町うちぐらいはもう少しそういう小屋を町の予算で建ててやるのが本当かなと私は思いますが、どうでしょう。

○五十嵐 司議長 町長。

○大宅宗吉町長 お答えいたします。

ごみの集積所というか、これはいろいろかなりいろんなケースがあると私はそのように思っています。合併前ですけれども、伊南地区、南郷地区は多分村で支援して、村でそれを設置したと思います。それにしても、地区にどういう場所にどのくらい必要かということは当然協議があったわけですが、それで受け入れられる分だけやったと、結果的に今のずっとそれが続いているわけですが、田島地区の経緯もいろいろ私も議員のときにいろいろ聞いていますけれども、それぞれの地区でやったところと、それから今のように荒海財産区には私になってからの記憶ですけれども、そんなことあって、そしてもう一つは、その町うちは先ほど地域の事情と申し上げましてけれども、やっぱりなかなかその場所を設定することができなかつたとかいろいろこうございます。ただ黄色いネットのまま置くということは、やっぱりちょっと景観上もあるし、それから衛生上もあるし、そこら辺は課題があると思っていますので、その辺は町としても何らかの地域の皆さんと話し合いをしながら進める必要があると、そのようにも思っています。ですから、それぞれの地域の事情がある中で、町がどのように対応するかということは、またこれ1つのいろんな課題も出てきますけれども、町としてはやはり景観、それから衛生上と安全上と考えるとそのように対応、今後どのようにしたらいいかのということを地区とも話し合いは進めてみたいと思います。今この場では、じゃ全額町で設置しますとは答弁できませんけれども、どのような程度だったならばお互いが理解できるのかということも含めて、ちょっと話し合いを進めてみる必要があるのかなとそのように感じていますので、ご理解をお願いしたいと思います。

○五十嵐 司議長 8番、湯田賢太郎君。

○8番 湯田賢太郎議員 町長さんひとつ今の話前向きに検討していただきたいと思います。

次に、ヤマザクラ1万本の里でございます。下郷の戸赤地区にはヤマザクラ、有名なヤマザクラがあります。毎年その時期にはすごいカメラマンとか観光客が入っているようでございます。そこで、我が町もこのヤマザクラの里にしたいということなんですが、とにかく桜の命は短いというか精々1週間ぐらいでございます。ですから、これをいかに長くみんなに見てもらおうかということになれば、やっぱりこの我が町は標高差がすごく低いところから高いところまであるわけですから、なるだけゴールデンウイークあたりにも見ごろだよというような場所も必要かと思えます。そのためには、標高の低いところからやっぱり高いところまで場所によってはそういうような植え方というか、これから植栽するに当たって考えて、とにかくゴールデンウイークあたりまで見ごろだよというようなヤマザクラの里づくり、これが必要だと思いますがいかがでしょうか。

○五十嵐 司議長 町長。

○大宅宗吉町長 お答えいたします。

ヤマザクラ1万本の里づくりということで条例まで制定していただきました。これまでも、町民の皆さん地区の皆さんにも大変なご協力をいただいておりますし、今議員おっしゃられたことを当然念頭におきながらまちづくり、将来の今後20年、30年、50年後のまちづくりになったらいいなとそういうにも思いを強くしているところでございます。桜の花は1つの象徴でありまして、これまでも何度も説明というかお話をさせていただきましたけれども、やはり自然を大事にしていくんだと、自然景観、そして南会津の本当に癒しと言いますか、それを感じるような町にしていきたいということでありまして、特急リバティも参りましたから、この終点には桃源郷があるんだよとそういう町にしたいと思えます。これは桜ですけれども、桜は秋には紅葉しますし、それから後はいろいろ若芽いろいろな樹種もございますから、もみじにしても栃の花にしてもいろんなものがございますので、そういうことを、それぞれの地域さも、地域の特性と言いますか、そういうことも生かしながらやっていけたらいいなと思えます。いかんせん時間がかかることですので、そんなようなことも皆さん方にもご理解いただいてご協力いただいて、みんなと一緒にこのまちづくりをやっていきたいなと、そのように思えます。いつか南会津行ってみると、現実的には、イメージ的には福島の花見山みたいになるんですけども、そのような町にできればなど、そうすればいやが応でも来なくてもいいよと言っても絶対来ると思うんです。ですから、そういうまちづくりをしていきたいと思えますので、ご理解をお願いしたいと思います。

○五十嵐 司議長 8番、湯田賢太郎君。

○8番 湯田賢太郎議員 私この問題を今から20年前ころかな、荒海地区に本当にこの皮剥ぎの盗難に遭ったんですよ。本当に二、三日ですから、あっという間に、本職ですから皮をがつと剥いで全部持っていったんですよ、関東のほうに。この桜の皮何にするかという、さっき町長さん答弁のあったとおり、いろんな茶壺とか、それから小箱、硯箱とか、そういうのに桜の皮を張った、すごく上品だというか重々しい本当にいいものができます。ですから、そういう盗難に遭うのは本当に一日、二日でもやられますから、全部。だから今荒海のこの山にはヤマザクラないんですよ。だからそこはもう今から重々この防護対策これをやっぱりしっかりやっておかないとならないと、私はそう思いますので、ひとつよろしくお願いします。

以上で私の質問は終わります。

○五十嵐 司議長 以上で、8番、湯田賢太郎君の一般質問を終わります。



◎散会の宣告

○五十嵐 司議長 以上で、本日の議事日程は全て終了しました。

本日はこれにて散会いたします。

明14日は、午前10時から開議し、議案審議を行います。

ご苦労さまでした。

散会 午後 1時34分

平成30年第4回南会津町議会定例会 第4日

議事日程 (第4号)

平成30年12月14日(金曜日) 午前10時開議

- 日程第 1 委員会提出議案第3号 南会津町議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 2 報告第10号 専決処分の報告について
専決第21号 工事請負契約の一部変更について(平成27年災町道東106号線道路災害復旧工事)
専決第22号 福島県市町村総合事務組合規約の変更について
- 日程第 3 議案第84号 南会津町中小企業及び小規模企業の振興に関する条例
- 日程第 4 議案第85号 南会津町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 5 議案第86号 南会津町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 6 議案第87号 南会津町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 7 議案第88号 南会津町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 8 議案第89号 工事請負契約の一部変更について(社会資本整備総合交付金事業町道向山1号線小白沢橋上部工工事)
- 日程第 9 議案第90号 第2次南会津町環境基本計画について
- 日程第10 議案第91号 南会津地方広域市町村圏組合規約の変更について
- 日程第11 諮問第 2号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第12 議案第92号 平成30年度南会津町一般会計補正予算(第3号)
- 日程第13 議案第93号 平成30年度南会津町国民健康保険特別会計補正予算(第3号)
- 日程第14 議案第94号 平成30年度南会津町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)
- 日程第15 議案第95号 平成30年度南会津町介護保険特別会計補正予算(第2号)
- 日程第16 議案第96号 平成30年度南会津町農林業集落排水事業特別会計補正予算

(第1号)

日程第17 議案第97号 平成30年度南会津町公共下水道事業特別会計補正予算(第2号)

日程第18 議案第98号 平成30年度南会津町水道事業会計補正予算(第1号)

追加日程第1 議員派遣の件について

追加日程第2 閉会中の継続調査について

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席議員(16名)

1番	貝田美郎	議員	2番	森秀一	議員
3番	丸山陽子	議員	4番	渡部訓正	議員
5番	室井英雄	議員	6番	湯田良一	議員
7番	大桃英樹	議員	8番	湯田賢太郎	議員
9番	湯田哲	議員	10番	楠正次	議員
11番	山内政	議員	12番	高野精一	議員
13番	星光久	議員	14番	菅家幸弘	議員
16番	星登志一	議員	18番	五十嵐司	議員

欠席議員(2名)

15番	阿久津梅夫	議員	17番	室井嘉吉	議員
-----	-------	----	-----	------	----

説明のための出席者

大宅宗吉	町長	渡部正義	副町長
星英雄	教育長	渡部浩治	総務課長
小寺俊和	総合政策課長	馬場純也	税務課長
居倉雅彦	住民生活課長	阿久津勝英	健康福祉課長
室井利和	農林課長補佐	羽染正巳	商工観光課長
月田啓	建設課長	野中英昭	環境水道課長

室井竜典	会計室長	五十嵐小一郎	農業委員会 事務局長
芳賀美恵子	学校教育課長	酒井浩哉	生涯学習課長
阿久津弘典	館岩総合支所長	星正信	伊南総合支所長
馬場宗一	南郷総合支所長		

事務局職員出席者

馬場秀成	事務局長	星貴夫	事務局長補佐
------	------	-----	--------

開議 午前10時00分

◎開議の宣告

○五十嵐 司議長 おはようございます。

都合により欠席届のあった議員は、15番、阿久津梅夫君、17番、室井嘉吉君です。

これから本日の会議を開きます。



◎議事日程の報告

○五十嵐 司議長 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

ここで、議長から申し上げます。

これから議題となります議案等の審議については、議会基本条例第10条の規定によって、質疑応答は一問一答方式で行うものとし、会議規則第55条のただし書きの規定によって、質疑の回数が3回を超えることを許し、同規則第56条第1項の規定によって、その発言時間は答弁を含めおおむね30分に制限しますので、質疑は簡単明瞭に願います。

なお、会議規則第54条の規定により、発言は議題以外にわたったり、またはその範囲を超えてはならないことになっておりますので、ご留意願います。



◎発言の申し入れ

○五十嵐 司議長 ここで、総務課長より発言したい旨の申し入れがありましたので、これを許可します。

総務課長。

○渡部浩治総務課長 おはようございます。

事前に配付してあります平成30年第4回議会定例会の議案書の一部に誤りが発見されましたので、この後、議長の許可をいただきまして、職員により訂正箇所へのシールを張りつける方法での修正をお願いさせていただきたいと思っております。

それでは、訂正内容を申し上げます。

訂正箇所は3カ所になります。なお、今ほどありましたようにこの後、訂正シールを張らせていただきたいと思います。

まず1点目ですが、議案書11ページ、議案第86号 南会津町特別職の職員で非常勤のもの
の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例で、本文1行目、南会津町特別職の職員
で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の後の括弧の中になります、（平成18年条
例第40号）となっておりますが、平成18年の後に南会津町を追加いただき、（平成18年南会
津町条例第40号）に訂正をお願いいたしたいと思います。

次に2カ所目ではありますが、議案第87号 南会津町職員の給与に関する条例の一部を改正す
る条例の別表第1のうち、議案書16ページになります。この表の右から3列目、4級102号給
から109号給までと、その右の列、5級94号給から105号給まで抜けておりました。表に追加
をお願いしたいというものでございます。

最後に3点目ではありますが、議案書、一般補正、35ページになります。2、一般職（1）総
括表の上段の表の中で、補正後の行、横に見ていただきまして、列で職員手当というところの
金額なのですが、4億8,895万2,000円を4億8,780万9,000円へ、その右の列、計の欄になり
ますが、13億3,049万6,000円を13億2,935万3,000円に、その2つ右の列になります。合計の
欄につきましても、16億920万3,000円を16億806万円へ、さらにその下の補正前の行になりま
すが、同じく職員手当の金額なのですが、4億7,775万6,000円を4億7,661万3,000円へ、さ
らにその右の計の欄になります。13億3,092万1,000円を13億2,977万8,000円へ、さらにその
右へ2つのところにあります合計の欄につきましても、16億800万1,000円を16億685万8,000
円へ訂正をお願いしたいと思います。

さらに同じページの下表になりますが、管理職特別勤務手当の補正後の金額を150万5,000
円を140万3,000円へ、その下の補正前の金額を137万7,000円を127万7,000円へ、その1つ右
の列になりますが、超過勤務手当の補正後の金額5,800万3,000円を5,696万2,000円へ、その
下の補正前の金額になります。5,172万円を5,067万9,000円へ訂正をお願いしたいと思います。

以上、訂正内容について申し上げます。よろしくお願いいたします。

〔「比較は変わらないの」と言う者あり〕

○渡部浩治総務課長 比較は変わらない。よろしくお願いいたします。

○五十嵐 司議長 ただいまの総務課長、説明のとおり、議案の一部訂正についてご了承を願
います。

暫時休憩いたします。

休憩 午前10時08分

再開 午前10時14分

○五十嵐 司議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。



◎委員会提出議案第3号の質疑、討論、採決

○五十嵐 司議長 日程第1、委員会提出議案第3号 南会津町議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○五十嵐 司議長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○五十嵐 司議長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○五十嵐 司議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



◎報告第10号の質疑

○五十嵐 司議長 日程第2、報告第10号 専決処分の報告について、専決第21号 工事請負契約の一部変更について（平成27年災町道東106号線道路災害復旧工事）、専決第22号 福島県市町村総合事務組合理約の変更についてを議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○五十嵐 司議長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

以上で、報告第10号 専決処分の報告についてを終わります。



◎議案第84号の質疑、討論、採決

○五十嵐 司議長 次に、日程第3、議題第84号 南会津町中小企業及び小規模企業の振興に関する条例を議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○五十嵐 司議長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○五十嵐 司議長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○五十嵐 司議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



◎議案第85号の質疑、討論、採決

○五十嵐 司議長 日程第4、議案第85号 南会津町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○五十嵐 司議長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○五十嵐 司議長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○五十嵐 司議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



◎議案第86号の質疑、討論、採決

○五十嵐 司議長 日程第5、議案第86号 南会津町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○五十嵐 司議長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○五十嵐 司議長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○五十嵐 司議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



◎議案第87号の質疑、討論、採決

○五十嵐 司議長 日程第6、議案第87号 南会津町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○五十嵐 司議長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○五十嵐 司議長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

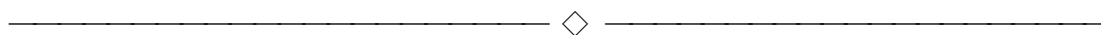
これから採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○五十嵐 司議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



◎議案第88号の質疑、討論、採決

○五十嵐 司議長 日程第7、議案第88号 南会津町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○五十嵐 司議長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○五十嵐 司議長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

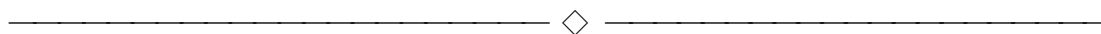
これから採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○五十嵐 司議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



◎議案第89号の質疑、討論、採決

○五十嵐 司議長 日程第8、議案第89号 工事請負契約の一部変更について（社会資本整備

総合交付金事業町道向山1号線小白沢橋上部工工事)を議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○五十嵐 司議長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○五十嵐 司議長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

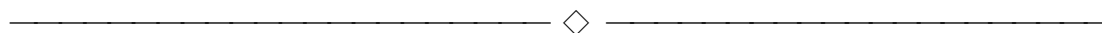
これから採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○五十嵐 司議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



◎議案第90号の質疑、討論、採決

○五十嵐 司議長 日程第9、議案第90号 第2次南会津町環境基本計画についてを議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

1番、貝田美郎君。

○1番 貝田美郎議員 議員懇談会の際に説明いただきまして、手を挙げられなかったことを大変申しわけないなと思っておりますが、この環境基本計画ということで、今、私たちは原発事故以降、環境に対する意識というのが高まり、また、町長提言であります1万本のヤマザクラについても、やはり美化活動というようなことで大変意識が高くなっております。

また最近、皆さん携帯はスマホが多くなってきましたが、その中で天気予報などのアプリを

入れますと、PM2.5の表示等がされるということで、本当に環境に対する意識というのが非常に高まっているのかなと思っている中での基本計画、大変いいタイミングかなと思っている次第でございます。

その中で、2つほど確認させていただきたいのですが、まず1点目でございますが、森林環境交付金を活用した木材の新たな利用を図りますというようなことで、森林環境交付金、今まで1万本のヤマザクラ等とかに使っていた、たしか町に900万円ほど入っていた交付金のことでよろしいでしょうか。

○五十嵐 司議長 農林課長補佐。

○室井利和農林課長補佐 お答えいたします。

森林環境交付金につきましては、今、議員おただしのとおりでございます。

○五十嵐 司議長 1番、貝田美郎君。

○1番 貝田美郎議員 この森林環境交付金というのは、かなり狭められた範囲の中でもちよっとやわらかい部分もあったりして、大変いい交付金かなと思っております。

今後、木材を使用する際とかに使われたりとか、また、例を言いますと、びわのかげの遊具等を木材でつくりたいといった場合、この環境交付金が当たるのかなということもありますので、その新たな利用を図りますというような部分で、やはりもっと詳しく広い範囲でどれだけ使えるのかというのを今後、調査をしていただければなと思っております。

○五十嵐 司議長 副町長。

○渡部正義副町長 私のほうからお答え申し上げます。

森林環境交付金、国のほうの動き等もあって、今後の動きを十分見定めることは必要でございます。

しかしながら、今、県からいただいている交付金については、ヤマザクラを初め、いろんな事業に活用させていただいております。これらについては、さらにどういうものが該当できるのかそういったものを随時検討しながら、県のほうに折衝したり、利用の拡大に努めていきたいと、このように思っております。

○五十嵐 司議長 1番、貝田美郎君。

○1番 貝田美郎議員 今後のためによりしくお願いしたいと思っておりますが、2点目でございますが、源流域としての河川を守りますという項目の中で、河川における清掃活動などを実施し、河川周辺の美化を図ります。また、その下には災害復旧事業や河川整備においてというような文言があるわけでございますが、河川になりますと県が絡んでくるかなという中で、私自身も

どうしても、中荒井からびわのかげまでの柳の木を切りたいという思いの中で、県とお話した際、建設事務所、お金がないので切るのはどうぞ切ってくださいと、片づけもやってくださいよというような言い方をちょっとされた部分があって、今、中荒井地区ではそんな中で、区として河川の柳等を切っていただいた経緯もございまして、そういった地区はリバティからあの桜を見せたいというような思いで、美化活動の中の1点として2年ほど続けているわけですが、そうした活動等はこういったものに今後、該当になってくるのか、町として該当させていただけるのかという部分をちょっと確認していきたい。

○五十嵐 司議長 建設課長。

○月田 啓建設課長 答えいたします。

河川内ということでございますので、許認可ですとか、そういった部分につきましては、県のほうと協議が必要かと思いますが、県のほうでも、最近は防災的な視点からも河川内の土砂撤去等も進めるような話も聞いておりますので、そういった中であわせて対応できるかどうか含めて協議させていただきたいと思います。

以上です。

○五十嵐 司議長 1番、貝田美郎君。

○1番 貝田美郎議員 自然環境なので、昔は鳥を愛する人たちから柳を切ってはいけないというような話もあったこともありますので、なかなか難しい部分はありますが、こうした災害が起きている中で、やはり河川の中にそういった木があると、今、こういった流域では流木がひっかかって、堤防が溢れ出るとようなケースが多々、多いでございまして、ぜひそういった部分を強調しながら、県とお話していただいて、美化活動につなげるようお願いしたいと思います。

○五十嵐 司議長 建設課長。

○月田 啓建設課長 今ほどご提言いただきましたので、県のほうともあわせまして協議していきたいと思いますのでよろしくお願いします。

以上です。

○1番 貝田美郎議員 了解しました。

○五十嵐 司議長 7番、大桃英樹君。

○7番 大桃英樹議員 計画について伺います。

1つは、景観形成について、もう一つは進行管理について伺います。

1点目ですけれども、やはり自然環境、南会津町が誇るべき資源でございまして、いかに私

たち住民がこれを有益的に使っていくか、観光、交流人口をふやすために観光も大事ですけれども、自然環境を守っていくこと、これを同時進行にしていかななくてはならないということ、非常に難しい問題ではあるものの、やはり我々、現代に生きる者たちが意識して後世につないでいかななくてはならないと認識しております。そのような中でこの計画というのは非常に重要な位置に位置づけられているわけですが、まず、景観形成についてでございます。

当然、自然資源は誇るべきものだ、後世につなげながなくてはならないという意識は何となくわかっているものの、具体的にどういったことをやっていかななくてはならないのかということと考えますと、南会津町全体的に、じゃこの意識、個人の意識が啓蒙されているかということ非常に微妙なところにあるのではないかな、難しい問題だなと思っております。いかに生活と暮らしと密着させていくか、そういった観点からお伺いします。

この計画では、町、町民、事業者、滞在者、4つの主体に分けて役割分担を明記しております。このうち、住民のうち、個人個人というのはわかるのですけれども、環境保全に係る、環境にかかわる、この計画にかかわる団体、NPOとこういったものは想定されているのでしょうか。

○五十嵐 司議長 環境水道課長。

○野中英昭環境水道課長 答えいたします。

今回の計画の中で、NPOとか団体についての特出しというのはされておりましたが、あくまでも町民というふうな形の中で、計画として策定させていただいておりますので、ご理解願いたいと思います。

○五十嵐 司議長 7番、大桃英樹君。

○7番 大桃英樹議員 きのうの一般質問の中でも少し話がありました。個人の問題であったり、全体の問題を、じゃ行政でどこまで負担するのかという問題があって、やはりそこに関しては役割分担というものは必ず必要になります。行政が全てやるというのは絶対にできませんので、そういった視点が必要かなと思って質問しております。

そんな中で、私たち俯瞰したときに南会津町で、その環境を考える団体とかNPOですとか、団体の持つ役割というものは非常に大きい、市民生活にとっては重要だと思っています。

例えば、都市部と比べるとどうしてもこういった地域に暮らす者たち、私たちというのはどうしても意識が低くて、そういったものが住民活動、行政との協働でという部分で補填するような、協働の意識が非常に足りないのではないかなということを常日ごろ思っています。

そんな中で、例えば、ここでは明記していないということではございますが、恐らくこの計

画に携わる方の中でそういった活動をされている方、いらっしゃるのだらうと思います。例えばそういった保全活動であったり、環境について活動をされているような団体、NPOについて把握はされているのでしょうか。

○五十嵐 司議長 環境水道課長。

○野中英昭環境水道課長 答えいたします。

例えば、今回、策定のほうに参加いただいた審議委員の中には森の案内人であったりとか、そういった形での団体の方というふうなのは把握しておりますが、全体にわたっての把握というのは承知しておりません。

○五十嵐 司議長 町長。

○大宅宗吉町長 私からもちょっとお答えさせていただきたいのですが、その自然環境を守るといいますか、いろんなそれぞれの活動をする団体の活動内容というか、基本的な考え方、それは必ずしもいろんな団体があると思っています。ですから、目的そのものが全て一致すると、そのような方向性も一致すると、そのようなことは本当にあるのかということ、現実的に。

ですから、そこら辺のところも加えた、考慮した中で、町としては皆さん方と意見をしっかり交換して、そしてお互いができることを協力してやっていると、そのようなことになろうかと思います。ですからそういう意味では、全て把握しているわけではありませんけれども、こういう環境条例、基本条例を制定するに当たってだけではないのですが、1万本のヤマザクラの里づくり、これを通してでもかなり地域の意識は高まってきていると思います。

そしてまた、個人のそれぞれの意識も、全ての人と話をしているわけではないのですが、高まってきていると思いますし、そういうことも含めて、そしてまた災害もいっぱいあると、起こってきていると。

そしてこれからの、将来の南会津町、森林をどうしていくのかということ、物すごく大きな考え方の中で、皆さんの気持ちは少しずつ意識はされてきているのかなと、そのようにも感じています。

ですから、その指針となるべく、その基本的、環境基本計画であるものですから、これからそういう意味では、またそういうNPOであったり、いろんな自然を守るような団体とか、地域の環境を考える、そういう動きが出てくるものと、私はそのように思っております。

ですから、時間の推移とともにそういうことをしっかり町としても捉えて、そしてしっかり説明して、そしてこれからの環境づくりをしっかりとやっていくということを基本的に考えていきたいと思っています。一朝一夕で環境、できないので、これからずっと継続したものが環境の南

会津町としては大事な役割担ってくると思いますので、そんなことをしっかりと心得た中でやっていきたいと思いますので、ご理解をお願いしたいと思います。

ですから、グループを特定してやっているわけではなくて、いろんなグループが出てくると思いますが、そういう人たちともしっかり連携した中でやっていければなど、そのように思っております。

○五十嵐 司議長 7番、大桃英樹君。

○7番 大桃英樹議員 1万本のヤマザクラ、この事業を通していろんなことが深まっていくことを期待してやみません。ですから、やはりそういった狙いがあるということ、この環境計画を通して達成したいものがあるということございましょうから、ぜひ折を通して、そういった機会を見て、ぜひそういったことを理念的なことをいかに植えつけていくか、そういったことも意識しながら事業を進めていただきたいと思っております。

そんな中で、進行管理の部分に移らせていただきますが、やはりホームページ、広報等を使って、啓蒙していきますというのはずっとここ、インターネット時代になってからずっとこの言葉が並べられているものの、なかなか進まないというのが現実なのではないかなと思っております。ここがまさに悩ましいところではあるのですけれども、実際にああいった植樹祭をやったり、地域でのそういった植樹というものを促進することで少し意識がそっちに、町民の意識が向くということ、あろうかと思えます。ですから、こういった計画、往々にしてこういった言葉で流してしまいがちなのですけれども、具体的に、じゃホームページでどうするのだ、じゃ広報どれくらい、例えば12回のうち何回やるのですかとか、そういったことが非常に必要かなと、計画の段階で必要かなと思っておりますが、計画の段階でそういったことを議論されているか、計画があるか伺いたいと思います。

○五十嵐 司議長 環境水道課長。

○野中英昭環境水道課長 お答えいたします。

策定の段階で町民に対する方、それから今回の場合については、滞在者の方々に対する周知というものが議論になっております。滞在者の方に対する周知としましては、概要版等を旅館とか民宿とか、そういったところに配布しながら、滞在者の方々にもわかっていただくような形で周知していきたいというふうな議論はされております。

それから町民向けに関しましては、今回の基本計画の本文のほうにうたっているのですけれども、55ページのほうに進行管理の仕組みと手順というような形でうたわれております。環境年次報告書を毎年度作成し、町民や事業者などに公表するというような形で審議会のほうでは

毎年、報告していくというような形となっておりますので、ご理解願いたいと思います。

○五十嵐 司議長 7番、大桃英樹君。

○7番 大桃英樹議員 例えば、この環境年次報告書の例えば広報での周知ですとか、僕はそういうところを具体的にやっていただきたいなと思っています。ぜひ、そういうところをつなげていくというようなことを意識に置いてやっていただきたい。

基本はやはり公表するということにあるかと思いますが、そうすることによって誰の目にも触れて、じゃどうなっているのということが皆さんにもおわかりになるのではないかなと思いますし、自分の頭で考えるようになったりするのかなと思います。ぜひ子供たちにそういったすばらしい環境を残すような形で、ぜひ、推進していただきたいと思ひまして、質問を終わります。

○五十嵐 司議長 ほかに質疑はありませんか。

13番、星光久君。

○13番 星 光久議員 この中で、分野別ビジョンという中で、鳥獣対策。これ県内で鳥獣対策の予定が来年の3月ごろまでの予定が、がんっと早まってしまって、とれ過ぎてしまって、これ南会津的には560頭という鹿の予定数があるのだけれども、既に520頭を超えている。

こういう中で、予算も含めて、その分野でどういう対応をしていくのか、今まで、例えば2万3,000円で県で引き受けますよと、ところが、それが終わっちゃったらだめですよというような形で、予算づけをどうするかって県から通知が来ているわけ。これは一つの環境基本計画の中に入っていると思う。

そういうような中で、町で、例えば、これからが多いの。これから多くとるのだけれど、とるしかないのだけれど。そういう中で町で予算組みができるのかできないのか、俺は試みが心配で、今までだと毎月報告しているのだけれども、今度はせっぱ詰まってきたもんだから、1週間、週別に報告してよこしてくださいよというような声、中身に入っているの、単純な質問で分野、専門的なあれ、なっかもしれないのだけれど、この一つのこれ、町としても大変な中身、今まで金額として2,000万円ぐらい、町さ負担をかけないで、県からもらっているわけ。県というか国からもらっているわけ。そういう中でどうなんべなと心配なんだけれども。

○五十嵐 司議長 町長。

○大宅宗吉町長 お答えいたします。

基本計画、これからのものとして、やってきたものではなくて過去のものもありますけれども、鳥獣対策、これとの整合性を図る必要が当然出てくるのかなと思います。この分野、ほか

にもあろうかと思いますが、そこまではまだ、なかなかその予算づけから事業等のことは中のほうで精査していないというのが現状であります。

いろいろ事業の進め方によって、県でやるものとそれから我々自治体がやるものともあろうかと思いますが、今、県のほうが、補助金が高いものだから皆さんにはそれを利用させていただいているのですが、各地、いろいろ聞くとどうしても高いほうを利用するというような状況にあるみたいです。

この間もちょっと新聞で見ましたが、イノシシも何万頭もとったとか、そういう話が県のほうでは報告がありますけれども、そういうことで実際にはそれだけ鳥獣被害が多いということであろうかと思いますが。ですからその辺の整合性と実際の現実ね、これはやっぱりこれから検討する必要があると思います。

ですから、きょう、こうしますとか、ああしますとかという答弁はできないのですが、その辺のほうも県のほうにもしっかりと状況を我々もしっかり伝えて、そしてその対策をまずしっかりとやってもらうということ。そうした中で、我々のこの環境基本計画として、我々の地にあった、状況にあった、それをしっかりと実行するということが大事なことだと思っています。

ですから、先ほどの年次の報告は皆さん方にもいたしますよというようなことの中で、皆さん方も意見を聞きながら、行ったり来たりの中でこれを実行していくということになろうかと思いますが、今のようなことも県のほうでもしっかりと現状を踏まえた中で、南会津町の状況を県のほうに報告して、こういう状況ですからもっとお願いしますとか、このようにお願いしますとか、そのようなことも町としての要望は、そっちのほうは県のほうに言っていきたいと、要望していきたいと思います。

ですから、整合性、数字が合わないとかそういうこともあろうかと思いますが、その辺はしっかりと検討して、本当に現実にあったように、そしてそれがしっかりと実行できるように町としては対応を考えていきたいと思っていますので、よろしくお願ひしたいと思っています。

○五十嵐 司議長 副町長。

○渡部正義副町長 今ほど、計画の中身での質問ということでございますが、計画書の本文の中では27ページに、野生生物鳥獣対策ということで位置づけをさせていただいております。さらに、28ページのほうにそれぞれ、町、事業者、滞在者の役割ということで示しているというのが環境基本計画の中の位置づけでございます。今ほど議員からお話をいただきました、捕獲頭数等の分野につきましては、また別物だというふうに考えておりますので、予算も含めてでございますが、そのようにご理解をいただきたいと思っています。

○五十嵐 司議長 13番、星光久君。

○13番 星光久議員 それで例えば、やり方として本当はこれからが多く捕獲する時期なんだけど、既に捕獲頭数さ達しているような中で、県からは予算を含めてどうすっか、打ち切りますよというの来てるわけ。ただ、やり方としてこれからの分、ほんだら町さ負担かけないで、焼却だの証明だけもらって、とっとけっかちゅう中身もあるわけな、やり方として。そういう形で実質、1月から3月までになっちゃうのは70%ぐらいとるものだから、その分ほんじゃどうするかなってそういうこと。でけえ冷凍庫、大型冷凍庫だでも入れるような形に、具体的だとそうなってちゃうか何だわからないけれども、なかなかやっぱり大変な状況になってるということは間違いないの。

それで町同士の、県の格差というか、1万円の金額、融通する格差があるんだから、そうなっとし、やっぱりちょっとでも多くでももらうためにとっとけっか、保管しておいてやっかどで、またこれ来年になったときその頭数じゃ、ぱかんと上がっちゃまい、追っかけっこやっているみたな形になるものですから、そこらも含めて、さっきは町長、予算も含めて考えなくちゃならないちゅうことと言っているから、考えてもらうしかないんだけど、ただ、これ農林課でも対応できないちゅうか、そういう形で俺は本当、課としては対応できないなちゅう意見もらっているもんだから、そこらひとつ、また含めてよろしくお願ひしたいと思って。

○五十嵐 司議長 町長。

○大宅宗吉町長 私から答弁させていただきますが、今回のこの基本計画はあくまで計画です。ですから、今やっているのは、これまでのやってきた有害鳥獣害の対策の事業なので、それとはまたまた違う話だと思っています。

ですが、現実には、今、議員おっしゃられたことは現実として、私ども受けとめて、先ほども私、申し上げましたが、県のほうにもそういう状況をしっかり説明して、そして県の対策と、じゃできなかつたら南会津町としてどのようにするのかということも含めて、その辺は検討させていただきたいと思います。

ですから、今回はそういうことで、その予算とかそういうことではなくて、基本的な環境基本計画の内容で、その中であるならば我々もしっかり検討しますし、その予算のことに関しましては、これからいろいろ県のほうにも私も状況を説明させていただいて、そして県のほうにも対応いただくような、そのような方向性の中で要望したいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○五十嵐 司議長 いいですか。

○13番 星 光久議員 はい。はい、終わり。

○五十嵐 司議長 ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○五十嵐 司議長 これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○五十嵐 司議長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○五十嵐 司議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



◎議案第91号の質疑、討論、採決

○五十嵐 司議長 日程第10、議案第91号 南会津地方広域市町村圏組合規約の変更についてを議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○五十嵐 司議長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○五十嵐 司議長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○五十嵐 司議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



◎諮問第2号の質疑、採決

○五十嵐 司議長 日程第11、諮問第2号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを議題とします。

直ちに質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○五十嵐 司議長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を省略し、採決します。

本案は諮問のとおり適任とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○五十嵐 司議長 異議なしと認めます。

よって、諮問のとおり適任とすることに決しました。



◎議案第92号の質疑、討論、採決

○五十嵐 司議長 日程第12、議案第92号 平成30年度南会津町一般会計補正予算（第3号）を議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

11番、山内政君。

○11番 山内 政議員 補正予算のページ20の民生費の保育所費、委託料の追加の説明。

続きまして、一般補正22、農業振興費、産地パワーアップ事業補助金の追加の説明。

それから、一般補正33ページの公共土木災害復旧費の23の償還金の、返還金ということの、懇談会で説明ありましたけれども、その3点について質問をいたします。

初めに、この田島保育所の、保育園ですか、1,000万円以上の追加ということになっておりますが、これの中身について質問します。

○五十嵐 司議長 健康福祉課長。

○阿久津勝英健康福祉課長 答えいたします。

田島保育所の1,000万円以上の補正ということでお答えいたします。

こちらは、田島保育所のほうで障害児保育を実施しております、現在、軽度、重度それぞれ数名の子供がいらっしゃるのですが、その部分で、障害児保育の委託、国の認定される経費があるのですけれども、そちらのほうで5カ月分、そして8月から障害児が新たに認定されて、そのお一人分の追加もございます。そしてあと、除雪費に関しまして国の単価と同様の単価で町でもお出しすることになっているのですが、現在の人数を掛け算してあります。

そしてあと、処遇改善加算ということがあります。それは、それぞれのところで国の定めがありまして、それに基づきまして支出されているものでございます。そういったものを全部あわせまして、通常の運営費につきましても追加がございまして、合計で1,000万円ほどの追加になっております。

以上であります。

○五十嵐 司議長 11番、山内政君。

○11番 山内 政議員 障害児の委託ということで、本当にぜひ、進めていただきたいというふうに思います。

この処遇改善加算というものは前にも、そういったことであつたのですけれども、我々予算の議決をするのですけれども、処遇改善の結果というものが全然報告とかされないというのが現状なのですが、これはプライバシーなのでする必要がないという考え方でよろしいですか。

○五十嵐 司議長 健康福祉課長。

○阿久津勝英健康福祉課長 答えいたします。

処遇改善加算につきましても公表ということもございまして、結果的に保育士さんのほうの給与に反映されているものでありますので、ご理解いただきたいと思っております。

○五十嵐 司議長 11番、山内政君。

○11番 山内 政議員 言葉としては理解しますが、それが例えば、議員まで来なくてもいいけれども、役場職員では幾らか上がったよということが確認できるのか、そうじゃないと私たちが予算を認めるに当たって、何の確認もしないのに予算を議決してしまったということになるわけですから、その辺のところはどうですか。

○五十嵐 司議長 副町長。

○渡部正義副町長 今ほど処遇改善のご質問をいただいているわけですが、制度上、入所した子供たちへの状況を踏まえた精算での、今回、中間での補正ということでございます。

多分、議員お聞きしたいのは、それが具体的にそれが保育している人の賃金にどう反映されているのかということだと思いますが、その詳細については、我々のほうで全てが把握しているわけではないということをご理解をいただきたいと思います。

○五十嵐 司議長 11番、山内政君。

○11番 山内 政議員 ということは、これは国のその制度にのっとり、それなりの通達があれば予算を計上していくんだよと、そういう理解ですか。

○五十嵐 司議長 副町長。

○渡部正義副町長 今ほど議員が言われましたように、受け入れている子供たちの実態とあわせて加算の算式がありまして、それで交付するというルールに基づいた積算でございます。

○五十嵐 司議長 11番、山内政君。

○11番 山内 政議員 それは了解しました。でも、どこかで見えるかということも必要だと思いますので、何らかの形でしっかりと見ていただきたいなというふうに思います。

それから次に、これも1,900万円台の補助金の追加がなされておりますけれども、所管が違いますので、なかなか説明をいただけませんので、この辺について説明をお願いします。

○五十嵐 司議長 農林課長補佐。

○室井利和農林課長補佐 お答えいたします。

一般補正22ページの19番負担金補助及び交付金の1,983万6,000円分についてでございますが、まず、産地パワーアップ事業補助金でございます。こちらにつきましては、農業経営の規模拡大によりまして、農業所得10%以上の向上、または生産コストの10%以上の軽減を図ることによりまして、農家の所得の向上を図る事業でございます。来年度の作付に間に合わせるために、南郷トマト生産組合、そちらのほうでハウス11棟、自動かん水施設2カ所を購入する予定でございます。それとあわせてまして稲作農家1名でございますが、こちらに対しましては、コストの削減を図るということで、田植え機、密苗仕様、こちらのほうを1台リースするとい

うことで、こちらのリース分の支援でございます。

続きまして、多彩なふくしま水田農業推進事業でございますが、こちらの180万円につきましては、こちらについては県産米が日本酒育成支援事業ということで、県内の日本酒につきましては、高い評価を今、現在得ているところでございまして、日本酒の品質向上を図りまして、販売量の増加につなげ、さらには米の生産、福島県のブランド米でございます夢の香、こちらの生産の向上につなげるという事業でございます。町内の酒造企業に対しまして、こちらに洗濯機と蒸気乾燥機、こちらをリースするということで、こちらによりまして品質の向上を拡大するというものでございます。

続きまして、機構集積協力金でございますが、こちらにつきましてはまず、地域集積協力金ですが、農地中間管理機構を活用しまして、担い手の農地集積、集約を図れた地区に対して、こちら今回は該当する地区が9地区でございます。こちらに交付するものでございます。

もう一つ、経営転換協力金でございますが、こちらにつきましては、農業者が水田経営を離農しまして、農地中間管理機構にそちらの水田を全て貸し付けることによりまして、耕作者、園芸作物のみでございますが、こちらを耕作するという方に対して、5名、今回該当する方が5名いらっしゃいますので、5名に対し交付するものでございます。

もう一つ、耕作者集積協力金でございますが、こちらにつきましては、既に中間管理機構に貸し付けられている農地に隣接する農地に貸し付けをする場合に、協力者、農業者に対して交付する交付金でございまして、今回、約30名の方が該当する予定でございます。

以上でございます。

○五十嵐 司議長 11番、山内政君。

○11番 山内 政議員 了解しました。

続いて、議員懇談会でも説明をいただきましてけれども、町道中山線関係の償還というところでありますが、幾つかちょっと質問をさせていただきます。

まず、平成30年5月16日から8月31日まで、工事中止命令を出したということで説明をいただきましたが、9月1日からは工事を再開されたのですか。

○五十嵐 司議長 建設課長。

○月田 啓建設課長 お答えいたします。

今回の工事につきましては、8月の途中までボーリング調査等を実施しまして、その後、その新たな工法によりまして、担当と、監督員のほうでいろいろ業務の内容を詰めておりました。ある程度その方向性が決まったことから、予算要求、前回の議会のほうで1,500万円、要求を

させていただきます、その内容につきまして14日にご議決をいただきました。

お盆過ぎから新たな工事内容の協議をしております、9月4日付で新たな工法での部分を町の監督員から現場代理人に工事の協議書という形で提出をさせていただきました。現場に入る準備をその中で指示していたところでございますが、9月12日付の回答書の中で、工事数量を考慮すると期間内の完成は不可能であります、当該契約の解除及び施工分までの精算をお願いしたいというような回答がございました。

回答書はいただきましたが、会社側と何とか施工できる方法を模索しておりました。しかしながら、その結論には至らず、翌週私から社長さんへ電話をしまして、工事協議書の中で契約解除の記載がございますが、会社の総意ですかというような確認をしまして、社長さんから会社の総意ですと回答があったものですがから、契約解除に正式に至りましたので、9月1日からは現場のほうには入っていないというような状況でございました。

以上です。

○五十嵐 司議長 11番、山内政君。

○11番 山内 政議員 内容的にはわかりました。南会津町の財務規則の中にもそういった双方から申し出るということが記載されておりますので、法的には特段、間違っていたというふうには認識しておりませんが、少なくともこの5月から8月というのは、多分、建設現場で働く者にとっては、一番仕事をしやすく、本来、一番成果で出る期間であったのではないかなというふうに感じております。

現場を3カ月以上も離れるということは、会社にとっていかに大変か、これは本当に想像にかたくないというふうに思っております。この調査中、少なくとも9月ではなくて調査中にもう少し、会社との協議をして配慮することができなかつたのかなというふうに思うのですよね。9月12日の回答でだめだということだったのですけれど、既に14日で我々議会は議決をしていますよね。その辺のところというのは、ちょっと私は配慮に欠けているなというふうに思うのですが、いかがですか。

○五十嵐 司議長 建設課長。

○月田 啓建設課長 お答えいたします。

確かに工事としては一番忙しい時期でございます。しかしながら、5月に床掘りをして、地すべりが発生したということで、その後の梅雨の時期もありますし、その場で、現場で何だかという工事を進めることも非常に危険でございますので、そこはできなかつたということでございます。

その間のやりとりにつきましても、その前段で協議をさせていただきましたし、会社のほうでやりくりをしていただいたということで、ございますので、ご理解をいただきたいと思えます。

○五十嵐 司議長 11番、山内政君。

○11番 山内 政議員 今後、やはり工事を請け負った業者が途中で辞退するようなことがないような、そういう事態が起こらないように、現場を一番よく知っておられる監督員と現場代理人で緊密な人間関係を持ちながら、工事が進められるようなことでぜひ進めていただきたいというふうに思っております。

次に、後を引き継いだ、多分、同じ現場だというふうに思うのですけれども、その会社、随意契約でということをお話をされたかと思うのですけれども、その随意契約の理由というのはどういふことですか。お願いします。

○五十嵐 司議長 建設課長。

○月田 啓建設課長 お答えいたします。

9月14日にご議決をいただきました1,500万円を活用しまして、必要最小限の工事ということで発注をしました。その議決後に入札を行うということになりますと、直近の指名委員会が9月25日になりました。入札の執行が10月11日ということになりますので、その入札を待ちますと、1カ月間おくれて、約1カ月おかれてしまいます。この期間の1カ月というのが重要で降雪期もありますし、少しでも早く現場に入っていきたいというような思いから、そういった理由で随意契約をしていただきました。

○五十嵐 司議長 11番、山内政君。

○11番 山内 政議員 この場合の随契ということでありまして、予定価格の設計とか、入札というのは1点を示してやったのかどうかもわからないですが、多分、設計ももう一度組み直したのかなと思うのですが、その辺はどうですか。

○五十嵐 司議長 建設課長。

○月田 啓建設課長 お答えいたします。

設計につきましても、当初は大型ブロックの国の補助に対して増工となる部分の予算化をしました。今回は最低限と言いますか、沢からの水が避けられるように積みブロック工ということでございまして、本来、国の基準書によれば、ある程度の安定勾配とか必要になるのですが、それを経験上の部分で少し工事量を減らした中で設計を組み直しまして発注したということでございますので、ご理解をいただきたいと思えます。

○五十嵐 司議長 11番、山内政君。

○11番 山内 政議員 了解しました。今後のこれからもその工事は続行されるというふう
に考えるのですけれども、この懇談会で示されました未着工区間というのは、今、現在どうい
うふうになっていますか。

○五十嵐 司議長 建設課長。

○月田 啓建設課長 お答えいたします。

今回の手取3号の奥に被災箇所2カ所ございます。今、現在、未着手となっております、
この3号の道路を活用しながら、来年度進めていくような予定でございますので、ご理解をい
ただきたいと思えます。

なお、並行してと言いますか、ちょっと遠回りになるのですが、林道手取線というのものも、
ことし9月に竣工しておりますので、春先からはそちらの林道を利用しての工事も可能という
ことでございますので、ご理解をいただきたいと思えます。

○五十嵐 司議長 11番、山内政君。

○11番 山内 政議員 わかりました。工事を廃工した工事は、今、下の部分やっている
ということで、今説明をいただきましたけれども、その上部については再度やるという理解で
すか。

○五十嵐 司議長 建設課長。

○月田 啓建設課長 お答えいたします。

上部の2工区も館岩工務所さんと契約をしております、会社の意向も確認しましたが、次
年度、工事に入って施工するという確認をしております。

以上です。

○五十嵐 司議長 ほかに質疑ありませんか。

1番、貝田美郎君。

○1番 貝田美郎議員 私のほうから大きな質問2つでございますが、2つ目は今とダブる可
能性がありますのでいいのですが、まず、1点目でございますが、一般補正の21、農林水産業
費の農業委員会費ということで報酬、134万4,000円追加という形になっておりますが、この
追加はどういった内容でしょうか。

○五十嵐 司議長 農業委員会事務局長。

○五十嵐 小一郎農業委員会事務局長 お答えいたします。

この一般補正21ページの農業委員等報酬で134万4,000円のおただしでございますが、こち

らは、新たな農業委員会制度で、今年度から初めてやります。新しい体制になりまして、新しく交付金というものができまして、それに乗ったものでございまして、今回、県のほうから内示をいただきましたので計上させていただいたものでございます。

内容としましては、農業委員との農地利用最適化推進委員が地域で活動をした場合に、その成果に応じて支給するという条例上では能率給に分類される部分ということでございます。

以上でございます。

○五十嵐 司議長 1番、貝田美郎君。

○1番 貝田美郎議員 能率額かと思えますけれども、能率額の中で活動分類が1から5まであったかと思えますが、その1から5の中でどういった活動が一番多かったのか。また、その多かった内容でどういった話というか、簡単でよろしいのですが教えていただきたいと思えます。

○五十嵐 司議長 農業委員会事務局長。

○五十嵐小一郎農業委員会事務局長 ただいまのご質問は、この活動に対して、活動報告ということで提出していただくわけですが、その内容が1から5までの分類で報告をいただくということで、その一番多いものということでございますが、今、現在、これは3月までの実績ということで最終的にはなります。現在まで一番多いのは、やはり2番の遊休農地の確認、調査ということが一番多くなっております。その次には1番の農地利用の調整活動、そのような現在の状況ということでございます。

○五十嵐 司議長 1番、貝田美郎君。

○1番 貝田美郎議員 能率額、もっと高くなっていくのかなと予想しております。というのはやはり、遊休農地がかなり今、ふえておまして、そういった中で、農地を持っておられる方も多々悩んでいる方が多くいらっしゃいますので、そういった中でこういった推進委員の方々が本当に一人一人、相談を受けながら遊休農地のあり方について、これから今後、農業委員会というのが本当に重要な役割を果たすかと思っておりますので、これらがもっと高くなるように、支給額が高くなるように、ひとつ、活動内容を充実させていただければなと思っております。

じゃ、続きましてもう一点。

○五十嵐 司議長 もう一点ですか。

○1番 貝田美郎議員 続きまして、もう一点でございますが、山内議員も質問、ございましたが、農業費の農業振興費負担金、補助金及び交付金という中で、多彩なふくしま水田農業推

進事業というのは、これ新事業で、平成30年から平成32年度の事業かと思いますが、これ、先ほどリース料と言われましたけれども、180万円というのは3年分を含んでのリース料なのか、単年度のリース料の180万円なのか、ちょっと確認したいと思います。

○五十嵐 司議長 農林課長補佐。

○室井利和農林課長補佐 答えいたします。

リース料につきましては、多彩なふくしま水田農業推進事業でございますが、こちらについては全体で360万円でございます。そのうち、県単事業ということで、50%の補助でございます。今回その半分の180万円ということで、リース期間については7年間で計画しております。

○五十嵐 司議長 1番、貝田美郎君。

○1番 貝田美郎議員 これ県の補助、3年間という項目だったかと思うのですが、その7年間というのは、あとの4年はあれですか、本町一般財源ということでよろしいですか。

○五十嵐 司議長 農林課長補佐。

○室井利和農林課長補佐 答えいたします。

先ほどの私の答弁でございますが、対象期間が、減価償却期間が7年ということで、基本的には単年度の補助でございます。

○五十嵐 司議長 1番、貝田美郎君。

○1番 貝田美郎議員 その件、了解いたしました。

新事業というようなことでございますので上がってきたかと思っておりますので、こういった本町に乾杯条例から、本当に本町は酒蔵が4つありまして、本当に酒に対しての気持ちは高いものでございますので、ぜひこういった交付金事業ですか、活用していただきたいなと思っております。

その下にある、先ほど説明がありましたが、機構集積協力交付事業というのは、本町も平成27年だったかな、要綱がつくられているようでございまして、この近年はあれですか、この交付事業というのはあまりなかったのですか。これは当初予算には上がっていなかったかと思うのです。なので、今まで余り活用がなかったというようなことでよろしいのですか。

○五十嵐 司議長 農林課長補佐。

○室井利和農林課長補佐 答えいたします。

地域集積協力金、農地中間管理事業でございますが、こちらについては平成26年度から実施をしている事業でございます。今回、補正予算のほうで計上させていただいたというのは、こ

こちらの農地中間管理機構への契約が完了した時点での見込みが立ったという時点で、補正のほうで対応させていただいているという現状でございます。

○五十嵐 司議長 1番、貝田美郎君。

○1番 貝田美郎議員 なるほど、そういったあれだったのですね。今回、該当したのかなという思いの中で、ちょっと調べものをしていたので私の質問、大変あれだったと思いますが、うちの町で要綱がある中で、これを先ほどの農業委員会の中で遊休農地の関係がありましたけれども、ぜひ、この中で機構が入っているの、なかなか機構の関係でなかなか融通がきかないのでしょうか、こうした部分の中で遊休農地等の人たちが、こういったものに即該当できるようなものを何かこうないのかなという思いがあって、これ該当するのではないかという思いがあったのですが、よく読むと該当しないような、その機構関係があるのですが、ちょっと機構の内容を簡単に説明していただけますか。

○五十嵐 司議長 農林課長補佐。

○室井利和農林課長補佐 答えいたします。

まず、機構でございますが、こちらにつきましては福島県の農業振興公社が農地中間管理機構にかわりまして実施をしている事業でございます。先ほど来、説明をしておりますが、担い手関係に係るものの集積をするという、いわゆる農地バンク的なことを実施しているところでございます。

先ほど答弁をいたしました、町内においては平成26年度から、毎年数件ずつ実施をしているような状況でございます。

○五十嵐 司議長 1番、貝田美郎君。

○1番 貝田美郎議員 簡単に言うと農地バンクというような話をされましたが、そうすると遊休農地を持っておられる方も、その機構に簡単に農地バンク的に入れるということを考えていいのですか。

○五十嵐 司議長 農林課長補佐。

○室井利和農林課長補佐 答えいたします。

こちらの遊休農地につきましては、契約外となっております。農地バンクに貸し付けをする場合には遊休農地を解消しなければならないということになっておりますので、ご理解願いたいと思います。

○五十嵐 司議長 1番、貝田美郎君。

○1番 貝田美郎議員 ならないということですが、遊休農地にならないようにここと思っ

たので、そういった質問をさせていただきましたが、その点、了解いたしました。

これからもこういった機構の中で、こういった地域の方、農業をされる方、また土地の当事者、こういったものがあるということがあるので、そういった具体的なものをもっとわかりやすく、そういった方々にお知らせできればなと思って、質問を終わります。

○五十嵐 司議長 1番議員の質疑を終わります。

ほかに質疑はありませんか。

10番、楠正次君。

○10番 楠 正次議員 ページ23の6の2の2の林業振興費の19節、それとページ25の7の1の4、15節工事請負費、この2点について質問をしたいと思います。

農業振興費の負担金補助及び交付金の中で、林産業人材育成支援事業補助金（減額）の300万円、そしてそれと森のエネルギー創出事業補助金、これの500万円をもう少し具体的に……

○五十嵐 司議長 10番議員に申し上げます。もう少しマイク近づけてください。

○10番 楠 正次議員 300万円と500万円の減額がこの中に記載されておりますが、この説明を求めたいと思います。

○五十嵐 司議長 農林課長補佐。

○室井利和農林課長補佐 お答えいたします。

1点目の林産業人材育成支援事業補助金（減額）の300万円でございますが、こちらにつきましては、林業成長化推進会議の構成員であります団体及び法人に対しまして、新規の雇用をするに当たりまして補助を交付する事業でございます。今年度につきましては、当初4名分の雇用をする計画ではございましたが、雇用希望者がまずハローワーク等に応募をかけたのですが、まずいなかったという点と、こちら年齢制限がございまして、45歳以下となっております、1つの企業については46歳以上の雇用があったということで、雇用された1社を除きまして、3人分については今回、減額をするものでございます。

○五十嵐 司議長 10番、楠正次君。

○10番 楠 正次議員 3人分で300万円ということは、単純に割り算で1人100万円予定の部分でなくなったというふうに理解してよろしいですね。

○五十嵐 司議長 農林課長補佐。

○室井利和農林課長補佐 お答えいたします。

こちらにつきましては、1人月当たり10万円の補助をするということで、3人分ということで300万円ということでございます。

○五十嵐 司議長 10番、楠正次君。

○10番 楠 正次議員 月10万円で10カ月の算ということですね。わかりました。

その中の森のエネルギー創出事業補助金の500万円減額、この減額理由をお聞きします。

○五十嵐 司議長 農林課長補佐。

○室井利和農林課長補佐 林業成長産業化地域創出モデル事業、森のエネルギー創出事業の500万円分の減額でございますが、こちらにつきましては、森のエネルギー事業ですが、森林整備の推進、それと木質資源の有効利用を図るためということで、町内で生産された間伐材を購入する事業でございます。

今年度につきましては、当初、5,000立方メートルの間伐材の買い取りを見込んでございましたが、今年度の8月にふくしま緑の森づくり公社でございますが、こちらがある企業とのほうと会津木材協同組合、林産物売買契約ということで、当初見込んでいた数量分につきまして、こちらの会津木材協同組合のほうに木材が流れたと、納入されたということで、こちらの分の減額の補正でございます。

○五十嵐 司議長 10番、楠正次君。

○10番 楠 正次議員 5,000立米を見込んでいたけれども、会津木材協同組合。これはどこにあるのでしょうか。個人、民間会社だと思うのですけれども。

○五十嵐 司議長 農林課長補佐。

○室井利和農林課長補佐 お答えいたします。

会津木材協同組合につきましては、長野地内でございます、旧ハマヤ砂利店の部分に現場がございます。そちらが会津ストックポイントということで、そちらのほうに納入している状況でございます。

○五十嵐 司議長 10番、楠正次君。

○10番 楠 正次議員 わかりました。そうすると今後もそれは続いていくのだ、そこに納品するということは、そちらのほうに納入業者にとって有利だということかと思うのですが、その辺はどうですか。

○五十嵐 司議長 農林課長補佐。

○室井利和農林課長補佐 お答えいたします。

今回の会津木材協同組合との契約単価を見ますと、今、現在、町の補助で出しております単価よりもそちらのほうが高いような状況になっておりますので、どうしても市場原理主義といましては、高いほうに材料が流れるのかなと、そういうふうに見込んでおります。

○五十嵐 司議長 10番、楠正次君。

○10番 楠 正次議員 わかりました。

それでは、25ページの7の1の4の工事請負費の中の、針生青少年旅行村、これは全体的にはいろいろな工事関係があるので、施設の中では増額になっておりますが、この中で管理棟の解体撤去工事請負費の減額、この減額理由をお聞きしたいと思います。

○五十嵐 司議長 商工観光課長。

○羽染正巳商工観光課長 お答えいたします。

針生青少年旅行村の中央管理棟の解体工事につきましては、当初、その管理棟が建つ前の土地がもともと畑でございまして、原形に戻すために当初の考えの中では解体後、客土30センチほどの施工を計画しておりました。そこで、針生区と協議しました結果、解体後、敷砂利の10センチの施工になりましたので、金額としましては139万3,000円でございますが、減額としております。

○五十嵐 司議長 10番、楠正次君。

○10番 楠 正次議員 畑であったものを宅地としてその管理棟が設置されていて、今回、地主さんにお返しするというので、また畑にということ客土が必要、原形復旧をしてお返しをするという予定は変わってはいないのですか。今、砂利ということだったので、その原形復旧ではなくなったのかどうかお聞きしたいと思います。

○五十嵐 司議長 商工観光課長。

○羽染正巳商工観光課長 まず、この土地は地権者が5人いらっしゃいまして、その地権者が針生区のほうに貸し付けをされまして、針生区から町が借用いたしまして、そこで宅地ということで建物を建てたわけです。そこで、当初、もともと個人の地権者のときが畑でありましたので、町としましてはそこまで戻さなくてはならないというような考えがございましたが、借用されております針生区が地権者と協議されまして、宅地並の敷砂利でいいというような協議が調いましたので、町としましては、敷砂利で戻して、原形復旧したというような内容でございます。

○五十嵐 司議長 10番、楠正次君。

○10番 楠 正次議員 それで、畑用の土を30センチ入れれば、139万3,000円、予定どおりかかったけれども、それが10センチになったためにこれだけの差額が出たという理解でよろしいですね。

○五十嵐 司議長 商工観光課長。

○羽染正巳商工観光課長 当初は30センチの部分については200万円程度のお金が、耕土30センチ入れるためにはそれくらいのお金がかかったのですが、10センチの敷砂利ということになりまして、その差額の139万3,000円ということになったということでご理解願いたいと思います。

○10番 楠 正次議員 はい、了解です。

○五十嵐 司議長 これで10番議員の質疑を終わります。

ほかに質疑はありませんか。

16番、星登志一君。

○16番 星 登志一議員 それでは、項目の中身とそれから予算の進行にあわせて、5点ほど質問をいたします。

1番目はページ13ページの町債について。2番目がページ24ページ、3の観光費の19節について。それから3番目がページ30ページの14の使用料について。それからページ33ページ、1の公共土木復旧事業について。それから33ページ、同じく公債費について、以上5点をお伺いいたします。

今回、12月議会で一般補正を見て一番びっくりしたのが、地方債の中身であります。今までですと、こういった例えば、一番下の合併特例債事業がこういった学校の空調に使われるなんていうことが、まず異例なことではないかなと。それから観光施設整備費で御蔵入交流館ですか、御蔵入交流館の事業に過疎債が使われているということというのは、私なりの考えですと、大分これは職員が苦勞して、こういった肉づけをしたのかなということ、それで職員にちょっと伺ってみたのですけれども、実は、御蔵入交流館の設備事業については一括してやることによって、大規模な、大きな金額になると。そうすると大改修という項目で上げていくと、該当するかもしれないということで上げた結果、過疎債が適用されたというようなことをお聞きしました。

それで、一般質問の中で高野地区でも小さな橋がいっぱいあるけれども、なかなか社会資本整備事業が縮小されてできないですとか、そのほかにもさまざま各集落で小さい事業があつてできない。あるいは我々文教厚生委員会が学校視察をしたときにも、1個1個の金額は小さいけれども、まとめるとかなりの金額になると。毎年出てくる予算の場合には、その計画の一部であるということで、もしもそれを一括してやれば、こういった事業債も使えるのかなと思って質問の項目に上げました。これについては、多分、町長と一緒に議員は何回も陳情に行くわけですから、ぜひ役場の行政としても、長いスパンの事業の計画を早く議会のほうに出していた

だきたいと、そういうことができるかどうか。

今、現在公共施設の見直しはやっていると思うのですけれども、ですから、多分予算に出てくるのは、その計画の一部でしょうけれども、そういったものを長いスパンで議会のほうにも示していただければ、議会も町長と一緒にいったときに、そうなんだよとか、相づちを打つとか、何かそういった行動ができるのではないかと思いますので、その辺のことを、今、予算をついている最中ですから、その辺のことを今後どのように考えているかお伺いします。

○五十嵐 司議長 副町長。

○渡部正義副町長 町債の部分の絡みから、町全体の今後の長期的な事業の見込みというようなおたがいでございますが、町では昨年、起債に関する、町債に関する今後5年間のヒアリングというものを内部で行いまして、おおよその事業の把握はしているつもりでございます。

しかしながら、毎年毎年、事業費、実際に始めるときには事業費もかかってまいりますし、新たな取り組みの事業もございます。そういったものを総体的にならしながら、それから当該年度での起債の額も余り膨れ上がらないように注意しながら予算編成をしているということでございます。

今ほど、そういったロングの事業についての議会の説明ということでございますが、起債計画の部分であれば精査をして、お出しすることは可能かというふうに思います。

○五十嵐 司議長 16番、星登志一君。

○16番 星 登志一議員 この件については、私も五、六年前からもう、こういうことができればいいなと思っていたことなのですけれども、合併特例債を常に私、意識してまして、果たして使い切れるのかなと、そういったものをあわせて、例えば学校の修復なんかを今後このくらいの金額があるのだから、何とかこれを一般財源でちょこちょこ直していたのじゃ町のほうの財政もたないから、何とかこういうものをまとめて、学校のほうの例えば20年、30年たっている学校であれば、当然、修復は必要になってくるわけですから、そういったものを使えないかというような運動をするためにも、私はそういった全体像をみんなに明らかにしたほうがいいのではないかなと。

それで特例債の使い方、余っているのであれば、議会と行政と一緒にこの使い方を国のほうに変更してもらおうような活動が必要じゃないかと思うのですけれども、それ、成功するかどうかはわかりませんがね、そういった行動も必要じゃないかと思うのですけれども、いかがでしょう。

○五十嵐 司議長 副町長。

○渡部正義副町長 起債関係の活用ということで、例えば過疎債であれば、過疎計画に乗った事業、それから合併特例債であれば、新町まちづくり計画に掲載されている事業という大きなくくりがございます。

それで、最近、町として取り組んできたのは、過疎対策事業債の中で、ソフトに関する事業、こういったものに活用できないかということで、全国的な事例等を調べながら、該当するものについては、該当させると。もちろん先ほど申し上げましたように、全体の起債総額を見ながらということですが、そういう部分では、うちの財政サイドのほうでは、非常に情報を収集しながら、活用が可能かどうかという視点での調査研究は行っているということがございます。

それから、国への要望等のお話でございますが、今、現在、財政に関する運営についての要望活動、これについては会津総合開発協議会という大きな団体で、構成団体のほうから財政部分については、こういったところを支援してほしいというような部分をすり寄せをしながら、今やっているところでございます。

単体の町村でという話に聞こえるわけですが、その部分は直接、内容お伺いをして、そういったもっと大きな組織で国全体に考え方を直していただくというような動きは必要のかなというふうに感じております。

○五十嵐 司議長 16番、星登志一君。

○16番 星 登志一議員 私は単体でもと言ったので、副町長の答弁そのとおりでございます。その会津総合とかそういったところ、なぜ、私は経営者ではないですけれどもね。

会津総合でも全町村が一括して応援していただければいいのですけれども、ただ、合併特例債となると、俺のところ合併していないよとか、福島県で言えば合併したところがみんな集まって、じゃ一気に特例債の使い方、非常に使い道悪いから、今後直していこうということになればいいと思うのですけれども、ですからそういった意味では、町長のほうでどんなふうに感じているかなんのですけれども、福島県のその実際に合併したところで、合併特例債が使い悪いとか、もうちょっとこういうところを直してくればいいのかなんて話があれば、ちょっとお答えいただきたいのですけれども。

○五十嵐 司議長 町長。

○大宅宗吉町長 お答えいたします。

合併、そもそもの話、もうあることはあります。合併しないところはもうこのままでいいよという。この間の全国の町村会の大会の中でも、合併はすべきじゃないみたいな意見もありま

したし、それはそれぞれの自治体の考え方なので、私は云々どうの、その話はしませんけれども、ただ、先ほど副町長も答弁させていただきましたけれども、やっぱり合併特例債のその利用の条件といたしますか、合併した町村はもちろんでありますけれども、そうした中でこれからの推進する中での対象、計画している中の対象事業だということ。これ枠を取り払っちゃうと、過疎債だか合併特例債だかわからなくなっちゃうという事態も出てくるかと思いますが、でも、余り身近な人たち、合併した町村の中ではそこまでの話はないです。

ただ、いろいろ広域圏とか、そういう町村の中での事業を進めるときに、それを使える町村があったり、使えない町村があったり、この不都合というのか、整合性がとれない部分があるのかなど、そういう感じは持っていますけれども、私どもは合併した町村ということで、逆な意味で我々はそれを利用させてもらっているのかなというような感覚がございます。

確かに、いろいろ制約があるわけでありましてけれども、そうした中を、種別、判別、我々が何といたしますか、選択しながらやっぱり利活用を考えていくべきだろうと思います。

今回の、その学校の空調の事業でありますけれども、私どもは9月の議会で保健室程度ということで計画したわけですがけれども、国のほうが補助金つけるということで、急遽それを利用する、しない手はないということで、いろいろな町の状況を踏まえた中で、町の対策を考えたわけでありましてけれども、そのようなことがあれば、やはりまたそういう合併特例債がいいのか、過疎債がいいのかと、そのようなことになるかと思いますが、財政のほうともしっかり協議しながら、私としてはやっていきたいなど。

ですから、余り、特段、言われることがあります。合併したところはいいいよな、合併特例債あるからと言われますが、余り特段、そういう話はないですね。ただ、もう少し、やっぱりまだまだ、いろんな地方創生であったり、影響があるので、その辺の配慮はお願いしたい。できればなど、そういうふうな話があることはあります。

○五十嵐 司議長 16番、星登志一君。

○16番 星 登志一議員 実は、ことしの台風、長野の大関というところが崩壊寸前でありまして、あそこ結構距離が長いので、なかなか一般財源で直そうと思うと相当の金額になっちゃうのではないかな。相当の金額になってくると、多分受益者負担というのも多くなってくるのではないかな。ですから、なるべく少ない金額でやるには、ああいうところも今後の地方創生と今、言っている世の中ですから、田んぼを守る意味でもそういうのも合併特例債に入れようとか、そういった動きをしていけばもう少し、地域の事業量もふえてくるんじゃないかなと、こんなふうに思ったので町債について少し突っ込んだ質問をしました。

次に移ります。

ページ24ページの観光費について。これは別にどうってことないのですけれども、実は、今回の☆園祭のときに女の子たちが3人ぐらい私の脇にいまして、ぺちやくちゃとしゃべっていまして、観光で、項目的には13番かな、地域発信の。

24ページの観光費の19番の負担金の南会津魅力発信創出事業補助金で470万円というのがあったらしいのですけれども、実は、ことしの☆園祭のときに脇のほうに若い女の子が二、三人いまして、ここの町はこういった花嫁行事、きれいだけれども、私たちにとっては全然インスタ映えないよねという話をしている。要するに誰かに送りたいかたつたのでしょうけれども、どうしてと言ったら、そのときに普通の観光地に行くと、花嫁さんだったら花嫁さんずらっと20人くらい並んでいる看板があって、前のほうに2つくらい穴があいていて、そこに私の顔を入れると、これインスタ映えるのよねと、どこの観光地に行ってもそういった何かちょっとした工夫してくれるのだけど、ここの町そういったものがないよねという話を聞いたものですから、そこにたまたま南会津魅力という項目を見つけましたものですから、そういったことをあわせたような今回の予算で、そんなふうな話が出たかどうか、あるいは今後検討するかどうかとその1点。

○五十嵐 司議長 商工観光課長。

○羽染正巳商工観光課長 答えいたします。

南会津魅力発信事業につきましては、まず目的としまして、特急リバティの利用促進と旅行商品の造成と誘客、会津高原4スキー場の利用増加を目指すということで今回の補正につきましては、2つの冬のツアーの造成を考えております。

それで1つ目が、団体ツアーが減少する冬季期間におきまして、ツアーを追加することで切れ目のない集客を図って、冬の南会津町の魅力発信ということで、1つ目は南会津行き、雪景色の周遊とかんじきウォークというような1泊2日のツアーを検討しております。これに対しまして、補助金が70万円。

あと2点目が、会津高原スキー、スノーボード、リバティキャッシュバックキャンペーンということで、リバティの往復券を提示いただいて、500円のキャッシュバックを行いまして誘客を図るという事業でございます。キャッシュバックを行いますが、各スキー場で500円のお得なプラン、リフト券であったり、つきであったり、あとはレンタルを含めまして、そんな感じのプランをつくっていただきまして、それをまたスキー場で利用していただきてを想定してございます。

それでトータル470万円の増額を計上してございます。

先ほどのインスタ映えの看板につきましては、確かに南会津町の中ではそのような看板はございませんが、町と観光協会等々でそのようなものがあつたほうが、☆園のところにつけたほうがいいかどうか今後、検討させていただきたいと思います。

以上です。

○五十嵐 司議長 16番、星登志一君。

○16番 星 登志一議員 続きましてページ30ページ。これは14の使用料において、ICTの活用教育事業というのがあります。これは我々、文教委員会も田島中学校と桧沢小学校に行つて、その使い勝手はどうですかということで聞いたところ、やっぱり非常に教えやすいと、子供たちも理解してくれるというような話を覚えています。それで、これとあわせてやっぱり今後のこういった教育というのは、こういった最新、先端のそういった機械を使うことは非常に大事だなと。

それでこれに絡みまして、実は、昨年度あたりからAIを使った授業、これはブラジル帰りの青年が新しく、ブラジルの教育方針と施設か、それを参考に去年立ち上げたAIの教育法なのですけれども、始めたならば、今までは学習塾とか何かで1人、2人が成績上がるという事例はあつたけれど、全員がそろつて点数が上がつてきたというような教育方法はなかつたと。

多分これはこのAIの機能、要するにAIですからタブレットみたいなので問題を解いていくわけです。解くと同じところを間違えると機械のほうで、ここはこうですよ詳しく教えてくれるような機械みたいなのですけれども。

ですからそういった最先端の機械を取り入れて、都会と比較してもこの地域はインターネットを使えば遜色ない教育、受けられるよと。これを中高一貫で使わせることによって、地元の学校に愛着を持たせるような、そういった教育ができるのではないかなと思ってちょっと質問の項目入れましたけれども、いかかでしょうか。

○五十嵐 司議長 教育長。

○星 英雄教育長 それでは私のほうからお答えしたいと思います。

まずは、本当にICTのほう、各学校で本当によく活用していただいて、子供たち、私も回つたときに大体の学校で使つていましたので、大変、活用率は高いなということで思っております。

また、議員、今おただしのおおり、今後はやはりそういう機器を活用した授業を逆にしなければいけないような時代になってくるかなと。社会に出ますと、もうそういう機械を使った会

社がほとんどですので、やはり学校のうちからそういう機械に接していくということは大事な
ことかなと考えています。

ただ、教育におきましては全てが機械になってしまったら、先生がいないわけですので、
やはり子供たちにふるさとの愛着を持たせる方法の一つとしては有効かもしれませんが、やは
り実際の自然に触れながら、実際に地元の人々に触れながら、やはりそういうところからふる
さを愛する心を育てることがやはり最優先かなというふうに思っていますので、そのように
考えておりますので、ご理解いただきたいと思います。

以上です。

○五十嵐 司議長 16番、星登志一君。

○16番 星 登志一議員 確かにこのAIを導入した塾でも、ある程度は機械だけれども最
終的にはそばにいる教師が教えないと、その使い方とか、人間とのコミュニケーションだとか
そういうのは教えなきゃいけないよという話はしていました。

じゃ次の33ページ、公共土木の件なのですけれども、これはこの前、町長も出席しましたけ
れども、交流館の災害復旧をやったときにドローンを飛ばしました。ドローンを飛ばす意味で
周りの人も言っていたのですけれども、災害の実態をなるべく早くやるためにはドローンはそ
んなに高くないから、1機か2機、西部、東部1機くらいずつやって、ただ、訓練士もいるの
でしょう、多分。訓練士が多分20万円とかそのくらい、いると思うのですけれども。

そういった災害についての来年度の対策。予算をつくる上でそういった検討はなされている
のかどうか。

○五十嵐 司議長 建設課長。

○月田 啓建設課長 お答えいたします。

建設課のほうでドローンの導入を次年度予算の中で検討をいたしました。しかしながら、操
作するための研修が、すみません、手元に資料がないのですが、何十時間とかある程度の時間
が必要でありまして、その人がいないと機械だけあっても使えないというような状況でござい
ましたので、次年度予算に向けては購入費のほうは計上しませんでした。確かにドローンの
活用につきましては、災害ですとか、あとは工事の完了ですとかいろいろな部分に使えますの
で、今後、高度利用というような部分では検討していきたいと思っておりますので、ご理解い
ただきたいと思います。

○五十嵐 司議長 町長。

○大宅宗吉町長 私からお答えさせていただきます。

今、建設課長、今、現状はこんな状況ですけれども、私としてもこのドローンの活用というのは災害ばかりではなくて、いろいろなところに活用できると思います。しかし、これを操縦するというか、その制約とか、いろいろ総理官邸にドローンがあったとか、そういう中でいろんな条件があるわけでありますから、そのこのところもしっかり調査した中で、町としていろんな分野で私は活用できると思いますので、これは来年に向かって検討していきたいと。そしてできるだけ導入できるようにやっていきたいと思います。

そのような方向性の中で検討してまいりますので、ご理解願いたいと思います。

○五十嵐 司議長 16番、星登志一君。

○16番 星 登志一議員 あわせて、例えば民間の会社なんかでも、例えば受講したいんだというときに、ちょっと受講料が高いとか、逆に役場の職員のほうが忙しくてなかなか長い期間受講しないととれないようにも聞いたので、逆に言えばそういった民間の人たちが取りたいときは半額だとか、何割かとりやすいような金額で民間の操縦士というのですかね、そういったのも育てるような助成事業もあってもいいかなと思うのですけれど、いかがですか。

○五十嵐 司議長 町長。

○大宅宗吉町長 お答えいたします。

もう既に、民間の中では導入されているところもあると聞いています。今後、全体的にどういうふうな方向性になるのか、とりあえず私としてはまず町だって、これ絶対必要だと思えます。ですから、そんなことで検討をさせていただきたいのですが、ただ、その状況の調査をしないと、なかなか、いろんなものがあるでしょうから、ですからそこらのところはちょっといろいろ調査しながら町としては検討していければなど、そのように思います。

ですから、まず私としては来年、このドローンを何とかしっかり町のいろんな対策の中で、導入できる方向性の中で検討してみたいと思います。全体の予算も考えなきゃならないので、ですけれども重要な事業だとも思っています。

○五十嵐 司議長 16番、星登志一君。

○16番 星 登志一議員 それでは、最後の33ページの12の公債費に移ります。

利子の部分で1,801万4,000円とあります。町債の償還利子が1,776万4,000円と。その下に一時借入金の金利、減額25万円とあるのですけれども、これ、想像の域ですけれども、高杖か、何か関係の金額が、利子の金額あれだったので、この2点についてその内訳をちょっと答弁していただきたい。

○五十嵐 司議長 総務課長。

○渡部浩治総務課長 お答えいたします。

この利子の関係なのですが、これにつきましては臨時財政対策債の利子の見直しを行いました。それによって、例えば民間から借りているのが1.69だったのを1.00に利子を見直しました。あと、政府系のものについては1.3を0.01に見直しましたので、それに伴って利子の分の償還がこのような形で少なくなったというものでございます。

それから、25万円の一時借入金につきましては、これは当初予算を組む際に予算書の中にもあるのですが、万が一あったときに町では5億円借りますよという決まりになっているのですが、借りたことはないのですが、そのものの利子の見直しも行ったものですから、その分として予算も減額したということでございます。

○五十嵐 司議長 16番、星登志一君。

○16番 星 登志一議員 25万円も使うということはそんなにうちの町、困ってねえんじやないかと思ったので、ひょっとしたら高杖に5,000万円貸しちゃったやつの、その関係のあれかなと思って、ちょっと聞いたのですけれども。

上のほうの1,776万円って、これ臨時財政対策債というのは、これ結構長い期間、残債になるわけでしょう。今、一番長いのは何年くらいまだ対策債残っているかな。

○五十嵐 司議長 総務課長。

○渡部浩治総務課長 お答えいたします。

ちょっと今、何年というのは手元にないのですが、今回、見直しを行ったものは平成19年のときのものを見直したということでございます。10年前のものを……10年、10年でいっているという形でございます。

○五十嵐 司議長 16番、星登志一君。

○16番 星 登志一議員 以上で終わります。

○五十嵐 司議長 これで16番議員の質疑を終わります。

ほかに質疑される方おられますか。

ありませんか。

〔発言する者あり〕

○五十嵐 司議長 ありますか。

それでは、ここで休憩とします。昼食休憩とします。

午後1時から再開します。

休憩 午前 11時55分

再開 午後 1時00分

○五十嵐 司議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

質疑はありませんか。

12番、高野精一君。

○12番 高野精一議員 21ページの農林水産のほうと、20ページ関してお聞きしたいと思います。

1点目は、この農業委員会の関係でございますが、先ほど1番議員がおおむね聞いたので、私はちょっと確認の部分でお願いしたいなど、こう思うのですが、今年度たしか農業委員の制度が変わって、農業委員が今、現在何人いるのか、あとその下部組織になっている、農地利用推進委員は今、何人いるのかをまずお伺いしたいと思います。

○五十嵐 司議長 農業委員会事務局長。

○五十嵐小一郎農業委員会事務局長 お答えいたします。

農業委員については、定数11名に対して11名ということでございます。農地利用最適化推進委員につきましては、定数19名に対して現在17名ということでございます。

○五十嵐 司議長 12番、高野精一君。

○12番 高野精一議員 それで、この農業委員会というのは、大体年間に通して会議を日数というのはどのくらいあるのか、ひとつお伺いしたいと思います。

○五十嵐 司議長 農業委員会事務局長。

○五十嵐小一郎農業委員会事務局長 お答えいたします。

農業委員会では、総会が毎月1回ということで、年間12回ということでございます。それ以外に、これは総会に大体日程を合わせて行いますが、農地利用最適化推進会議というものを年5回ほど計画しているというところでございます。

○五十嵐 司議長 12番、高野精一君。

○12番 高野精一議員 今回補正の中で、この職員の賃金及びその他の賃金が補正が多いのですが、ちなみに、農業委員の方の謝金というか、それは幾らくらいなのか、また、農業推進委員という人の謝金というのは幾らなのかお伺いしたいと思います。

○五十嵐 司議長 農業委員会事務局長。

○五十嵐小一郎農業委員会事務局長 お答えいたします。

農業委員の報酬は19万2,000円、農地利用最適化推進委員の報酬も19万2,000円ということ
でございます。

ただいまのは年額ということでございます。

○五十嵐 司議長 12番、高野精一君。

○12番 高野精一議員 おおむね、わかりました。なかなかこの農業委員になる方も、それ
からこの農地利用推進委員になる方も、なかなか手がないというような話を聞いており
ますが、これは、この線引きというか、そういう人たちを推薦するのに当たって、地区で人数
を決めちゃっているからだめだとか、それとも町全体でこの人数は欲しいのですよというやり
方をしているのか、その辺、お伺いしたいと思います。

○五十嵐 司議長 農業委員会事務局長。

○五十嵐小一郎農業委員会事務局長 お答えいたします。

まず、農業委員のほうにつきましては、全町を一つの区域として11名の定数でございます。
農地利用最適化推薦委員につきましては、町内を19区域に分けて、それは農地の面積等によ
って分けたものでございますが、それで、そこから1人ずつということで募集、推薦をした
結果ということでございます。

○五十嵐 司議長 12番、高野精一君。

○12番 高野精一議員 じゃ、この2名不足している分はどういうふうに関後するのかな。
それはお伺いします。

○五十嵐 司議長 農業委員会事務局長。

○五十嵐小一郎農業委員会事務局長 お答えいたします。

ただいまの状況で田島の第6区ということで、桧沢地区の高野、塩江、福米沢区域と、それ
から伊南の第2区ということで、旧大川地区、それから浜野、白沢、宮沢地区と、この区域が
欠員となっております。

なお、引き続き、区長さんあるいは農事組合長さん等に推薦のほうをお願いしてきていると
ころでございますが、今のところなかなか人選ができていないという状況でございますが、今
後、農繁期も終わりましたので、それぞれまた推薦のほうをお願いしたいなということで、農
業委員さん等についてもお願いをしているところでございます。

○五十嵐 司議長 12番、高野精一君。

○12番 高野精一議員 了解しました。

それでは、我が所管ではありましたが、ちょうど、私、都合によってこの出席していなかったもので、この民生費の中で児童手当給付金と、母子父子の給付金の中からお伺いしたいと思うのですが、これ、増加している予算であります、1つは、ひとり親というのがふえている傾向にあるのかどうかお伺いしたいと思います。

○五十嵐 司議長 健康福祉課長。

○阿久津勝英健康福祉課長 答えいたします。

ひとり親世帯がふえているかというご質問でございますが、人数については把握してございませんが、全体的にふえていると報告を受けております。

○五十嵐 司議長 12番、高野精一君。

○12番 高野精一議員 人数は把握していなくても全体的にはふえているということですが、これ、1つはこの児童手当というのは、何歳までひとつ、ほんじゃお伺いしますが、何歳まで支給になるのか。あともう一つは、この母子父子の関係で、何歳までを父子母子扱いにするのかを、子供の年齢、お伺いします。

○五十嵐 司議長 健康福祉課長。

○阿久津勝英健康福祉課長 答えいたします。

児童手当の対象の年齢でございますが、ただいま資料のほう、持ち合わせてございませんので、お答えできません。

○五十嵐 司議長 12番、高野精一君。

○12番 高野精一議員 課長新任で、大変申しわけないのですが、ちょっとその資料は提出してもらえることはできるのでしょうか。提出しなくても人数だけちょっと調べてきてもらって、ちょっと教えていただきたいと思うのですが。

○五十嵐 司議長 副町長。

○渡部正義副町長 答弁に資する資料を持ち合わせておりませんので、暫時休憩いただいて、確認をお願いしたいと思います。

○五十嵐 司議長 ただいま、答弁することができませんでしたので、今後の、質疑に支障がありますので暫時休憩します。

休憩 午後 1時11分

再開 午後 1時29分

○五十嵐 司議長 それでは、会議を再開いたします。

健康福祉課長。

○阿久津勝英健康福祉課長 大変お待たせいたしました。お答えいたします。

まず、児童手当の支給の年齢でございますが、中学3年生までとなっております。

続きまして、母子手当ということで、その支給年齢でございますが、児童扶養手当の支給の年齢でございますが、18歳までということで定められております。

先ほどの、答弁の中で私、ひとり親の人数がふえているとお答えいたしました。今ほど調べてまいりましたところ、平成28年が164人、平成29年が159人ということになってございました。

○五十嵐 司議長 12番、高野精一君。

○12番 高野精一議員 これ、大変皆さんのご足労をかけて申しわけありませんでしたが、ついでだから1つ聞きますが、この手当、1人に対して大体幾らぐらい出ているのか、それはわからないかな。それは総務課長でも政策課長でも構わないですが。

○五十嵐 司議長 総合政策課長。

○小寺俊和総合政策課長 前任でございましたので、かわりにお答えさせていただきます。

児童手当でございますが、年齢によって、また、第何子によってまた違うのですが、基本的には1万5,000円、1万5,000円になります。単価が。

場合によっては1万円というケースもございます。その2種類があるということでございます。

○12番 高野精一議員 了解しました。

○五十嵐 司議長 12番、高野精一君。

○12番 高野精一議員 私、この質問というか、したのではですね、近年、この燃料の高騰が大変見られてきて、ガソリンはちょっと下がってきたのですが、軽油、石油は下がっていないという中で、この生活支給というわけではないのですが、こういう非課税の世帯に対して、そういう灯油の補助を同時にするとか、そういう協議を一応したのかどうかお伺いしたいと思います。

○五十嵐 司議長 副町長。

○渡部正義副町長 過去に、福祉灯油なる制度を設けて、動いたことがございます。これは県のほうがリードして動いたものでございますが、今回も燃料高は気にはしておりました。しか

しながら、まだ、生活に余裕のない方への支給レベルではないだろうということで予算の検討には至ってございません。

○五十嵐 司議長 12番、高野精一君。

○12番 高野精一議員 今後、そういうことは考えることがあるのかどうか、それだけお伺いしたいと思います。

○五十嵐 司議長 町長。

○大宅宗吉町長 お答えいたします。

今、副町長から過去、石油の燃料費、この扶助はしたことがありますけれども、今後の推移を見ながら、そして状況判断して、そのようなことも検討するような状況になれば、町としてもその対応は必要になってくるのかなとそのように考えておりますけれども、今の状況としては、今、副町長が答えたとおりでございますので、ご理解を願いたいと思います。

○12番 高野精一議員 はい、了解。

○五十嵐 司議長 以上で、高野精一君の質疑を終わります。

ほかにございませんか。

9番、湯田哲君。

○9番 湯田 哲議員 ちょっと時間の長い後にやりづらいですけれども、一般補正の30ページ、31ページのところに行ってください。

I C Tの小学生の部分で、116万3,000円という部分と、その下のページの同じ部門の2カ所ですが、共通している項目なので聞きたいのですけれども、約200万円ほど、リース料として減額されている。何々等と書いていないので、全くリース料だと思うのですが、総額で中学校のほうを見るだけでも4,600万円というリース料そのものだとすると、かなり高額で、5年間掛ければ2億円を超えるような、i P a d等や電子黒板も含んだ総額だと思うのですが、このリースだと前もってわかる、この分でもしわかれば200万円、11校、4校、7校の合計11校の中で、その下がった要因というか、それがわかれば、見積もりか何かで下がったのか、何か要因があったのか聞きたいです。

○五十嵐 司議長 学校教育課長。

○芳賀美恵子学校教育課長 お答えをいたします。

使用料については、各学校のパソコン教室のリースの完了を待ちまして、デスクトップからタブレットに変更しております。その関係でリース料にも変更が出ておりますので、この受け差として今回は減額させていただきました。

申し添えますと、11校全部ではなくて、計画的にリースの完了を待って、やっていくということで、ことしはこの金額を上げさせていただきました。

○五十嵐 司議長 9番、湯田哲君。

○9番 湯田 哲議員 今のところは、理解してなかったのですが、わかりました。

その境目だということですね。じゃ、どっちかと言うとiPadに、だんだん切りかわっていくので、いずれ一定した分になると思うのですが、これ、考えてみると本当に毎回、この数字を出すのだけれど、ICTって書いてあったので、何かICTのみかと思って、PCはまた別にあるのかと思いましたが、総括してこのICTという形を使っているということがわかりました。

ぜひ、1,000人ちょっとの児童の中で、4,600万円と言うと1人4万5,000円ぐらい頭で、先生方も入っているのかもしれませんが、1,000人の子供たちと、小学生、中学生合計すると1,000人ちょっとなんですけれども、4万6,000円だったら、小学校に入るために子供たちの祝いとして、iPad、1人ずつに充てれば、あとはそのままいけるような、いろんな計画も考えられると思いますけれども、ぜひ、高額なICT教育に、こういうもの使われていますので、さらなるICT教育の充実を図ってほしいなと思って、すごいお金使っていますから、その辺はよろしく願いいたします。教育長の考えを。

○五十嵐 司議長 教育長。

○星 英雄教育長 私のほうからお答えしたいと思います。

ICTの導入につきましては、前から議員のほうからいろいろご提案をいただきまして、大変ありがとうございます。

先ほども答弁申し上げましたけれども、ICTの中にはパソコンだけではなくて、電子黒板とか、そういうものを総称してICTということで、大変学校のほうも活用状況が進んでいる。パソコンについても、今までデスクトップのパソコンだったのですけれども、それをタブレット型のパソコンに順次切りかえて、それを今度、コンピューター室から持ち出して、自分が学習する場に持って行って、そこでそれを活用しながら、学習できるような環境にだんだん変えていきたいなというように考えています。

あと、議員おただしのおり、1人、やがては1台ずつの時代が来るのかなというふうに私も考えておりますが、現段階におきましては、パソコンは早急に全員1台ずつ導入するのではなくて、やはり徐々に導入していくことがベストかなというふうに考えております。

先ほども申し上げましたけれど、パソコンに頼らない授業というのも、非常に大切になって

くるかなと、仮に全部導入すると、じゃ絶対パソコンを使って授業、全部進めろというような感じで捉える方もいらっしゃるかなというふうに感じますので、やはりその辺は慎重に考えながら導入していく必要があるかなというように思っております。

現段階としては、そのような導入方法で充実を図ることが、可能だと考えていますので、ご理解をお願いしたいと思います。

○五十嵐 司議長 9番、湯田哲君。

○9番 湯田 哲議員 そうですね。そのICTばかりに頼っていくと先生が多分、すごく楽をしてしまうような気がするけれども、またその別な仕事、作業が先生には残っているかもしれないけれども、今、教育長言われたみたいに、読み書きの、読み書きの部分で、本当に重要視して、今までの再確認をする意味で授業内容がまたさらに読み書きのほう比重が上がったりする時代もあるのかもしれない。よろしくをお願いします。

終わります。

○五十嵐 司議長 これで9番議員の質問を終わります。

そのほか質疑ありますか。

5番、室井英雄君。

○5番 室井英雄議員 私からは確認を含めてお伺いしたことがあります。

一般補正の28ページ、消防施設費の火の見やぐら撤去委託料、これはどこの地区の火の見やぐらを撤去しようとしているのかお伺いいたします。

○五十嵐 司議長 館岩総合支所長。

○阿久津弘典館岩総合支所長 お答えいたします。

この費用につきましては、館岩地域の火の見やぐら8基の撤去の委託料でございます。

よろしくをお願いします。

○五十嵐 司議長 5番、室井英雄君。

○5番 室井英雄議員 撤去理由についてですが、経年劣化による腐食とか、統合によって機能しないとか、どのような理由で撤去されるのかお伺いします。

○五十嵐 司議長 館岩総合支所長。

○阿久津弘典館岩総合支所長 お答えいたします。

今、議員からお話がありましたように、経年劣化によりまして腐食が進んでおります。それによりまして、地域の住民からも危険であるので撤去してほしいという申し入れがありました。それに基づきまして、実際、昭和37年、41年ぐらいに建設したものでございまして、経年劣

化ということでございます。安全のために撤去ということでございますので、ご理解願います。

○五十嵐 司議長 5番、室井英雄君。

○5番 室井英雄議員 では、お伺いたします。

南会津消防団で保有、所有している、現在、火の見やぐらは何基あるか、わかれば、わかればでいいですから。

○五十嵐 司議長 住民生活課長。

○居倉雅彦住民生活課長 ちょっと現在のところ把握しておりません。

○五十嵐 司議長 5番議員に申し上げます。

今後の質疑に支障がありますか。

○5番 室井英雄議員 いえ、別段ないです。

○五十嵐 司議長 ないですか。じゃ後からお聞きしてください。

じゃ5番議員に申し上げます。

ただいま答弁することができませんでしたが、今後の質疑に支障がないということでありますので、後から聞いていただいてもよろしいですか。じゃそのようにしてください。

5番、室井英雄君。

○5番 室井英雄議員 何基あるかは私も把握していませんが、その中で、撤去してほしいという、今、支所長が言われた経年劣化等々の理由で撤去してほしいという要望が上がっている、どっかにはありますか、現在。

○五十嵐 司議長 住民生活課長。

○居倉雅彦住民生活課長 お答えします。

第1支団のほうでは、そういう要望はございません。

よろしく願います。

○五十嵐 司議長 5番、室井英雄君。

○5番 室井英雄議員 私も第1支団、第1分団のほうの分団長ということで、今、そういう立場で消防団活動をやっているのですが、私が管轄している管内でも、まだ5基、保有しています。その中にもやはり経年劣化による腐食等も見られます。今後、そういう撤去してくれという要望があれば、随時対応していただけるのかお伺いたします。

○五十嵐 司議長 副町長。

○渡部正義副町長 今回、予算計上をしたのは、以前は火災のときの放送をしたりというような用途に使っていたのですが、そういったものもない。さらには腐食の影響で倒壊の可能性が

あるということでしたので、今回、館岩地域については補正予算で計上させていただきました。

今後、同様の事案がそれぞれの支団で発生しているとすれば、状況を見て必要な予算は確保すべきというふうに考えおります。

○五十嵐 司議長 5番、室井英雄君。

○5番 室井英雄議員 そのようなときはよろしくご配慮お願いいたします。

以上で終わります。

○五十嵐 司議長 これで5番議員の質疑を終わります。

ほかに質疑ありますか。

〔「なし」と言う者あり〕

○五十嵐 司議長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○五十嵐 司議長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○五十嵐 司議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



◎議案第93号の質疑、討論、採決

○五十嵐 司議長 日程第13、議案第93号 平成30年度南会津町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）を議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○五十嵐 司議長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○五十嵐 司議長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○五十嵐 司議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



◎議案第94号の質疑、討論、採決

○五十嵐 司議長 日程第14、議案第94号 平成30年度南会津町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○五十嵐 司議長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○五十嵐 司議長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○五十嵐 司議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



◎議案第95号の質疑、討論、採決

○五十嵐 司議長 日程第15、議案第95号 平成30年度南会津町介護保険特別会計補正予算
(第2号)を議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○五十嵐 司議長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○五十嵐 司議長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○五十嵐 司議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



◎議案第96号の質疑、討論、採決

○五十嵐 司議長 日程第16、議案第96号 平成30年度南会津町農林業集落排水事業特別会
計補正予算(第1号)を議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○五十嵐 司議長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○五十嵐 司議長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○五十嵐 司議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



◎議案第97号の質疑、討論、採決

○五十嵐 司議長 日程第17、議案第97号 平成30年度南会津町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○五十嵐 司議長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○五十嵐 司議長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○五十嵐 司議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



◎議案第98号の質疑、討論、採決

○五十嵐 司議長 日程第18、議案第98号 平成30年度南会津町水道事業会計補正予算（第1号）を議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○五十嵐 司議長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○五十嵐 司議長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○五十嵐 司議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

暫時休憩します。

議会運営委員を中会議室2で開催します。再開の放送は5分前に流します。

休憩 午後 1時48分

再開 午後 1時59分

○五十嵐 司議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。



◎日程の追加

○五十嵐 司議長 先ほど、議員の派遣の件、各常任委員長及び議会運営委員長から閉会中の継続調査の申出書が提出されております。

お諮りします。

この際、これらの案件については、お手元に配付の追加議事日程のとおり日程に追加し、議題にしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○五十嵐 司議長 異議なしと認めます。

よって、提出されております案件については、お手元の追加議事日程のとおり日程に追加し、議題とすることに決定しました。



◎議員派遣の件について

○五十嵐 司議長 追加日程第1、議員派遣の件についてを議題とします。

お諮りします。

議員派遣の件については、会議規則第127条の規定によって、お手元に配付のとおり派遣することにしたいと思っております。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○五十嵐 司議長 異議なしと認めます。

よって、議員派遣の件については、お手元に配付のとおり派遣することに決定しました。

◇

◎閉会中の継続調査について

○五十嵐 司議長 追加日程第2、閉会中の継続調査についてを議題とします。

会議規則第75条の規定によって、お手元に配付の閉会中の継続調査申し出一覧表のとおり、各常任委員長から所管事務調査、議会運営委員長から所掌事務調査について、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。

委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○五十嵐 司議長 異議なしと認めます。

よって、委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

◇

◎閉会の宣告

○五十嵐 司議長 本定例会の会議に付された事件は全て終了しました。

会議を閉じます。

平成30年第4回南会津町議会定例会を閉会します。

ご苦労さまでした。

閉会 午後 2時02分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

平成 年 月 日

議 長 五十嵐 司

署名議員 大 桃 英 樹

署名議員 星 登 志 一